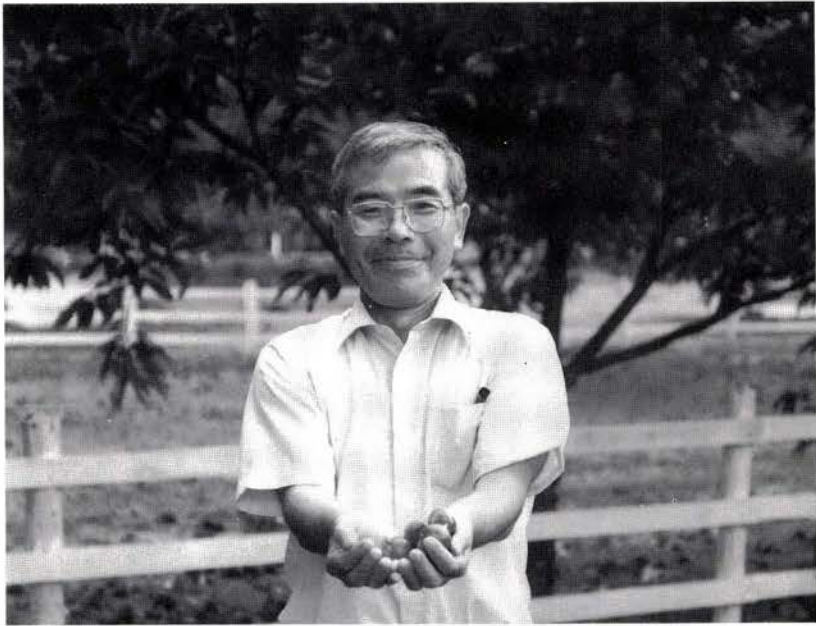


ふみ
書読む集ひは樂し

野間口行正 遺稿集



(平成3年)



(ご両親・妹様と 昭和42年)



(奥様・娘様と 平成元年)

目次

序に代へて(国民文化研究会理事長・小田村寅二郎)	2	論集二	42
論集一		「人民民主主義」と最近のソ連動向	42
パール判決書を読みて	6	唯物史観論	46
東京裁判について	11	和を以て貴しとなす	59
第三回葉山合宿レポート	13	感想文	65
開戦責任と日本——ハルノートを中心として——	15	四土会の案内状	75
日本共産党における憲法構想批判(一)	17	詠草	83
日本共産党における憲法構想批判(二)	21	書簡	87
八月革命説を批判する(一)	25	年譜	92
——宮澤俊義氏の所説をめぐって——		附	
八月革命説を批判する(二)	29	弔辞	94
——宮澤俊義氏の所説をめぐって——		思ひ出の記	96
大嘗祭について	34	追悼歌	112
靖国問題に猛省を促す	36	追憶の歌	120
靖国裁判に関する新聞論調を批判する	38	あとがきに代へて	127
最近思ふこと	39		

序に代えて

小田村寅二郎（数へ、八十三歳）

（社団法人・国民文化研究会・理事長）
（元亜細亜大学教授）

ここに故野間口行正さんの「遺稿集」が、知友の方々の熱誠によつて編集され、上梓に到つたことは、悲しい中にも嬉しい限りである。平成七年八月十八日の午後、蟬しぐれのする眞夏の暑さのさなかで、五十六歳の若さで野間口さんが病院で息を引きとられ、多くの人々に惜しまれつつ、あの世に旅立つてしまはれたことは、生涯の友と自認される澤部寿孫氏が、本書の「あとがき」に記されたやうに、彼の知友にとつて、正に「青天の霹靂」としか言ひやうのない突然の御逝去であつたのである。

この「遺稿集」のゲラ刷りが私に渡されてから、一通り目を通させていただいたところ、野間口さんの御生涯に改めて深い感動を覚えずにはをられなかつた。

先づ第一は、その長いとはいへない御生涯の中で、日本の国にとつても、日本人として生き続ける上でも、時事的に、いつも最も大切な問題を取り上げて取り組まれた、その着眼の鋭さについて深い感銘を受けたのである。しかも取り上げたテーマへの取り組み方も、全く局外者であられるにも拘らず、実に真剣、かつ、精細に論及、論破なさつてをられたことである。具体的に申しますと、本書の「第一部 論稿一」に見られる「パール判決書を読みみて」にはじまり、「東京裁判について」につづく二つの論稿を読み直すことで、そのことが強烈に印象づけられてくる。

また、「開戦責任と日本」ハルノートを中心にしてⅡ（昭和四十五年）の一文は、前二編とも深くかかはつてゐるが、正に出色の論考と思ふ。我々国民が当時最大の関心を払つた問題であるばかりか、五十年後の今も改めて関心を払はざるを得ない将来へ向けての重大課題であるからである。

第二に、野間口さんの着眼の鋭さを覚えたのは、東大風のおぞましい傾向の中にあつた憲法学担当の宮澤俊義・小林直樹教授らの系列に対する痛烈な批判の連載物であつた。それは、昭和五十四年のものであるが、「八月革命説批判Ⅱ宮澤俊義氏の所説をめぐつてⅡ（その一）（その二）」として、「国民同胞」に載つたものであるが、大東亜戦争における日本の敗戦を「日本に八月革命が生れた」と勝手に断定して、祖国日本を侮辱したことに対する痛論であつた。

なほ、宮澤教授に対しては、支那事変下の昭和十二年に、当時東大法学部学生としての私が、深い憤りのもとに一筆した文章（それが後日、私への処分理由となつたもの）があるので、当時の私の記述の一部を参考に添付させていただくことにする。宮澤教授は、戦

時下の日本で国家公務員の待遇を受けながら、日本の国体（天皇制）に反旗をひるがへしてゐた人物であつたのである。野間口さんは、戦後の学生であられたにもかかはらず、宮澤（それは、歴史的に見れば、日本の国を否定した人物）といふ人物を、鋭く看破つてをられたことに注目せざるを得ないのである。

（参考）昭和十二年・総合雑誌『いのち』九月号掲載論文

東大法學部に於ける講義と學生思想生活

—精神科學の實人生的綜合的見地より—

小田村寅二郎

一、現東大法學部に存在するものは自治か專制か

（中略）

又、昨年（今年三月まで）に於ける宮澤俊義教授擔當の法學部の帝國憲法講義は、憲法中の第一問題たる、統治大權の帰屬問題に關して、之を作爲的に敬遠し、全然之に論及することなき講義であつた。それは云はゞ、憲法講義の形態を整へざる憲法講義であり、その事實は、事變下に於ける東大法學部に、帝國憲法の講義が行はれてをらなかつたと極言せられても仕方のない事柄である。即ち、三〇〇頁に垂んとする同教授著のテキスト「憲法講義案」には、同教授の最も得意とする帝國議會の事項に關しては、實にテキスト全頁の四分の一が費されてゐるに拘らず、肝心の憲法第四條

「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」

の統治權上の最重要條項に關しては、奇怪至極にもその條文すら、テキスト中に一ヶ所も記載されてをらなかつたのである。これも學内では少しも問題とされはしなかつた。法學部第一の重要講義の實内容が假令かゝるものであつても、教授の人格を尊重して之に容喙がましい批評を加へないのが、大學の所謂自治なのである。（以下略）

この「遺稿集」に見られる第三の特長は、野間口さんが、国民文化研究会の先輩・同輩・後輩たちとの「誠心・誠意を傾けての交友と研鑽の足跡」である。昭和四十五年の神奈川県葉山のアサヒビル寮での「有志合宿」をはじめとして、起居を共にしての交友と研鑽は、その記録者としての野間口さんの筆を通して、如実に、ひしひしと伝はつてくるのである。「一期一会」を地で歩まれた野間口さんの在りし日の^{おかげ}佛が、まなかひに甦つてくる。

また、奥さまが、亡き御主人にならつての短歌創作の御修道にはいられた夫唱婦随のお姿には、私のみならず読者各位の深い感動をさそふに相違ない、と思ふ。日本の家庭の在るべき精神世界が、そこに具現してゐることに感嘆久しくする思ひを禁じ得ないからである。

野間口行正さんのみたまを偲びて

一二つなき尊きみいのちすめくに捧げたまひき野間口の君はや

論集一 (昭和四十二年～平成五年)

- 一 パール判決書を読みつて
- 一 東京裁判について
- 一 第三回葉山合宿レポート
- 一 開戦責任と日本——ハルノートを中心として——
- 一 日本共産党における憲法構想批判 (一)
- 一 日本共産党における憲法構想批判 (二)
- 一 八月革命説を批判する (その一)
- 一 八月革命説を批判する (その二)
- 一 大嘗祭について
- 一 靖国問題に猛省を促す
- 一 靖国裁判に関する新聞論調を批判する
- 一 最近思ふこと



(昭和44年2月・第3回葉山合宿)

パール判決書を読みて

(昭和四十二年「葉山合宿記録」)

編者のことば

日教組が猛威をふるひ、共産主義が横行して國論が二分され、國の統一が危ぶまれてゐた昭和三十年初期に、世代の断層を埋め、国民同胞感を取り戻すために、第一回合宿教室が、霧島にて、開催されたのは、昭和三十一年であつた。それより十年の歳月が流れた昭和四十一年の第十一回雲仙合宿教室において、年齢的な断層を埋めてくれる若手グループ(合宿教室卒業生)に合宿教室の運営が委託され、ここに相続の第一歩が始つたのである。

関東地方に大雪が降つた昭和四十二年二月十一日、十二日(一泊二日)、葉山のアサヒビル寮にて東京(五名)・横浜(三名)・千葉・浜松・大阪・和歌山・各一名の計十二名が集まり、第一回合宿教室が行はれた。参加者(上村和男・坂東一男・三宅将之・七夕照正・国武忠彦・福田忠之・福島宏之・野間口行正・澤部壽孫・徳地康之・柴田悌輔・大川寿雄及び小田村理事長)

一、パール博士の逝去を悼む

パール博士は去る一月十日、八十一歳の高齢で逝去された。博士は高邁な宗教の哲理による「真理」を信条として、その生涯を全うされたのである。法学者である博士は、東京裁判におけるインド代表判事として、また国際連合における「国際法委員会」の委員(委員長を二回歴任)として、世界平和の確立のために活躍された。博士はまた世界連邦建設の運動に熱心であられたが、博士のそれは、

決して現実から遊離した理想論でなく、国際政治の現実の動向を直視され、その基礎の上に平和への道を探求されたのである。

「真理は常に謙譲で静かに待たねばならない。」これが博士の平和論を貫く太い柱であると思はれる。パール博士は逝去された。併し博士は、東京裁判における「パール判決書」と共に、永久に我が日本の歴史の中に生き続けるであらう。かつての東京裁判での敗者の正義を守つた英知と勇氣の書「パール判決書」を熟読し、今次大戦の眞実を解明し、世界平和への道を眞剣に考へることこそ、博士の逝去に対するこよなき弔ひになると確信する。

パール判決書とは云ふまでもなく、東京裁判(正確には「極東国際軍事裁判」と云ふ)におけるインド代表判事パール博士の判決書である。今次大戦終了後、戦勝国は枢軸国である日本およびドイツの指導者を戦争犯罪人として軍事裁判に訴追した。国家の指導者を戦犯として裁判に附すことは史上初の事であり、裁判の開始と共に「ごうく」とした意見が寄せられた。特に戦勝国が戦敗国を、しかも戦争終了直後の未だ敵国に対する憎悪の念のをさまらぬ時に、国家の指導者を裁くことの異常さに深い注意が喚起されたのである。

同裁判は終了し、我が国指導者は侵略者の烙印を押され、処刑されあるいは実刑を科せられたのである。(東京裁判においては、裁判官十一名中、八名が支持し、二名が一部反対、博士のみ全面反対。)

パール博士はこの裁判に対して真向うから反対され全被告無罪の判決を下された。「同僚判事の判決と決定に同意し得ないことは本官のまことに遺憾とするところである。」に始まる博士の判決書は邦訳十万字に及ぶ膨大なもので、この判決書を貫くものは、「真理」と「眞実」の追究であると云つても決して過言ではあるまい。

博士が来日されたときの歓迎式の席上で、ある人が「同情ある判決をいただき感激に堪へない。」と発言したところ、博士は直ちに発言を求められ、「私が日本に同情ある判決を行つたと考へられるならば、とんでもない誤解である。私は日本の同情者として判決したのでもなく、西欧を憎んで判決したのでもない。真実を真実として認め、之に対する私の信ずる正しき法を適用したにすぎない。ただそれだけの事である。」と所信を述べられたと伝へられている。

東京裁判において、西欧の各戦勝国家が、自国の過去の東洋に対する侵略については等閑に附して、敗者のみを裁いた「儀式化された復讐」に対して、真実の探究の下に真向うから対決された（これは判決書の至るところに現はれてゐる）博士の裁判官としての気概を充分に示してゐる所論である、従つて博士は判決書において、「適用されるべき法とは何か」、「真実とは何か」を追究され、前者に関しては、国際法の諸權威者の学説を豊富に引用、分析され、後者に関しては、明治維新前後から敗戦までの我が国の歴史、およびその時の国際政治の動向を実に詳細に記述されてゐるのである。この判決書の詳細を紹介するのはとても無理であるので、以下判決書の骨子となると思はれる箇所を引用したいと思ふ。

二、「復讐裁判」に対する対決

「裁判長閣下、是れは普通一般の裁判ではありません。何故ならば我々は現にここで全世界を破壊から救ふために文明の断固たる闘争の一部を開始してゐるからであります。」

これは東京裁判におけるキーンン検事の劈頭陳述の一部である。国家の総力戦と云はれる今次大戦に勝利を得た連合国の主席検事が

敗戦国の指導者を裁く自信あふるる態度が目に見えるやうである。連合国は日本の指導者を「侵略者を裁くための文明の闘争の一部」として訴追した。併しここで考へるべき事柄がある。戦勝国はその強大な権力で復讐のために敗戦国の指導者をどうにでも処遇することができ得であらう。併し今次大戦終了後は国際軍事裁判所を設置したのである。裁判の形式をとる以上、法律の手続きにより、法律の定める犯罪によつて被告の正、不正を問はねばならない。而して被告を裁くに当つては、彼の行つた行為の時に存在する法律により犯罪の有無を問はねばならない。行為の終了した後の法律により罪を科すとすれば、それこそ文明国の特徴である市民の権利を保障することはできないであらう。戦勝国と云へども犯罪を新設することはできないのである。

かのニュールンベルグ裁判の開始に当つて、米国のジャクソン検事は、大統領あて、「我々は審理なしに彼等を処罰しようと思へばできる。併し公平のために裁判の形式をとることにした。」旨の報告書を送つた。この報告を引用し、パール博士は次のやうに批判されてゐる。

「ジャクソン判事ともあらう人が、余人ならいざ知らず、合衆国大統領ほどの權威ある人に対して熟慮の上で提出した報告書の中に於いて、この二十世紀の世にかやうな言辞を用ひたことは、全く驚くべき事である。果してどのやうな權威に基づいて、勝者は審理なしに俘虜を処刑し得るのかと質問してみたくなる。」

裁判を行ふことなしに敗戦国の指導者を裁くことは復讐それ自身であり、たとへ裁判の形式をとるとしても復讐の代りに公平をよそほつてこれを行ふことは復讐裁判であらう。博士は、この「復讐裁

判」に真向から対決され、裁判官としての毅然たる態度を次のやうに示されてゐるのである。

「勝者によつて、今日与へられた犯罪の定義に従つて所謂裁判を行ふことは、敗戦者を即時殺戮した者と我々の時代との間に横たわる数世紀にわたる文明を抹殺するものである。かやうにして定められた法律に照して行はれる裁判は、復讐の欲望を満すために、法律的手続きを踏んでゐるやうなふりをするものに他ならない。それはいやしくも正義の觀念とは全然合致しないのである。……儀式化された復讐のもたらすところのものは、単に瞬時の満足に過ぎないばかりでなく、窮極的には後悔を伴ふこと殆ど必至である。」

この「窮極的には後悔を伴ふこと殆ど必至」である状態が早速發生した。当のキーナン検事が重光葵氏を訴追したことは失敗だつたと云ひだしたのである。昭和二十七年、重光氏の弁護士であつたフォーンネス氏あて、「重光氏を不本意ながら訴追したのは、国際情勢により（特にソ連の圧力）やむを得なかつた。」旨の書論を寄せてゐるのである。マツカーサー元帥も、米国上院の委員会で「東京裁判は失敗であつた」旨の発言があつたといはれる。また昨年の出来事であるが、北ベトナムは米国の飛行搭乗員を「ニューロンベルグ裁判（判決理由は東京裁判と同じ）の先例により処刑する権利を保留する」旨を通告し、彼等を市内において引つ張り回す事件が發生した。米国はこれに対し抗議を行つたが、かつて、「文明」の名のもとで行つた同一の事柄を他国から行はれて抗議を發することは文明にあらずして、復讐であつたことの証左に他ならない。

これらの一連の事柄は、東京裁判が復讐裁判に他ならなかつた事を充分に示すものである。併し、パール博士は、「真理」と「真実」

の追究のもとに、これに対し真向うから対決されたのである。

三、パリイ平和条約の解釈について

—— 國家の主權の發動である戰爭は犯罪でない ——

檢察側は、侵略戰爭を計画し、開始し遂行した故をもつて日本を訴追した。而して侵略戰爭とは各種の條約、協定、誓約等に違背した戰爭をいふのであるが、檢察側は一九三八年に締結された「戰爭放棄に関するパリイ條約」をその根拠條約として提出した。このパリイ條約の解釈をめぐつて、檢察・弁護の双方ではげしい応酬がおこつたのである。この條約の解釈こそは被告の犯罪の有無に決定的な影響を及ぼすものといひうる。蓋しパリイ條約が國家の政策としての戰爭を犯罪として規定してゐるならば我が國指導者は犯罪を犯したといひ得るが、それを犯罪として規定してゐなければ訴追されるべき根拠法はなく、被告は無罪となるからである。そこでパール博士は、パリイ條約の制定に當つての各締約國の言明、留保条件等の經過を詳細に調査され、また同條約に対する權威ある國際法學者の解釈を徹底的に検討され、次の如く結論を下されて、檢察側が訴追した訴因中、「平和に対する罪」および「殺人の罪」は、これを却下すべきであると主張されたのである。

一 同條約においては、國家の政策としての戰爭は犯罪とせられなかつたこと。

二 同條約における唯一の効果は、不法な交戰國に対する國際世論を不利にすること

「而し乍らこの條約の課する義務は、常に諸國家の意志に係つてゐるのである。といふのは各國家のとつた行動がこの條約によつて約

諾された義務に違反するものであつたか否かといふことは、各国それぞれ自ら設定すべき問題として残されてゐるからである。……国際社会において、自衛権は禁止されてゐないばかりでなく、各国とも「自衛権がどんな行為を包含するか、またいつ行使されるかを自ら判断する特権」を保持するといふこの単一の事實は、本官の意見では、この条約を法の範疇から除外するに充分である。ケロツグ氏（当時の米国防務長官でありパリイ条約の発案者）が声明したやうに、自衛権は主権下にある領土の防衛だけに限られてゐなかつたのである。……同条約のもたらした唯一の効果は、不法な交戦国に対する世界の世論を不利にすること、これによつて国家間に法を遵守する情感を發達させることがありうるといふにすぎない。」

東京裁判が終了してから二十年経過した。その間に朝鮮動乱、スエズ運河の封鎖、アルジェリアの紛争、ハンガリーの動乱、ポーランドの内乱、今日においてはベトナム紛争等、数多くの局地戦争が勃発した。併し、東京裁判・ニュールンベルグ裁判で先例をみた軍事裁判は開廷せられなかつたのである。パール博士が常に主張されてゐるやうに、現在の国際社会においては国家の政策としての戦争を裁判に附すことは未だその基礎が出来てゐないのである。

四、現在の国際団体の基礎

パール博士は一九六六年に開催された全インド平和會議準備委員会において、委員長としての挨拶の中で、国際連盟が滿州からの日本軍の撤退の決議を行つたことを批難し、国際刑事機構の設置は尚早であると発言され、次の言葉でその挨拶を結ばれてゐる。

「真理は常に謙讓で静かに待たねばならない。」

これこそは博士の平和論を貫く太い柱であると思はれる。前述のやうに博士は世界連邦建設の運動に熱心であられたが、博士のそれは単なる理想論でなく、現実の土台を直視され、その土台の上に国際平和の道を探求されたのである。

各国が軍備を撤廃し、世界連邦を作り、全世界が平和裡に生活することはいふまでもなく理想である。併し乍ら、現在の国際団体の基礎となるものは、依然として「国家主権」であることを忘れてはならない。我々個人の生命・安全・財産も国際社会においては、国家主権の消長に依存するといつても過言ではあるまい。この現実を無視して、「理想」であるが故をもつて、国家生活の行動を律することは却つて危険な事である。

昭和四十五年の安保条約改定の時期に當つても、我々は国際社会の現実の動向を直視し、それに対処しなければならぬと切実に考へる。この点から考へると、社会党の主張する「非武装中立論」は、その意図はどうであるにせよ果たして平和への道を保障するものであるかどうか疑問に思ふ。

ここで博士の国際社会に関する所論を引用することにした。『今日でも諸国家の生活における非常に重要な問題は、国際法体系の範囲外におかれてゐるのであり、これらの問題を裁判に附し得る問題とすることは、いづれの国もこれを肯じ得ないのである。』

……国家の主権こそは今でもなほ国際団体の眞の基礎である。各国家は、ある事項についてはみづから自己の事件の当事者であるばかりでなく、裁判官であり、執行者である。国家の外部的均衡關係に基づいた全人類の連邦が将来の理想であるかも知れない。併し、この理想が實現されるまでは、国家団体の根本的な基礎となるものは

将来においても依然として国家主権であらう。国際機構は今日までのところでは、上述の国家主権の本質を充分に実現させるための何等の規制を設けてゐない。その実現は各国家の力に委ねられてゐるのである。真の国際平和のための機構は、現在までのところ何一つ設けられてゐない。」

「国家の主権が依然として国際関係の眞の基礎である限り、国家の憲法を維持することによつてなされた諸行為は、依然として国際制度上においては裁判を受けるべきものではなく、かやうな資格で職権を遂行した個人は、依然として国際法の圏外におかれるといふことを本官は忘れることはできない。」

五、米国の原爆投下について

——判決は後世が下すであらう——

パール判決書の圧巻は、なんといつても連合国の原爆投下決定に対する批難である。

東京裁判において不公平な法廷の運営について糾弾した判事もゐた。判決作成の不明瞭なやりかたに抗議を行つた判事もゐた。またソ連の日本侵略に対し抗議を行つた判事もゐた。併し、連合国の代表国であるとも云へる米国の政策決定に対して真向うから糾弾されたのは、実にパール博士だけであつたのである。東京裁判においては、パール判決書は少数意見があると発表されただけで、遂には朗読されなかつた。そして日本が独立するまでは、パール判決書の刊行は禁止されてゐたのである。蓋し、「文明を擁護する」ために訴追した東京裁判の正当性を根底から覆へすことになり、日本の弱体化のための占領政策に支障を来すことを考慮したからであらう。

日本が独立した現在においては、東京裁判の実体を究明し、かつ今日においても引継がれてゐる占領下における我が国の制度・政策および思想等を再評価しなければならぬ。そのためにもパール判決書を熟読することは、必要な事であると確信する。

ここで、博士の裁判官としての気概を十分に示してゐる米国の原爆投下に対する所論を引用し、この小論を終ることにしたい。

（第一次世界大戦において、ドイツの皇帝ウイルヘルム二世がオーストリア皇帝に、戦争を短期に終了させるために、「老若男女を問はず殺戮し、一本の木でも一軒の家でも立つてゐることを許してならない」旨の書翰を送つたことを引用されて）

「これは彼の残忍な性格を示したものであり、戦争を短期に終了させるためのこの無差別殺人の政策は、一つの犯罪であると考へられたのである。」

我々の考察のもとにある太平洋戦争においては、若し前述のドイツ皇帝の書翰に示されてゐることに近いものがあるとすれば、それは連合国によつてなされた原子爆弾使用の決定である。この悲惨な決定に対する判決は後世が下すであらう……、若し非戦闘員の無差別破壊といふものが、未だに戦争において違法であるならば、太平洋戦争においては、原子爆弾の使用の決定が、第一次世界大戦中におけるドイツ皇帝の指令および第二次世界大戦中のナチス指導者達の指令に近似した唯一のものであることを示すだけで、本官の現在の目的のために充分である。このやうなものを現在の被告の所為には見出すことはできない。」

東京裁判について

(昭和四十三年「第二回葉山合宿記録」)

編者のことば

十一月下旬に「国文研相統体制の樹立」についての手紙が、在京の若手グループから全国の若い同人に発せられ、全国各地からそれに呼応して力強い共鳴が寄せられた。前日の大雪は止み、かなりと晴れ上つた昭和四十三年二月九日(十一日)、「二泊三日」、葉山のアサヒビル寮において全国各地より十七名及び小田村理事長と浜田収二郎先輩の参加を得て第二回葉山合宿が行はれた。

参加者名と研究発表テーマ。

上村和男(昭和史) 坂東一男(国防について) 国武忠彦(乃木將軍について) 三宅将之(人間の品位と生活について) 福田忠之(ウイーン体制よりピスマルク時代) 福島宏之(国防について) 野間口行正(東京裁判について) 亀井孝之(日本国憲法下における天皇) 澤部壽孫(歴代天皇御製について) 柴田悌輔(日本の知識人と生活人) 大川寿雄(業隠について) 中川裕司(入社時の初心をふりかへつて) 浮田昌次郎(韓国訪問感) 磯貝保博(五箇条の御誓文) 森重忠正(職場体験発表) 岩越豊雄(安岡正篤著「東洋思想の一淵源」読後感) 今林賢郁(真の学生運動とは何か)

先日、参院選挙の際の各党の政見を聞いた。その中で特に印象に残つたのは、社会党の意見であつた。同党の外交方針が、安保条約破棄、非武装中立であることは周知のとほりである。その根拠は日本を侵略する國はない故日米ソ中等と多角的に不可侵条約を締結したら良いと云ふことにある。その際、記者団から、昭和二十年のソ

連の日本に対する侵略について意見を求められたところ「それ以前に日本はソ連を侵略した。また、ヤルタ会談において連合国から要請された事情があることを忘れてはならない。」旨の発言があつた。ヤルタ会談においてソ連の対日参戦に関する密約がなされたことは公然の事実である。併しその結果を当の日本が弁護する必要はないであらう。有効に存在してゐた条約がソ連から一方的に破棄されたことは疑ひのない歴史的事実であり、条約の存在のみでは平和が保証される確証はないことを指摘すれば十分であらう。

問題はソ連に対する日本の侵略と云ふ点にある。ソ連に対する侵略? 日露戦争のことを侵略したと云ふのであらうか。その他、国境争ひや居留民の保護等の問題により、日ソ間で紛争が発生したことは事実である。併し、日本がソ連を侵略したといへる紛争があるのだらうか。日本の指導者は、ソ連と事を構へることを極度に警戒し避けようとしたことが真相である。しかも、ソ連が侵入してきた時には、日本はソ連に対して和平の斡旋依頼してゐたのである。

同党を含めて、日本人の多くが戦前の歴史を日本帝国主義の侵略と見て、罪悪視してゐると思ふ。勿論、唯物史観を信奉してゐる人々の見方もあるだらう。併し、戦後の教育により、東京裁判の進行により、自然に思ひ込まされた人が圧倒的に多いと思はれる。現在の日本は国論が二分してゐる。国内に三十八度線が敷かれてゐる。いや、國家が二つあると憂慮されてゐる。その根本にあるものは、歴史観の分裂にはかならないと思ふ。個人のみならず國家も歴史により育まれる。歴史の流れに従つて、刻々と起つては消えてゆく現在を積み上げることによつて、成長し発展してゆく。その土台となるべき歴史に対する評価が真向うから分裂してをれば、その上に立つ

国家の価値評価のあり方も分裂してしまふのは当然の事である。

国論の統一を回復しようとするれば、歴史と深く付き合ひ、歴史に対する愛情を回復する事が根本的な事と思はれる。そのためにも、東京裁判の再検討は必要なことと思ふ。なぜならば、東京裁判での多数派判決に沿つて、戦前の歴史が評価されてをり、又、学校教育もなされてゐるからである。吉田茂氏の「回想十五年」によれば、連合軍の初期の占領政策は、戦前の歴史に対する誤解に基づいてゐたといふことである。即ち、「日本は徹底的な軍国主義、極端な国家主義の国であり、日本人の大多数もさういふ思想が骨の髄までしみわたつてゐる。従つて、占領と同時に真先に為すべきことは、日本人を、自由主義的、民主主義的に解放することである。」と。

その具体的現れが、五D政策（註）といはれるものである。その五D政策に基づいて、民主化、非軍事化のために革命的な変革が為されたのである。そしてその基礎となつたものが、日本民族の精神の改造、即ち歴史からの断絶にあつたことは云ふまでもあるまい。事実、学校教育において、歴史、地理を教へることは禁止されてゐたのである。そして昭和二十一年五月から開廷された東京裁判において、連合国は、我が国指導者を、昭和六年から敗戦に至るまでの十四年の長期に亘つて、「侵略戦争を計画し準備し開始し実行するために共同謀議を行つた」と壮大なドラマを想定し、起訴したのである。二年有半に亘る審理の結果、外国人を含む弁護側の事実に立脚した必死の防御にかかはらず、この想定に従つて全員有罪の判決が下されたのである。（内訳は、絞首刑七名 終身刑十六名 禁固二十年一名 禁固七年一名）

東京裁判での進行状況および判決は逐一ラジオ、新聞等で国民に

報道された。而して同裁判での結論は、易々として国民に受入れられてしまつたのである。長期に亘る戦争の疲弊、極度の食糧不足、住宅問題等、その日暮して精一杯であつたこと、それに加へて占領軍の容共政策、追放による指導者層の欠如（対象は、市町村の指導者層にまで波及した）、また軍部に対する反発等のため、まさにテナヤワンの異常な時期に行はれたものであるから、その時は仕方なかつたのかも知れない。併し、独立した今日においては、東京裁判の実態を追求し、同裁判で確立された「侵略のための共同謀議」について再検討を加へなければならぬ。歴史の評価に対する共感を回復し、国論の統一を期するためにも。

東京裁判では、ドイツにおけるニュールンベルグ裁判と異なり、貴重な資料がある。法廷では遂に朗読されなかつた少数意見がそれである。オランダ代表、ローリング判事は法律論および事実論（特にソ連との関係）について、また、フランス代表、ベルナル判事は法廷の運営および判決作成の不明瞭なやり方について、それぞれの多数派意見に反駁してゐる。特にインド代表、パール判事による「全被告無罪」の少数意見は、法律論、事実論および手続論に関し、質量共に他の判決書を凌駕するものである。東京裁判における検察側の立証、弁護側の反証、複数の判決書を究明することによつて、国際関係における複雑な法律問題や歴史が浮き彫りにせられ、将来の動向をも示唆することになると思ふ。

（註）五D政策（非武装化 Disarmament、非軍事化 Dismilitarization、非産業化 Disindustrialization、非集中化 Decentralization、民主化 Democratization）

第三回葉山合宿レポート

(昭和四十四年「国民同胞」三月号)

さる二月八日(土)から十一日(火・紀元節)まで三泊四日にわたつて、葉山のアサヒビル寮で国文研の若い会員による合宿が開催された。一昨年、昨年に引き続き、本年度で三回目である。各人忙しい仕事や、家庭をもちながらも、連休を惜しまず、関東十四名、九州三名、浜松富山から各一人の総員十九名が参加した。なほ、小田村理事長が途中からお出下さつて我々の今後のあり方について助言をいたゞけたことはありがたいことであつた。

国文研にも一昨年頃から通称「若いOB」と呼ばれる若い会員からなるグループができ、夏の合宿教室の運営、感想文の編集などを行ひ、国文研の活動に積極的に参加し、また学生の勉強会などにも参加することにより、先輩の憶ひを後輩に伝えてゆく相続体制を確立しつゝある。昨年は若い会員の結集を図り一層積極的な活動を行ふため、特に「相続体制の樹立」といふテーマで合宿を行なつた。その中の国武さんの研究発表「乃木將軍について」が昨年の合宿教室の講義の一つに組み入れられたことは葉山合宿をさらに有意義なものとし、その存在価値を高めた。

今年の合宿も、(一)参加者全員による研究発表 (二)夏の合宿教室に臨む体制 (三)和歌の創作および相互批評 (四)「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」の輪読を骨子として行はれた。そして明治天皇の御製は、毎朝欠かさずに拝誦した。研究発表は、参加者が多いため一人当り三十分の短い時間であつたが、職場体験、教育問題、平素から研究してゐるテーマなど各自が自由に選択した課題に従つてさ

まざまな角度から発表がなされたが、その多様性にか、はらず祖国の再建を願ふ心が一つになり、参加者に一層密接な心のつながりができ、明日に生きる力を与へてくれた。

昨年来、東京大学をはじめとして、各地で激しい学生暴動が行はれ、世相は騒然とし、学生問題が国内の大きな政治問題と化してきつた。この合宿でも、学生問題を含めた教育のあり方が重点的に取り上げられた。殊に教育にたづさわつてゐる人の発表は自分の直接の体験にもとづいての話であつたので非常に印象が深かつた。横浜で高校の教師をしている国武さんは、アンケートをもとにして、「生徒は、人生の教師としての信頼できる先生に接することを強く望んでゐるが、教師はつまらない、全く信頼してゐないと回答してゐる生徒が半分近くもゐる。」と現代のサラリーマン化した教師に高校生が不満をもつてゐると述べ、教育において教師が姿勢を正すことが最も大切なことを訴へた。

昨年教師になつたばかりの富山の岸本君、熊本の北島君の研究発表は教師の立場からの貴重な体験発表だつたので心を強くゆさぶられた。熊本の中学校で教へてゐる北島君は、中学生の道徳観念の欠如を具体的に話し、それは自分の責任を回避して社会変革を夢みる先生方の教へ方に起因すると述べ、「さういふ夢から醒めて、目の前にあるものをみなければならぬ。私には、毎日生徒だけが目に見えてくる。」と結んだ発表は、教師の最も大切な姿勢のあり方を指摘しているやうに思へた。

富山の高校で夜間部の生徒を教へてゐる岸本君は、「夜間の生徒は学力が劣つてゐるため普通の教科についていけない生徒が多い。それで半ば勉強もあきらめてゐるやうだが、無理に教科を消化しよ

うとするのではなく、さういふ生徒の実力に合わせて授業を進め、力に合ったやうに、例へば、小学校五年の数学の実力しかなければ、それに合せて徐々に力をつけさせてから、高校の教科にはいつていくやり方で、生徒と一緒にその問題を考へて生活してゐる。これが私の仕事なのでそれに全てをぶつつけてゐる。」と話したが心の底から生徒のことを考へて教へてゐる彼の言葉に深い感動を覚えた。

鎌倉の瑞泉寺は梅で有名であるが、すでに八分位散つてしまつて残念であつたが、ほの暖かい冬の太陽の下で和歌の創作を行つた。そして、この日は夜が更けるまで厳しい相互批評を行つた。

最終日の十一日は、小田村先生を交へて、学生運動、教育問題を中心として、各地の学生の交流について活潑な意見が出された後、合宿教室に至るまでの活動について、一人一人から決意が述べられた。これまでは全体的に古典などを通じて内面的なものを中心に求めてゐた若い会員も時事問題に対して積極的に取り組んでゆく方向が強くなされた。そして時事問題を取り扱ふに当つても自分の生き方、人生観と切り離すことなく、これに統一して考へていかなければならないといふ姿勢であつた。

最後に、在京の大学生・六名を交へて話し合ひが行なわれた。東京大学の紛争の渦中にあつて懸命に活動を行つてゐる石村君、東京八日会のあり方に苦悩してゐる津下・斎藤・広瀬君等の考へを聞きその人達の活動の指針と一緒に考へた。具体策を導き出すことはできなかつたが、自分のこととして考へ真剣に話し合ひが行はれた。

かうして合宿の全日程が終り、夏の合宿教室への参加を誓ひ合ひなごりを惜しんで帰路についた。(野間口行正記)

合宿の参加者は次のとおり。なほ三宅将之さん(岡大37卒・岡山県立操山高校教諭)が、急に風邪をひき参加できなかつたのは残念だつた。

上村和男(鹿大33卒・千代田コンサルタント)

本村正己(日大中退・警察庁)

国武忠彦(早大37卒・神奈川県立翠嵐高校教諭)

福田忠之(鹿大38卒・神奈川県立平沼高校教諭)

野間口行正(鹿大38卒・新技術開発事業団)

澤部壽孫(長大39卒・日商岩井)

柴田悌輔(中大40卒・三菱石油)

山本博資(早大43卒・川崎重工業)

大川寿雄(日大40卒・東京鋼鐵工業)

小幡道男(早大41卒・小松電子金属)

山内健生(亜大42卒・国民文化研究会)

岩越豊雄(亜大42卒・箱根町立仙石原小学校教諭)

磯貝保博(中大42卒・講談社)

森重忠正(長大42卒・エー・アンド・エージャパン)

岸本弘(富大43卒・富山県立福光高校教諭)

北島照明(鹿大43卒・熊本県嘉島村立嘉島中学校教諭)

古賀保臣(明大42卒・メデイクス貿易)

行武潔(九大大学院学生)

田村潔(九大大学院学生)

開戦責任と日本

——ハル・ノートを中心として——

(昭和四十五年「葉山合宿記録三号・四号」)

開戦責任は民族にとつて重要な問題であり、民族の名譽心と道義心に深い関係がある。大東亜戦争は、日本軍の真珠湾攻撃により開始された。この攻撃は日本軍の「奇襲」であるとされ、アメリカにおいては「真珠湾を忘れるな!」の標語のもとに一致団結して対日戦争に結集したのである。そして戦後開廷された東京裁判において戦勝國は我が國指導者を戦争犯罪人として訴追し、死刑七人を含む全員有罪の判決が下され、國際的にも我が國は開戦責任者としての烙印を押されたのである。占領軍政下の当時の日本においては五D政策をはじめ占領軍の一方的な施策により、我が國民の自由な発言は封じられ、今次大戦に至るまでの真相を把握することができなかつた。そのため、日本人の多くは日本に開戦責任があると思ひこんでしまつた。しかも二十数年を経過した今日においても、開戦責任の問題は過去のものとして忘れ去られており、所謂昭和元祿に酔ひ痴れ、民族の帰趨も混沌としてゐる。これで良いのだろうか。

今次大戦で、祖國のために尊い生命を捧げられた人は幾百万人も数へる。その方々の念ひを忘れ、どうして祖國を再建することができやうか。現在の日本は、我々の祖先が苦勞して懸命に築き上げてきた歴史を承けて存在してゐることを決して忘れてはならない。

民族の帰趨が混沌としてゐる今日、我々は、今次大戦の開戦責任について正面から取り組まなければならないと思ふ。

大東亜戦争は、開戦責任が日本にあるとされてゐるが、当のアメ

リカにおいては、日本はルーズベルト大統領によつて計画的に挑発されたものであるといふことが、多数の識者によつて明らかにされてゐる。即ち、ルーズベルト大統領はドイツとの戦争で敗北が濃くなつた英國を助けるため欧州戦争に介入する機会を求めてゐたが、アメリカ國民は参戦に反対してゐた。そこでドイツと軍事同盟を締結してゐる日本に目を転じ、先づ日本から一発目を放たせることにより、アメリカ議會をして宣戦布告することを承認させドイツと開戦する道を開いたのである。アメリカの戦争介入は英國を助けドイツを敗北に追ひ込むことが主たる目的であつたのである。

当時アメリカは、対中國援助、在米日本資産凍結、石油輸出禁止等により日本に対し強硬な態度を取り続けてきた。石油の一滴の輸出をも禁じられて、二年間もたてば日本に石油がなくなるといふとき、アメリカの石油は日本の目の前を通過し、ソ連に送り出されてゐたのである。かうした事態を打開するため、我が國は必死に日米交渉を続けてきた。そして、近衛内閣が更迭され、東條大将へ大命が降下される際、従來のいきさつを白紙に還元し政策決定を行なふやうにとの、陛下の御召に則り、先づ外交交渉によつて打開を図り交渉不成立の場合は開戦を決意する旨の政府の方針が出されたのである。併し、ハル・ノートを手交されたことにより、遂に開戦にふみさらざるを得なかつたのである。ハル・ノートを手交された日本の指導者は強い衝撃をうけた。日米交渉における日本の努力は少しも考慮されてゐないばかりでなく、この提案を受諾することは、米國に対する全面的な降伏を意味するからである。

嶋田外相は東京裁判において、「これは晴天の霹靂であつた。米國の回答は頑強、不屈にして冷酷なものであつた。それは我々の示

した交渉への真摯な努力を毫も認めてゐなかつた。ハル・ノートの受諾を主張した者は、政府部内にも統帥部にも一人もゐなかつた。」と供述してゐるが、全くそのとほりであつたらう。東京裁判で被告となられた方々の供述書を読むと、日米交渉によつて戦争に入らうとする事態をなんとか避けようとする努力されたかが良く記されてゐてハル・ノートを手交された時の苦痛が手に取るやうに判る。

当時の日米間の主たる懸案事項は、次の二点であつた。

一、日独伊三國同盟条約……米國が欧州戦争に介入した場合の日本の態度

二、中國問題……滿州の承認および特定地域の駐屯と撤兵

第一点の三國同盟条約（一國に攻撃がなされた時は、他の二國はあらゆる援助を行ふ）の解釈について、日本側は「他の二國の解釈に拘束されることなく、攻撃が行はれたかどうかについて自ら決定することができる」と提案し、同条約を死文化することによつて、「アメリカが欧州戦争に介入した場合、日本はドイツを助けて戦争に加らない」旨の米國の希望をほぼ受け入れたのである。

第二点の中國問題について、日本側は（イ）滿州國の承認（ロ）北支、蒙疆、海南島には和平後も所要期間駐屯する（ハ）それ以外の地域からは、治安確立と共に二年以内に撤兵する、ことを提案した。滿州國の問題について米國も、ハル・ノート手交前においては「滿州國との友誼的交流」と提案し、その存立を事実上承認してゐたのである。そして、ハル國務長官は「これは日本と中國の問題であるから、もし中國が同意するなら米國は何も言ふことはない」と言明してゐたのである。中國における駐屯と撤兵については、米國は意義を申立ててゐたが明確な態度を示さず以後の交渉に待たれて

ゐたのである。かうした交渉を続けてゐたところ、突然十一月二十六日にハル・ノートは手交された。このハル・ノートと六月になされたアメリカの提案と比較すれば、米國の硬化が判り、日本の指導者が開戦にふみ切らざるを得なかつた理由も肯定できるのである。

「ハル・ノートの概略」

(一)日・米・英・中・ソ・オランダ・シヤムと不可侵条約を締結すること

(二)中國および仏印から撤退すること

(三)蔣政権以外の政權を否認する——滿州國の否認を意味する

(四)日米間の協定は第三國間と締結した条約に優先する

ルーズベルト大統領とハル國務長官はこの公文を日本側が受諾することはないと考へ、ハル・ノート手交の翌日に米國の前哨指揮官に対し戦争の警告を發したのである。そして欧州戦争にアメリカの介入を望んでゐたチャーチルは「この公文は我々の希望に合するばかりでなく、我々が要求した何物にも及ばないものであつた。日本公使達が呆れてしまつたことは本當であらう」と述べてゐるが、戦争突入を避けようと苦慮してゐた我が國指導者の言葉と対比して考へてみるべきであらう。歴史を考へる場合においては、世界の政治情勢の中で日本の立場をとらへてゆかなければならない。資源もなく、原料は輸入にたよらざるを得ない我が國においては特にさうである。当然に世界の状況に敏感に左右せざるをえないからである。大東亞戦争の評価に当たつても、明治維新以降の日本の立場と世界の状況とを考へなければならぬ。滿州事変をはじめとして、日本の歴史について、時間の許す限り激動した世界状況の中で考へてゆきたいと決意してゐる。

日本共産党における憲法構想批判（その一）

（昭和四十九年「国の息吹き」第五号）

（一）はしがき

現在世界において百以上存在する独立国の殆ど全ての国が憲法典を有してゐる。

所謂「共産圏」に属する国において、ソ連は「ソビエト社会主義共和国憲法」を、中共は「中華人民共和国憲法」を、それぞれ憲法典を有してをり、而もその中に、自由権、参政権等と、国民の基本的人権を保障する規定が包括されてゐる。これは、わが国をはじめとして、自由主義陣営に属する国々と全く同様のことである。

併し乍ら、「共産圏」では、国民の基本的人権を憲法において保障してゐるにもかかわらず、共産党の一党独裁、ソルジェニツイン等における言論弾圧、強制収容所の存在などの事実が歴然として存在し、我々には理解しかねる政治が行はれてゐる。

憲法において保障されてゐるのにどうしてさういふ事態が生じてゐるのだらうか、共産党の支配してゐる国々と我々の国との憲法そのものに対する考へ方に、決定的な相異があるのではなからうか。わが国と同様、憲法を中心とした法体系に基づいて国政が運営されるところとらさういふ事態は到底考へられないのである。

従つて、本稿では我々の国が準拠してゐる「近代的立憲主義の意味」とマルクス・レーニン主義における憲法に対する考へ方を、ソ連・中共におけるそれとを代表しつつ比較検討し、日本共産党における憲法構想を批判することにした。

（二）近代的立憲主義の意義

憲法論を始めるには、近代的立憲主義の意義を明確にしなければならぬ。蓋しこの点こそマルクス・レーニン主義における憲法理念と決定的に相異するところである。立憲主義とは、国家の統治は憲法の規定に基づいて行はなければならないといふことである。

憲法の中には三権分立による統治組織を有すること、国民の参政権、基本的人権の保障の三原則を包含してゐるといふことである。

憲法を離れて、政治もなければ、行政もなく、裁判もない。及び将来の国家活動は全て憲法に基づいて運営されなければならない。従つて形式的に上記三原則を有する憲法典を所持してゐても、国家の現実の統治が憲法に定められた機関以外の組織・団体に、規制されるとしたら、到底「立憲主義」に基づく政治が行はれてゐるとは云へないのである。アメリカでの「ウォーターゲート事件」において「憲法の擁護」の理念が高らかに掲げられ、ついにニクソン大統領が辞任に追ひ込まれたのは、ごく最近のことである。我が国をはじめとして、アメリカやヨーロッパ諸国等の自由主義陣営に属する国は、この意味における立憲主義に基づく国政が行はれてゐるのである。従つて我々は、憲法によつて保障された参政権・言論の自由等の基本的人権を現実に享受してゐるのである。

（三）立憲主義と決定的に相異する共産国の憲法理念

——ソ連における憲法理念——

ソ連においても、我が国と同様、憲法典が存在し、その第十章に

「人民の基本的権利および義務」と題し、我が国と類似の参政権・自由権等が認められてゐる。併し、現実においては、共産主義政権樹立以来、一貫して共産党の独裁による政治が行はれてをり、言論の自由は認められてをらず、数千万人も多くが反革命の名のもとに、肅清されたり、強制収容所に送られたりしてゐる。正に、ナチスの大量虐殺と並ぶ、二〇世紀における二大虐殺の一つであると称せられるものである。憲法において基本的人権が保障してゐるのに、このやうな事態が生じてゐるのはどうしてであらうか。

元来、ソビエト社会主義共和国連邦は、マルクス・レーニン主義のめざす共産主義社会へ移行することを目的として、革命により樹立された国家である。而して、マルクス・レーニン主義によれば、共産党とは、このやうな共産主義社会に移るための、労働者・農民等を教導するエリートである。従つて共産党は、国民の政治意識の最大公約数を国家に吸収しようとする通常の「政党」ではなく、革命に向ふ最大の階級闘争の組織者、指導者でなければならない。かかる労働階級のエリートにおける目的・任務規律を規定したものが共産党の綱領に他ならない。

このやうな、建国の精神を有し、又共産党の指導のもとに政治が行はれてゐるソ連において、その憲法の理念が我々のもつそれと異つてゐることは蓋し当然のことであらう。

結論からいふと、ソ連の国家統治においては、近代的立憲主義に基づく統治と異なり、共産党の綱領に基づくものと、憲法に基づく統治と二元性があり、而も「綱領」に基づくものが、憲法よりはるかに優越してゐるといふことである。

ソ連においては、革命樹立後の一九一八年にレーニン憲法が制定

された。その後、数々の内乱ネップ等の過程を経て、社会主義の勝利といふプロセスをふまへて、一九三六年にスターリン憲法が公布され、これに一部改正がなされ今日に至つてゐる。従つて当該憲法の起草者に憲法に対する考へ方を聞くべし。

先づ、レーニンは、一九一八年憲法について、「国内および全世界の搾取者に対するプロレタリア大衆の闘争と組織の経過が記録されてゐる」とし、又、「階級闘争の発展に伴ひ、階級的矛盾の成熟に応じた憲法」と規定してゐる。

ここにレーニンは、憲法について「過去の経験を記録したものと規定してゐることは決して看過すべきことではない。蓋し共産主義社会の過渡期にあつて、共産党にとつて、未だ獲得すべきものがある以上、共産主義者であるエリートは、過去の記録としての憲法に拘束を受けることは、無意味であるからである。従つて、憲法制定の翌年の一九一九年には、レーニンによつて、新たに党綱領が制定され、共産党は、この綱領に基づき共産主義社会を目指すべく、ソ連の政治を行つたのである。

前述したやうに、ソ連における国家統治の二元性があるといふのは、このことである。即ち、国家の将来を左右するものとして、「党綱領」があり、一般国民の生活を規律するものが憲法であるといふことである。そして、ソ連が共産主義社会の成立を目的として革命により樹立された国家である以上、党綱領が優越してゐることは当然のことである。

このことを、スターリンは党綱領と憲法の関係について説明してより明確に表明してゐる。

「我がソビエト社会は、もはや根本において社会主義を實驗し、社

会主義制度を創設した。このやうな訳で新憲法草案（スターリン憲法）は、踏み越えて来た道の決算であり、すでに達成された獲得の決算である。従つて、それは、すでに獲得され、実際に闘ひとられたものの記録であり、かつ立法的認証である。」

「綱領は未だないもの、また将来獲得し、闘ひ取られなければならぬものについて述べるものである。綱領は主として将来に関し、憲法は現在に関するものである。」

以上、見てきたやうに、ソ連における国家統治は、その憲法典の他に、党綱領によつて行はれてゐるのであり、而もその主要な原理は憲法ではなく、単なるイデオロギーの集団にすぎない共産党の綱領によつてゐるのである。

この国家統治の二元性こそ、我が国を初めとした自由主義陣営に属する国における憲法理念と決定的に相異することである。

而して、憲法——これは過去の記録にすぎない——において、いかに国民の基本的人権が認められてゐるとしても、マルクス・レーニン主義に基づく共産主義社会への移行の段階でその教導者・エリートである共産党の方針に少しでも批判もしくは反対するものは反革命・反動分子のレッテルのもとに肅清・言論弾圧・強制収容所への収容といふ措置がとられることは、当然のことである。

この憲法に対する考へ方は、マルクス・レーニン主義の「唯物史観」から見ても当然のことである。蓋し、憲法等の法秩序は下部構造である生産力と生産関係により規定され、下部構造は、階級闘争の激化により、必然的に共産主義社会に移行する。そして、この法則を自任し、実行し、一般労働大衆を教導してゆくエリートが共産党員であると説かれてゐるからである。

(四) 立憲主義と決定的に相違する共産圏の憲法理念

——中共における憲法——

現在の中華人民共和国の憲法は一九四九年、共産党が政権を奪取してから五年後の、一九五四年九月に制定された。併し、この憲法は、この八年間に互る間、その機能が停止してゐる。即ち、六六年から開始された文化大革命により、毎年少なくとも一回開催されるべき、全国人民代表大会（国会に相当）が開催されず、その機能が停止されてゐるからである。その「代表大会」は、最高の国家権力であるとされ、憲法改正、法律の制定、憲法の実施の監督、その他国政の重要な職権を行使するとされてゐる。国家主席は、文化大革命で、劉少奇が追放されて以来、未だ空席のままとなつてゐる。

共産党が政権を樹立してから二十五年経過するがその約三分の一といふ長期間に互つて、憲法の機能が停止してゐるのは驚くべきことである。憲法が停止してゐるなかに現在の中共の政治は、共産党による一方的な政治のみが行はれてゐると断じざるを得ない。

併し、中共の憲法理念を批判検討するに当つて、現在は停止されてゐるが、一九五四年制定の憲法典について、考へてゆくことにしたい。その機能が回復した場合は勿論のこと改正されるにしても、共産党が政権を掌握してゐる以上、その基本原理は変更され得べくもないからである。

マルクス・レーニン主義における憲法の考へ方については、前に述べた。そして、その原理は、中共の憲法典において明確に示されてゐる。重複になるから説明を省略して、憲法の条項を引用するこ

とにしたい。前に述べた批判は、そのまま適用される。なほ、基本的人権は、憲法第三章において我が国と同様保障されてゐる。

○中華人民は……遂に中国共産党の指導の下に人民民主専制の中華人民共和国を樹立した。(前文)

○中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設に至るまでは、一つの過渡期である。

○この憲法は我が国人民革命の成果および中華人民共和国樹立以来の新たな勝利を強化し且つ国家の過渡期における根本要求および人民の社会主義社会を建設する共通の願望を反映するものである。(前文)

○中華人民共和国は、人民民主制度を擁護し、一切の反国家的および反革命的活動を鎮圧し、一切の反逆者および反革命者を懲罰する。(第十九条)

最近、中共においては、周恩来等の所謂「穏健派」の指導体制が定着しつつあることをマスコミは伝へてゐる。併し、いかに穏健派による政権であるとしても、共産党による一党独裁であることには変りないのである。憲法第十九条に基づき、反革命者を懲罰することとしても、反革命者か否かの判定は、一に少数の共産党幹部の判定に委ねられてゐるといふ事實は、決して忘れてはならないのである。

今までに、マルクス・レーニン主義による憲法の考へ方について述べて来た。そのことは決して、日本共産党の憲法構想を批判する上で、無意味でないからである。なぜならば日本共産党は、「日本労働者階級の前衛部隊であり、労働者階級のいろいろな組織の中で最高の階級的組織である」と、党自らの規約において、エリートとしての自己を規定しました。「マルクス・レーニン主義を理論的基礎

とする」と党のよつて立つ基盤を明らかにしてゐるからである。

昨年十一月、共産党は「民主連合政府綱領」を提示し、共産党に所属する議員の進出に伴ひ、その可否が真剣に討議されてゐる。従つて、その連合政府綱領におよび党規約、党綱領を中心としつつ、最近の新聞の意見広告をめぐる裁判等に敷衍しながら次回は、日本共産党の憲法構想を批判することにした。

日本共産党における憲法構想批判（その二）

（昭和四十九年「国の息吹き」第六号）

（五）プロレタリア独裁を指向する日本共産党の本質

昨年十一月に日本共産党は「民主連合政府綱領」を提示し、また同党に所属する議員の大巾な進出に伴ひ、同党が柔軟路線を採用したとマスコミでは歓迎され、国民も半信半疑ながら、日本共産党の活動を見守つてゐるといふのが現状であらう。併し、我々は、しつかりと、日本共産党の本質を見抜かなければならないのである。

日本共産党は、そのよつて立つ基盤を党規約によつて、次のやうに述べてゐることは、決して看過すべきことではない。「党は、人類の科学的成果を総括して、マルクスとエンゲルスが打立て、レーニンが發展させ、その後の共産主義運動の前進によつて豊かにされた科学的社会主義、即ちマルクス・レーニン主義を理論的基盤とする。党は、この理論に基づいて……日本革命の理論と実践を自主的かつ創造的に發展させる。」

ここに日本共産党が、自らの基盤を「レーニンが發展させたマルクス・レーニン主義」と規定してゐることは、重要なことである。我々はマルクス主義を母体としながらも、レーニン・スターリンによつて繼承されたロシア的社會主義と、ヨーロッパに繼承された社會主義との決定的な相異を知るからである。

マルクス主義がレーニンによつて繼承されたマルクス・レーニン主義の憲法理念については、前回、批判検討を行った。而してレーニンは、その「国家と革命」において、プロレタリア独裁について

「単に階級闘争だけを認める者は、まだマルクス主義者ではなく、まだブルジョワ的思惟や、ブルジョワ的政治の限界から脱してゐない。……階級闘争の承認をプロレタリア独裁の承認にまで押し広げる者のみが、マルクス主義者である」と述べてゐるが、このことは、マルクス・レーニン主義による政治理念が立憲主義におけるそれとは決定的に相異することの敷衍ともなるであらう。

一方、マルクス主義を母体としながらも、ヨーロッパに繼承された社會主義を概括しよう。マルクス・エンゲルスの母国であるドイツにおいてはマルクスの死後、ベルンシュタインを中心とする修正派社會主義・カウツキー正統派マルクス主義およびローザ・ルクセンブルグを中心とするドイツ共産主義に分かれた。ベルンシュタインは唯物史観そのものを否定し、当然にレーニンの率いるロシア共産党の独裁に反対した。而してカウツキーは唯物史観に立つて、社會主義革命の必然は信するが、レーニンのやうな暴力革命には反対してゐるのである。この両者を思想的背景とするドイツ社會民主党はその後コミンテルンへの加盟条件をめぐつて党内論争が起つた。そして「ヨーロッパとその自由に属するのであつて、決してモスクワとマルクス主義的用語で武装された圧力に基づくものではない」といふ理由をもつて、コミンテルンには加盟せず、ロシア共産党とは一線を画するに至つたのである。この伝統は、一九五九年に開催された社會民主大会においてゴードスベルグ綱領が採択され、遂にマルクス主義そのものと絶縁し、今日の政權を担当する政党へと脱皮したのである。因に、ゴードスベルグ綱領は「社會主義は民主主義によつてのみ実現し、民主主義は、社會主義によつて達成される」と政治理念について述べ、マルクス・レーニン主義による「プ

ロレタリア独裁」に対し、真向うから反対してゐるのである。

一方、ドイツ共産党の最大の闘士であるローザ・ルクセンブルグですらも、階級独裁は認めるが、レーニン主義の「一党独裁と自由の弾圧には抗議せざるを得なかつたのである。

ここに我々は、マルキシズムを母体としながらも、ヨーロッパに発展した社会主義とレーニン→スターリンへと継承されたロシア的マルキシズムの相異を見出すのである。それは、畢竟ヨーロッパの自由の伝統と、ロシアにおいてツァーリズムの圧制のもとに展開されたスラブの伝統との相異に基づくものである。

而して、日本共産党は、マルキシズムをヨーロッパに継承されたものでなく、ロシアに継承された「マルクス・レーニン主義」を指向するのである。即ち「レーニンによつて発展された」とはマルクス→レーニン→スターリンによつて継承されたロシア的共産主義に他ならず、また「その後の共産主義運動によつて豊かにされた」とは、ソ連以外に中共および東欧に現実に関産党による政権が樹立されてゐるが、いづれも一党独裁に他ならないからである。事実、党綱領において「ソ連を先頭とする社会主義陣営……の行つてゐる闘争をあくまでも支持する」と述べてゐるのである。(この項は昨年十二月に党綱領改正の際に削除されてゐるが、社会主義陣営の闘争を高く評価してゐることからみても、戦術のための削除であらう。)

このことは、日本共産党の歴史に即しても云へる。同党は一九二二年に創立されたが、それは、レーニンの率いる「コミンテルン」の日本支部といふ名称で誕生したのである。「日本支部」といふことは、コミンテルンの綱領・規約に拘束され、その行ふ指令、決定には絶対的に服従し、これを遵守しなければならないのである。コ

ミンテルンの規約に曰く。「ソ連を唯一の祖国とする……国際プロレタリアは資本主義列強による攻撃からソ連を防衛する義務がある」と。周知の事実であるが、日本共産党の一九二七年綱領(テーゼ)は、ブハーリンによつて、また一九三二年テーゼはクーシネンによつてそれぞれ起草されたものである。マルクス・エンゲルスの祖国であり、マルキシズムを母体とするドイツ社会民主党がコミンテルンに加盟しなかつた事実と比較して、何といふ相異であらう。

戦後、コミンテルンは解散し、コミンフォルムが結成された。そして、そのコミンフォルムも、一九五六年(フルシチョフによるスターリン批判の年)に解散され、世界の各共産党は「平等の党」と認められるに至つたが、日本共産党の五十七年間の歴史のうち、三十四年間といふ長期間に互つて、外国の機関であるコミンテルンおよびコミンフォルムに従属してゐたのである。日本共産党が初めて自主的に制定した現在の党綱領においても、プロレタリア独裁を指してゐるのである。曰く、「労働者、農民を中心とする人民の民主連合独裁の性格をもつこの権力は……君主制を廃止し、反動的國家機関を根本的に変革して人民共和国を作り……」と。

なほ、昨年の党綱領改訂の際、前述の「ソ連を先頭とする……」を削除し、又、「独裁」を「執権」に、「国会」について「道具」とあつたのを「機関」とそれぞれ改めた。併し、いくら用語を変更したとしても、当規約において、自ら思想的基盤を、「レーニンが発展させたマルクス・レーニン主義」と規定する以上、ヨーロッパに継承された社会主義(それは立憲主義による民主政治をめざす)と決定的に相異するのである。

また、日本共産党の憲法草案においては「人民は、民主主義的な

一切の言論、出版、集会、結社の自由をもち、労働争議および示威行進の完全な自由が認められる」と規定されてゐるが、「民主主義的な」といふ条件を附してゐることは看過すべきでない。蓋し、民主主義的なものとさうでないものとの判定は、権力者、つまり共産党が行ふものに他ならず、反民主主義と判定された言論の自由は認められないこととなり、ソ連・中共が弾圧してゐることと同一結果になるからである。

先般の参議院選挙において、日本共産党が「三つの自由」を掲げその中に「市民的政治的自由」が含まれてゐるが、同党が戦術ではなく本気に民主政治を実現しようとするものであれば、ヨーロッパにおける社会主義政党と同様、マルクス・レーニン主義と断絶する必要があるのであらう。

(六) ロシア的、フランス的おろかさの繰返すな

——日本共産党の天皇制打倒を批判する——

日本共産党は、戦前、戦後を問はず、党創立以来一貫して天皇制打倒をめざして闘つてゐる。コミンフォルム解散までは、コミンテルン・コミンフォルムといふ外国の機関の指令によつて、また、現在では、自らが定めた党綱領において、君主制打倒のスローガンが掲げられてゐるのである。而して同党は、現憲法に基づく天皇制をも「反動的なものを残してゐる（綱領）」と打倒の対象としてゐるのである。「マルクス・レーニン主義」を継承する日本共産党にとつて已むを得ないことであるが、「絶対的天皇制の軍事的警察的支配」、「警察的天皇制の暴虐」等と、天皇の存在を、恰もロシアにおけるツァーリズムと同一視して、ロシア共産党がツァーを打倒して

共産主義革命を樹立したのと同様に、日本においても、天皇を打倒して革命を樹立しようとしてゐるのである。日本共産党は最近では所謂「柔軟路線」により、現憲法を擁護するといつてゐるが、党綱領に即して、天皇制打倒を正面に掲ぐれば、国民は党から離れてゆくことになるだらう。併し、天皇の本質は、国民の統合にあるのであり、国政の運用については、殆ど「代表君主制」がとられたのであつて、ロシアにおけるツァーとは決定的に相異なるのである。戦前の共産党員が転向した原因は、将に天皇の問題とコミンテルンに従属する国際主義に対する批判であつた。その具体例を佐野学氏に見出すのである。氏は共産党創立に参加し、中央委員、中央委員長を歴任し、昭和四年に検挙され、昭和八年に獄中において党を脱党したのであるが、その転向声明「共同被告同志に告ぐるの書（鍋山貞親氏との共著）」の中で、次のやうに述べてゐる。

「日本皇室の連綿たる歴史的存続は、日本民族の過去における独立不覇の順当の発展が世界における類例少なきそれを、事物的に表現するのであつて、皇室を民族的統一の中心と感ずる社会感情が、勤労者大衆の胸底にある」

そして、日本共産党が、コミンテルンの指示に従つて、君主制打倒のスローガンを掲げたことは、根本的な誤謬であつたと党员被告に訴へてゐるのである。氏は又、共産党脱党の原因を、端的に「父祖伝来のなつかしき祖国愛」に求められてゐる。

併し、日本共産党は現在においても天皇制打倒をめざしてゐる。問題は、マルクス・レーニン主義等による一定のイデオロギーによる理想社会の実現のために、過去を否定することで、本当に望ましい政治が行はれてゐるのであらうか。マルクス・レーニン主義者は

唯物史観によつて過去を否定して、共産主義国家をめざしてゐる。併し乍ら、一定のイデオロギーによつて、その信ずる理想社会実現のために、革命によつて、政權が樹立された国々には、いづれも悲惨な結果しかもたらされなかつた事を、我々は知つてゐる。フランス革命、ソ連・中共における共産主義革命、そしてナチスによるユダヤ人迫害、これらはいづれも、イデオロギーによる論理を大胆にも政治の世界に持込んだ悲劇に他ならない。

ヒルテューは「時代の精神」において、「フランス革命は、国法において、哲学的論理が徹底的に支配すれば、どのやうな結果になるかを示す最大の警告的例証である。」と述べてゐるが、これは独りフランス革命に対してのみの警告に止まらず、イデオロギーといふ思弁の結果を政治の世界に持込む全ての場合への警告であらう。

日本、アメリカ、イギリス等と、歴史上悲惨な事態を経験せずに順当に発展してきた国々は、民族の長い歴史の経過の中で生ひ育つた経験を憲法に具現し（英国においては不文憲法そのままである）、政治が行はれてきたのである。我々は、決して、フランス的、ロシア的おろかさの繰返してはならない。而も、マルクス・レーニン主義は、理論そのものにおいて、独裁を想定してゐる。このやうなイデオロギーに我々の祖国を渡してはならないのである。

ブライスの言、「過去に深く根ざすものほど、人の服従と尊敬を勝ち得る力を有し」、「制度といふものは、ゆつくり生ひ育つものであるが、それだけ永久性を有する」が、事実とすれば、我が国においては、天皇の御存在そのものが、それに該当するであらう。

その意味においても、我々は、天皇の御存在を初めとして、歴史・伝統を否定する日本共産党とは対決しなければならぬのである。



(昭和45年2月 第4回葉山合宿)

八月革命説を批判する（その二）

宮沢俊義氏の所説をめぐつて（昭和五十四年）

編者のことば

公には未発表のこの論文には、（その二）と重複する部分があるが、学問の研究上重要だと思はれるので全文掲載した。

一、はじめに

文化を創造する根源は、当該民族の共同体の特殊性に深く根ざしてゐる。文学は、イギリス文学であるが故に世界文学であり、音楽は、ドイツ音楽であるが故に世界音楽であると云はれてゐる。共同体の特殊性を失つた一般的な國家なるものはどこにも存在しない。

國家は、その國特有の「國柄」をもつてゐる。特に長い歴史をもつ國家は、一般的な國家理論では言ひ尽くすことのできない独自の個性を持つてゐる。二千年以上の歴史をもつ我が國においても、歴史と共に育んで来た我が國特有の「國柄」がある。

我が國の「國柄」の中樞は、天皇のご存在に帰着する。西洋の君主でもない、支那の皇帝でもない、日本の天皇と國民の關係は、外國のいかなる統治概念をもつても理解することは出来ない。独自の個性をもつてゐるのである。憲法は國の根本法であり、統治の組織及び運営に関する基本的事項が定められてゐる。

従つて、憲法の研究は、当該國の特殊性に対する理解が極めて重要なことだと思ふのである。そして、「日本」の憲法を研究するに當つては、わが國の「國柄」——天皇と國民が共感し合つて國を運営し進展させた——を深く理解し、研究を展開してゆかねばならぬ、と

思ふのである。

終戦時の御製（昭和二十年）

爆撃にたふれゆく民のうへをおもひいくさとめけり身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとめけりただたふれゆく民を思ひて

折にふれて（昭和二十年）

海の外の陸に小島にのこる民の上安かれとただいのるなり

戦災地視察（昭和二十一年）

戦のわざはひうけし國民をおもふ心にいでたちて来ぬ

わざはひをわすれてわれを出むかふる民の心をうれしと思ふ國をおこすもとるとみえてなりはひにいそしむ民の姿たのもし

皇居内の勤勞奉仕者（昭和二十一年）

をちこちの民のまゐ来てうれしくぞ宮居のうち今日もまたあふ戦にやぶれし後の今もなほ民のよりきてここに草とる

以上の八首は、今上陛下の御歌である。

敗戦、占領といふ日本の歴史において未曾有の難局に当られたときの陛下のお心が表白された御歌である。

「ただたふれゆく民」と深い御同情の念で捨身の御決意で終戦を決意された陛下。

激戦の大陸及び島々に、終戦の後も残された兵士達の身の上を偲ばれ、「民の上安かれとただいのるなり」と、平穩裡に祖國に帰れることをお祈りになつた陛下。

お祈りなつただけでなく、敵國であり占領指揮官・マッカーサー

に、過去における政治責任の全てを御一身に負ふと申し出られ、同元帥をして「もし國の罪をあがなふことができるのであれば、進んで絞首台に上がることを申出たこの日本の元首に對する、占領國の司令官としての、私の尊敬の念は、その後ますます高まるばかりでした」との感動の發言をなされられた陛下。

戦災に遭つた國民生活の再興を祈念せられ、全國を巡幸された陛下。全國民は、このやうな陛下の至純な御心に感応し、巡幸される陛下を、萬歳と君が代斉唱でお迎へしたのである。

戦にやぶれし後の今もなほ民のよりきてここに草とる

この御歌に表れてゐる天皇と國民との感応の世界—これこそ日本の國柄の眞実の姿であると思ふ。

戦争に敗れたといふやうな危機的状況下において物事の本質が如実に表れる。西欧の君主は、敗戦のときは國民から逃れ、外國に亡命した。しかし、陛下は、進んで全責任を負はうとなされ、國民と共にその先頭に立つて國家の再建に邁進されたのである。天皇の國民を念はれる御心に國民が感応してゆかうとするこの姿こそ「日本の國柄」と云へる。

故宮沢俊義氏は、東京大学教授として著名な憲法学者であると共に、現憲法の成立を法律学的に根拠づける「八月革命説」の提唱者である。この「八月革命説」は、現在の憲法学会の通説として確立してしまひ、氏の門弟である小林直樹東大教授は、この「八月革命説」を根拠にして、学者とは思はれない政治的プロバガンダの筆法をもつて「天皇制」を悪しざまに批判してゐる。ここで宮沢氏の所

説をとり上げる所以は、日本の「國柄」について全く理解してゐない氏の學説が学会の通説となつてゐる状況に憤りをもつてゐるからである。冒頭に述べたやうに、憲法は國家の根本法である。従つて憲法を研究するに當つては、わが國の独自の「國柄」—天皇と國民の感応の世界—の理解の上に、憲法の解釈をしてゆくことが極めて重要なことであるのに、日本の獨自性について全く理解せず、また理解しようとしてもしない学者及びその系列の人々が、最高学府である大學に教授として君臨し、熱心なる學生を誤り導いてゐることを黙視し得ないからである。

二、「新日本の建設に関する詔書」は八月革命説を前提としてのみ理解できるか？

—「詔書」の原文を熟読してゐないか、あるひは全く曲解としか考へられない宮沢氏の「詔書」の解釈を批判する—

今上陛下は、未曾有の敗戦、敵國の占領下初めて元旦（昭和二十一年）に、「新日本の建設に関する詔書」を發せられ、日本國の再建に當つての御決意を述べてをられる。

この詔書について、宮沢氏は次のやうに述べてゐる。

「一九四六年の詔書で天皇は自身『現御神』でない旨表明し、みづからの神性ないし神格を否定した。このことも、右にのべられた八月革命を前提としてのみ理解出来る。八月革命によつて、神權主義が否定されていたから、かような詔書が發せられることができたのである。もし八月革命がなかつたら、かような詔書は、到底發せられることができなかつたはずである。（註一）」と。

「一九四六年の詔書」とはいふまでもなく「新日本の建設に関する

詔書」である。

この解釈は全くの暴論である。「詔書」の原文を拝読して、どうして「八月革命説を前提としてのみ理解し得る」と云へるのか。

氏は、原文を熟読の上、このやうに解釈されたのであらうか。私には不思議に思へてならない。

この「詔書」は、八月革命説の立場とは全く逆のことであり、日本の再建に當つて明治維新への「回帰」をお説きになり、信頼する國民と一致協力して新日本の建設に邁進してゆかうとの御決意を表明してをられるのである。

詔書の冒頭部分は、次のとおりである。

茲に新年を迎ふ。顧みれば、明治天皇 明治の初 國是として

五箇条の御誓文を親し給へり。曰く

一、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ

一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス

一、旧來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ

一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ

叡智公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ國運ヲ

開カント欲ス。

陛下は敗戦後、祖國の再建に當つて、先づ明治維新のときに発布された「五箇条の御誓文」を冒頭に掲げられ、敗戦後の日本の再建の道は、それ迄の歴史伝統と断絶した全く新しい「革命」の道を選

ぶのではなく、「明治維新」の國是に回帰すべきを仰せられてゐるのである。しかも「又何ヲカ加ヘン」と、力強い言葉で断定してをられるのである。

そして、詔書の最後には「一年ノ計ハ元旦ニアリ。朕ハ朕ノ信頼スル國民ガ朕ト心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ」と結ばれ、天皇は國民と共に日本再建に邁進してゆかうとしてをられるのである。

この詔書は、決して八月革命説を前提としては、解釈できない。天皇と國民が信頼に結ばれて成り立つてゐる日本の伝統的國柄を前提としてのみ解釈できるのである。

なほ、氏が、「天皇は自身『現御神』でない旨表明し、みづからの『神性』ないし『神格』を否定された」と指摘している部分は、通常「人間宣言」と云はれてゐるが、「詔書」の原文は、次のとおりである。

朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝統ニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基ツクモノニ非ズ。

ここで陛下は、歴代天皇と國民との紐帯について「終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ」と日本の國柄のありのままの姿を述べられた上で、天皇の存在を以て、日本民族が他の民族を支配すべき運命を有するといふ考へ方を極端な民族主義と同じやうに「架空なる觀念」として否定なさつてゐる。

歴代天皇は、決して御自身のことを「神」であるとか「現御神」であるとか、述べられたことはなかつた。

そのことは、歴代天皇の御製を拝誦すればおのづから判る。

歴代の天皇様が神々の前に御自身の至らないとこを省りみられ、國と國民の弥栄をひたすらお祈りなさつてゐる至純なるお姿を拝し奉るのである。

今上陛下御歌

迎年祈世（昭和十五年 御年三十八歳）

西ひがしむつみかはして栄ゆかむ世をこそ祈れとしのはじめに

朝海（昭和八年 御年三十二歳）

天地の神にぞいのる朝なぎの海のごとくに波立たぬ世を

大正天皇御製

月前陳思（大正七年 御年四十歳）

天の下くまなくてらす秋の夜の月を心のかかみともがな

社頭暁（大正十年 御年四十三歳）

神まつるわが白妙しろたへの袖の上にかつうすれゆくみあかしのかげ

明治天皇御製

社頭祈世（明治二十四年 御年四十歳）

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ

神祇（明治四十四年 御年六十歳）

ちよろずの神のみたまはとこしへにわが国民を守りますらむ

孝明天皇御製

述懐（安政五年 御年二十八歳）

神かみごころいかにあらむと位山くらんやまおろかなる身の居るもくるしき

述懐（元治元年 御年三十四歳）

さまざまになきみわらひみかたりあふも國を思ひつ民おもふため

仁孝天皇御製

寄世祝言（文政二年 御年二十歳）

四方の海をさまる世とて国つ民にぎはひうたふ声もゆたけし

述懐（弘化二年 御年四十六歳）

いつしかと三十年みそとせ近くなりぬれど世をしるのみの身ぞおほけなき

西暦一八一七年から現在までの一六〇年間在位なさつた五代に亘る、天皇様の御製各二首づつを時代を逆にして掲載させて頂いた。

これらの御製を拝誦すれば、前述したやうに國を思ひ國民を思はれる至純なお人柄が偲ばれるのみである。

かうした歴代の天皇様にどうして「自分は現身神である」とみづから称される余地があらうか。人間として至らざるを省みられ、神のみ前に國と國民を思はれる天皇様の生き方を私たちの祖先は、最もすぐれたお人柄であるとお慕ひして、「お上」、「現御神」、「現人神」と申し上げたのである。

宮沢氏の著書の中には、どこにも、日本の歴史・國柄のありのままの姿―天皇と國民が共感し、この國を形成してきた―所説は全く見当たらない。歴代天皇の御心を全く理解してゐない人達の所説が「日本」の根本法である憲法の学説において通説の地位を保つてゐることには、全くなさけなくなつてくる。

くり返し述べるが、この「新日本の建設に関する詔書」は、八月革命を前提としては決して理解できないのである。

八月革命説批判（その二）

宮沢俊義氏の所説をめぐつて

（昭和五十四年「国民同胞」十一月号）

日本国憲法は、帝国憲法の改正法として、枢密顧問の諮問、帝国議会の議決を経た上、天皇の裁可によつて成立した。しかし、表題は「大日本国憲法」から「日本国憲法」に改められ、全条文が一新せられたほか、内容的にも根本的な修正がなされてゐる。

特に、「国の元首」であり、「統治権を総覧する」こと、されてゐた天皇の地位が、日本国と国民の統合の象徴であり、「国政に関する権能を有しない」と根本的に変革され、しかもこの天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基づく」と規定され、いはゆる「国民主権主義」が宣言されてゐる。このやうな根本的な事項を改正することは、帝国憲法第七三条に基づく改正では到底許容されない改正の限界を超えるものであるにもかかわらず、日本国憲法の制定行為の解釈につき、学者の間で通説を占めてゐるのが、いはゆる「八月革命説」と云はれてゐる学説であり、概要は次のとおりである。

昭和二十年八月に発せられたポツダム宣言とその受諾に関する国体護持の申入れに対する連合国の回答は、日本国民の自由に表明した意志によつて政府を樹立し、最終的な政府の形態を決定すべきことを要求してゐる。この要求を受諾することは、天皇主権から、国民主権への移行といふ「革命的」な結果を容認することとなり、帝国憲法における天皇主権の基本原理及びこれに拠つて立つ統治機能の根底から動揺させ自からの拠つて立つ立場を失ふことを覚悟しなければならぬ自殺行為であるからである。それにも拘はらず、日

本はポツダム宣言を受諾した。これにより、天皇主権から「国民主権」への移行といふ一つの「革命」が起つたのである。新憲法はポツダム宣言の受諾に伴ひ、主権を有するに至つた国民が、新たに認められた憲法制定権力に基づき、その代表者を通じて制定された国民主権主義の民定憲法である、と。

宮沢氏の所説及び批判

この八月革命の提唱者は、宮沢俊義氏である。氏は、新憲法草案が昭和二十一年に帝国議会の審議に付せられた際、佐々木惣一氏、南原繁氏等と共に学者の一人として貴族院議員に勅選されたが、政府に対する質疑の形で「八月革命説」を主張してゐる。その後も憲法の教科書及び「日本国憲法生誕の法理」等の論文において、この説を展開してをられるが以下、氏の所説を検討しながら「八月革命説」を批判することとしたい。

わが国は、昭和二十年八月に、ポツダム宣言受諾に関連して、連合国に対し、「右宣言ハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スル要求ヲ包含シテラザルコトノ了解ノ下ニ受諾ス」と申入れた。

これに対する連合国の回答（いはゆる「バーンズ回答」）では、わが申入れに対して直接言及することなしに、「最終的の日本国政府の形態は、ポツダム宣言に遵ひ、日本国民の自由に表明する意思に依り決定せられるべきものとす」との通告があつた。日本国政府では、この受諾の可否で真向うから対立し政府部内の統一を図ることができないまゝ、御前会議に臨み、今上天皇の御裁断で、ポツダム宣言を受諾し、戦争終結に至つたものである。

宮沢氏は、ポツダム宣言受諾の意味を次のやうに解され、八月革

命説を宣揚せられるのである。

「ところでこの『日本の最終の政治形態』うんぬんの言葉はいったい何を意味するであろうか。それはいうまでもなく日本の政治についての最終の権威が国民の意思にあるべきだ、ということの意味する。……ほかの言葉でいえば、国民が主権者であるべきだという意味である。そして、その言葉を、日本はそのまま、受諾し、よってもって日本の政治の根本建前とすることを約したのである。……日本は敗戦によって、それまでの神権主義をすてて、国民主権主義を採ることに改めたのである。かような変革は、もとより日本政府が合法的になしうるかぎりではなかった。天皇の意志をもってしても合法的にはなしえない筈であった。したがって、この変革は、憲法上からいえば、ひとつの変革だと考えられなくてはならない。……降伏によって、つまり、ひとつの革命が行われたのである。敗戦という事実の力によって、それまでの神権主義がすてられ、あらたに国民主権が採用されたのである(一)」と。

氏をはじめとする革命説の論者は、ポツダム宣言及びバーンズ回答にある『Japanese People』を、天皇に対立するものとしての日本国民と解し、又『The ultimate form of government of Japan』を、日本の最終の政治形態＝主権者と解し、ポツダム宣言を受諾したときに革命が行はれ国民主権に移行したと説かれるのである。

しかし、若し、氏の所説のとほり、ポツダム宣言受諾と同時に国民主権主義に移行したとすれば、日本の最終の政治形態は、決して日本国民の自由に表示されたものとは云へない筈である。なぜなら日本国はポツダム宣言を受諾するに当って、「天皇の国家統治の大権を変更する要求を包含してゐない」ことの了解のもとにこれを受

諾したものである。それにも拘はらず、ポツダム宣言の受諾そのこと自体が国民主権を意味するならば、連合国は日本の申入れを拒絶し、国民主権主義を強要したといはなければならない筈である。

佐々木惣一博士の指摘されるとほり、バーンズ回答にある『The freely expressed will of Japanese people』中の『people』は、連合国に対するものとしての天皇を含んだ日本国民といふ意味であり、又『freely』は、連合国の意志に拘束されない、日本国民の自由の意志であるといふ意味である。宮沢氏のやうに、天皇に対する国民が、天皇の意志に対して自由といふ意味にとることは、国家間の条約で、相手国の内政に干渉するといふ結果になり、決して妥当な解釈ではないと思はれるのである。

歴史的事実も革命説を容認せず

新憲法草案が公表された時点迄において、ポツダム宣言の受諾それ自体が、国民主権主義に移行したとする論説が発表されたことは寡聞にして知らない。宮沢氏自体も、占領初期の頃は、帝国憲法の民主的性格を力説し、改憲の必要を認めなかつた(昭二十年十月十九日「毎日新聞」)。

又、政府は、マッカーサーの指示で憲法改正の作業に着手したが、政府の憲法改正の原則は、天皇が統治権を総覧せられるといふ基本的立場は同様とするが、大権事項をある程度制限するとともに国民の権利の保護を拡大する、といふところにあつた。

又、内大臣御用掛として憲法調査に従事してをられた佐々木惣一博士の改正案の考へ方も政府案とは、同様であつた。

そして、衆議院が昭和二十年十二月十八日解散され、翌二十一年

四月十日に総選挙が実施されたが、この選挙に当り各政党がそれぞれ憲法改正案やその骨子を發表した。共産党が天皇制を廃止し、人民主権主義を主張したほかは、全て、「天皇制」を支持するものであり、新憲法が採用してゐる国民主権主義を主張してゐる政党はなかつたのである。社会党ですら、「主権は国家（天皇を含む国民共同体）に在り」とし、統治権を分割し一部を天皇に、大部分を議會に帰属させることを打出したのである。

選挙の結果、自由党一四一名、進歩党九三名、社会党九二名当选し、共産党は敗戦直後といふ混乱の状況にあるにもかゝらず、わづか五名当選したにすぎなかつたのである。

このやうな歴史的事実をもとにして、どうして八月革命説が成立するのであらうか。民意の欲するところは、決して革命ではなかつたのである。

仮に、宮沢氏が説かれるやうに、ポツダム宣言及びバーンズ回答にある「日本国民」が天皇に対するものであり、天皇に対する国民の自由なる意思の表明により、最終的な政治形態を決めると解釈したとしても、そのこと自体は決して天皇を含まない国民主権に移行したとは云へない。何故なら、国民の自由なる意思の表明により、国民主権ではなく、君主主権を採用することができるからである。事実として、当時の政府及び国民の大多数は、天皇統治といふ基本的立場に立つてゐたのである。

総選挙が実施されてから一週間後の四月二十日に突如として、国民の大多数が予想もしなかつた内容をもつ憲法草案が發表されたのである。政府が当初立案し公表してゐた憲法改正案とは全く懸絶した憲法草案が政府として出された背景には、占領軍の圧力があつた

からに他ならない。宮沢氏も、これを認めて次のやうに説いてをられる。

「過去数年の占領下にあつては、日本は独立国でなかつたから、憲法制定はじめ、法令の制定、公務員の任命、そのほか日本の統治に関する行動の何ひとつとして、連合軍最高司令官の意志に反することが出来なかつた。これは当時としては当然のことであつた。」

宮沢氏は、何ひとつとして連合軍最高司令官に意志に反することが出来なかつた事態について、ただ、「当然のことであつた」と表現されるのみである。占領下であるが故に国家にとつて最も重大な憲法の改正さへ、日本国民の自由な意志で行ふことが出来なかつた。無念な思ひは、氏の論文からは、どこにも感受できないのである。

国家にとつて最も重大な憲法改正は、「連合軍最高司令官の意見に何ひとつ反することが出来なかつた」異常な時代には、決してなすべきではなかつた。しかし、「天皇制」の存置を人質にした占領国の強請に、当時の政治家が已むなく屈服し制定されたのが現憲法である。宮沢氏も認められるとほり、特に占領行政が円滑に遂行されるやうに、連合軍の指導と干渉のもとに制定されたものである。このやうな性格をもつ新憲法の成立の正当性を八月革命説で論拠づけることは虚構であると云はざるを得ないのである。

革命説と「新日本の建設に関する詔書」

昭和二十一年一月一日に渙発された「新日本の建設に関する詔書」について宮沢氏は次のやうに述べてをられる。

「一九四六年の詔書で天皇は自身『現御神』でない旨を表明し、みずからの神性ないし神格を否定した。このことも右にのべられ

た八月革命を前提としてのみ理解できる。八月革命によつて、神権主義が否定されていたから、かような詔書が発せられることができたのである。もし、八月革命がなかったとしたら、かような詔書は、とうてい発せられることができなかった筈である(三)」。しかし、詔書全文を熟読して何ゆゑに氏の云はれるやうな「八月革命を前提としてのみ理解できる」と云へるのだらうか。

この詔書には、敗戦直後で混乱してゐる祖国再建に當つて、先づ明治維新への回帰をととかれてゐるのである。

詔書の冒頭部分は次のとおりである。

茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ始、国是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク

- 一、 広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ
- 一、 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ
- 一、 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス

- 一、 旧來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ
- 一、 智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ

親旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新タニシテ国運ヲ開カント欲ス

敗戦直後の昭和二十一年といふ時点において、先づ、明治維新の時に煥発された「五箇条の御誓文」を冒頭にお示しになり、祖国再建の道は、これ迄の歴史伝統と断絶した全く新しい道を選ぶのではなく、明治維新の国是に回帰すべきと、仰せられてゐるのである。

しかも、「又何ヲカ加ヘン」と力強い御言葉で確信されてをられる。そして、詔書の最後の部分には、「一年ノ計ハ元旦ニアリ。朕ハ朕

ノ信頼スル国民カ朕ト心ヲ一ニシテ、自ラ奮ヒ自ラ励マシ、以テ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ」と結ばれ、天皇と国民が一致協力して、祖国再建に邁進しようといふばかりでないのである。

この詔書は、宮沢氏の所説のやうな、八月革命を前提としては決して解釈できない。天皇と国民が信頼に結ばれて成り立つてゐる日本の国柄を前提として、はじめて解釈できるのである。

又、宮沢氏が「天皇は自身『現御神』ではない旨を表明し、みづからの『神性』ないし『神格』を否定した」とされるのは、通常「人間宣言」とされてゐるところであり、原文は次のとおりである。

。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ、天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ、他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ノ觀念ニ基クモノニ非ズ。(後略)

しかしながら、この詔書が「天皇が神でないといふやうな表明をなされたら」との占領軍総司令部の示唆↓英文による起草↓和訳、といふ異例の経緯により発布された事情からみて、アメリカの占領意図を考慮され、日本を守るためやむを得ずこのやうな文言により詔書が発布されたものと御推察申し上げるのである。「現御神」は歴代天皇様の御自称として用ひられたことはなく、国民が伝統的に抱いてきた天皇観による尊称であつた事実を、占領中のこの経緯に照らし合はせて省みられるべきである。詔書には天皇と国民は「終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ」てゐることの御確認が拝されるのであり宮沢氏の所説を裏付ける根拠は全くない。

革命説——天皇否定論の武器

八月革命説の最大の問題点は、憲法理論に名をとりながら、実は天皇制廃止論者の有力な武器であるといふことである。即ち、「八月革命で主権を掌握した国民は、新憲法において、天皇を象徴の位置に置いた。しかし、その君主、天皇の権威は、国民に由来するとされているから、国民の意思によって、君主自身の意志に反しても君主制そのものがまったく合法的に変革ないし廃止せしめられる理論的可能性がゆだねに存する四」。そして「国民主権主義は、八月革命で承認されたと見なくてはならないから、ここで国民主権主義否定なりと主張することは、八月革命を否定するあらゆる革命を主張するに他ならない五」と宮沢氏は説いてゐるのである。

天皇制否定——即ち、日本が建国以来二千年亘つて保持してきた歴史伝統に基く政治体制の否定を「合法的」に行ふことができ、歴史、伝統への復帰を主張することは、「新たな反革命」であるといふおどろくべき結論に導いてゐるのである。

現在においても、日の丸、君が代、元号、地鎮祭、御即位五十周年祝典、靖国神社等、天皇に関連する問題について、社会党、共産党等の革命主義者達は、執拗に反対闘争を起こし、国民の心から天皇制を空洞化させようとしてゐる。その目標はいふ迄もなく天皇制打倒である。この論者の有力な武器である、「八月革命説」に対して、真剣に批判検討がなされなければならないのである。

(註) (一)『憲法の原理』(岩波書店)三八三頁 (二)同書 四一六頁

(三)同書 三八六頁 (四)同書 三八一頁 (五)同書 三八七頁



(昭和49年 集ひの後)

大嘗祭について

(昭和五十五年「国の息吹き」第七十一号)

(一) 大嘗祭の意義

大嘗祭とは、新しい天皇が御即位後始めて執り行はれる新嘗祭のことである。そして新嘗祭は、天皇陛下が天照大御神を御招待され、御自身で耕作されたお米と全国の農家から献納された収穫物を大御神と共に食され、その年の豊作を感謝される、陛下自らが執行される大祭であり、古来皇室第一の重儀とされてゐるものである。

神道大辞典では、大嘗祭を次のやうに説明してゐる。

大嘗祭

「天皇即位の後始めて新穀を以て皇祖天照大神を始め奉り天神地祇を祭らせ給ふ御儀式。その主旨に於ては毎年の新嘗祭と異なる所なけれど、御代始に行はせ給ふを大嘗祭といひ、毎年、行はせ給ふを新嘗祭と称して區別する。新嘗祭には全国の農民より献る新穀を供進せられる（是は明治以後の新例）が、大嘗祭には悠紀・主基の地方を点定し、その地方に於て耕作せる新穀を用ひられ、神を祭らせ給ふ御殿は、新嘗祭には神嘉殿に於て行はせられるが、大嘗祭には悠紀・主基の両殿を造り、その御殿に於て行はせられる。是が特に異なる点である。大嘗祭は国の大祀としては之より重大なるものはなく、その歴史に於ても之より古きはなく、世界無比の我が国体を表現し尊き極みの御儀式である。即位の礼は或る時代には唐礼を加味せられた事もあつたが（今は悉く之を除き去られた）大嘗祭・新嘗祭は神代ながらの御式で、毫も唐礼などを混じたるものなく、純粹

の国礼国式である。（以下略）

右の説明で、大嘗祭にあつては悠紀国・主基国を点定され、両国で収穫された新穀を供進される旨の記載があるが、今上陛下の場合悠紀国を福岡県、主基国を滋賀県として定められ、昭和三年に大嘗祭を執り行つてをられる。

大嘗祭・新嘗祭では大御神を招待される長畳の神座一枚、これと対して陛下の畳一枚をして特殊なしつらへのある大きな「寝座」一枚が設けられるが、この「寝座」について折口信夫氏は重大な意義を説いてをられるので――「大嘗祭の本義」（中公文庫「折口信夫全集第三卷所収」）から次に紹介することにした。

○ 大嘗祭の時の悠紀・主基両殿の中にはちやんと御寝所が設けられてあつて、薄衾がある藤を置いて掛け布団や枕も備へられてゐる。此は日の御子となられる御方が資格完成のために、此御寝所に引籠つて、深い御物忌をなされる場所である。実に重大な鎮祭の行事である。（一九五頁）

○ 日本紀の神代の巻を見ると真床襲衾と申して居る。彼のににぎの尊が天降りせられる時には此を被つて居られた。此真床襲衾こそ大嘗祭の褥裳を考へるよすがともなり、皇太子の物忌みの生活を考へるよすがとなる。物忌みの期間中、外の目を避ける為にかぶるものが真床襲衾である。此を取り除いた時に完全な天子様となるのである。（一九六頁）

○ 此葬の行事の毎年繰り返されるのが神今食新嘗祭である。葬に籠る度数が多ければ多いだけ威力は増すといふ考へである。こんな考へからして、天子様は毎年、新嘗祭をせられて復活されるのである。そして毎年復活して新しい威力ある御身体を以て高御座

にお昇りなされて祝詞を下されるのである。(二九八頁)

折口信夫氏の所説によれば、大嘗祭・新嘗祭で設けられる「寢座」は、真床襲衾に相当するものであり、大嘗祭を行はれることにより天照大御神の御霊が新しい天皇に這入り、にぎの命始め、歴代天皇と全く同一の天皇になると説かれてゐるのである。

大嘗祭とは、新しく即位された天皇を正に天皇たらしめる重大な祭祀であると云はなければならぬのである。古来より昭和の御代に至る迄、国の最も重要な祭祀として、厳修されてきたものである。

(二) 大嘗祭に関する法制上の問題点

大嘗祭は国家の大祀として昭和の御代迄、引続き執り行はれてきたが、新憲法及び新皇室典範法の制定により今日においては、明確な状態におかれ、新しい天皇が御即位された際に国家の行事として行ふことができるか問題が残されてゐる。

即ち、戦前の旧皇室典範法では、第二章踐祚即位の章で、

第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二条 踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元

年ノ定制ニ從フ

と規定せられ、御踐祚の際の神器の承継、即位の大礼、元号の制定と共に大嘗祭を行はせられることが明記されてゐたのである。

併し乍ら、現在施行されてゐる新皇室典範法では御踐祚に関する条項としては

第二十四条 皇位の承継があつたときは即位の礼を行ふ

の一箇条のみが規定せられ、神器の承継・元号の制定とともに大嘗

祭に関する条項は削除されてゐるのである。

(因みに元号に関しては昭和五十四年にやうやく法制化された。)

法律で明記されてゐないから、今後国の公事として大嘗祭を行ふことは出来ないといふ意味ではない(慣習法の領域として扱はれることになる)が、占領下に制定された新憲法が施行されてゐる現在において看過することができないのは憲法第二十条(特に第二項及び第三項「政教分離の原則」と称されてゐる)の存在である。

第二十条 信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

二 何人も宗教上の行為・祝典・儀式又は行事に参加することを強制されない。

三 国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動をしてはならない。

本条にいふ宗教の範囲が問題であるが、現行法では、神道も佛教及びキリスト教等と同一レベルの一宗教として取扱はれてゐる。

(宗教法入法によれば、皇祖天照大御神が御鎮座され、陛下が皇祖を奉祀される伊勢神宮も市井の寺院等と同等の一宗教学人として適用されるのである。)

そして、本条は国の公的行事において、宗教とのかかはり合ひをもつ一切の行為が排斥される趣旨であるとすれば——神道も宗教として包含されるとする以上——神道固有の祭祀儀礼に則つて行はれる大嘗祭は国の行事として挙行できなくなつてしまふのである。

本条に関して、通説と目されてゐる学説は次の如く説いてゐる。

「国家は、いかなる宗教からも中立的態度をとることになり、宗教

は全て私事となった。したがって国およびその機関が主催し、公費で賄われる公の行事が宗教的色彩をもつことは許されない。だから皇室は、いかなる宗教を信じようが自由であるが、その宗教的活動は皇室の行事として内廷費から支出されなければならない。」「憲法」

(清宮四郎編一四〇頁)

新憲法下の実際の運用においても、この通説で示されてゐるやうに運用され、新嘗祭をはじめとする宮中祭祀・陛下の伊勢神宮御参拝等の神道的色彩をもつ儀式は、皇室の行事、皇室の私事として実施されてゐるのである。

靖国問題に猛省を促す

(昭和六十一年「国民同胞」六月号)

靖国神社に対する内閣総理大臣等の公式参拝について、最近またもや中国の呉外相が批判するともに中曾根首相が昨秋以来公式参拝してゐないことに「喜びを感じてをり」、今後とも公式参拝を見合はせるやう要請した旨報道されてゐる(四月十五日付読売新聞)。

昨秋からの異常とも云へる中国の靖国神社に対する反応に対してはこれはわが国の内政問題、とりわけ歴史伝統に基づくわが国の固有の文化の問題であるとの観点から毅然とした態度で、日中友好条約にもある「内政不干涉」の原則をもつて中国と接すべきであらう。

しかし、同日付の読売新聞によれば、看過することの出来ない記事が掲載されてゐる。即ち、金丸幹事長は、同外相に対して、「中曾根首相はすべての日本国民が参拝出来ないやうな今の状態に疑問をもつてゐる。靖国神社に代つて戦争犠牲者をまつる無宗教の施設を作ることを考へてゐるやうだ」の旨説明したとのことである。金丸幹事長の靖国神社に対する認識の問題点については、山田輝彦先生が本紙一月号で述べてをられるのでここでは触れない。しかし、果して中曾根首相自身がこのやうな認識を持つてゐるであらうか。

首相自身は、所謂「靖国懇」の答申を受けて、三木元首相が「私人」の立場で参拝を行つて以来、久しぶりに公式参拝をされてゐるのである。参拝できないのは靖国神社に問題があるのではなく、外国の圧力にあへなく屈してゐる氏自身の認識の問題であらう。戦争犠牲者を祀るために他の無宗教の施設を作る——万一戦死の場合は靖国の庭で会はうと国のために闘はれた英霊に対して、冒瀆と云は

ずして何であらう。わが国の歴史伝統を守らうとする「保守」側からさへもこのやうな発言がなされることを悲しく思ふ。

靖国神社の意義を、我々の心に最も具体的に訴へるものは、靖国神社に関する御祭文であると思ふ。

……汝命達の直き真心を以て、家を忘れ身を擲ちて、各も死亡せし其の大きき勲功に依りてし、大皇国をば知食す事ぞと思食すが故に靖国神社と改め称へ……今より後弥遠永に、怠る事無く祭り給はんとす……（招魂社を靖国神社と改称し別格官幣社と定むる御祭文―明治十二年六月二十五日）

この国を平和な和やかな国として治める（靖国）ことが出来るのも、「赤き真心」を以て、家を忘れ身をなげうつてまでして、国難に殉じられた御祭神の大きな「いさをし」があつたればこそ感謝の念を捧げられ、そしてとこしへまでも怠ることなく祭り給はむと誓つてをられるのである。

今上陛下も終戦の御詔書において、「帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ、職域ニ殉ジ、非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セバ五内為ニ裂ク」と悲痛な思ひを述べられ、そして、戦死者の追悼式では、毎年「今なほ胸の悼むのを覚えます」と繰り返してをられるのである。今上陛下の御言葉もさきの御祭文と全く同じ御心であると推察申し上げるのである。

このやうな靖国神社に対して、御遺族の方々だけでなく、国民全体が崇敬の念を捧げ、参拝するのは当然のことである。ましてや国の機関の代表者である内閣総理大臣をはじめとする閣僚・衆参両院議長・裁判所長等の公の立場における参拝は当然のことであらう。

靖国神社と憲法の関係に触れて置きたい。

忘れてはならないのは、「国のために一身を捧げられた英霊を御祭神とする神社」である靖国神社の性格は、戦前・戦後を通じて変つてゐないと云ふことである。そして戦前においては、靖国神社は、伊勢神宮等とともに国家的施設として取り扱はれて来た。

帝国憲法にも当然信仰の自由の規定はあるが靖国神社等の国家護持が憲法に違反してゐると論じた憲法学者はなかつたのである。

（信仰の自由と云つても決して無制限のものではない。帝国憲法においては、「安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる」範圍において、また現憲法では、「公共の福祉に反しない限り」、「濫用してはならない」範圍において信仰の自由を有すると規定されてゐる。帝国憲法の解釈を虚心に見よ。結局は現憲法のそれと同一に帰するであらう。（佐々木惣一博士の詳説が大石義雄著「日本憲法論」に引用されてゐる）。

従つて、靖国神社等に対する国家護持と信仰の自由とは決して背離するものではない。但し、現在に至るまでも、敗戦直後の占領軍の命令として施行された神道指令に基づき運営されてゐるのである。現憲法が占領政策を遂行するものとして与へられたものではあるとは云へ、独立国の立場で解釈し、運営すべきであらう。

靖国裁判に関する新聞論調を批判する

(平成元年「国民同胞」十二月号)

靖国裁判とは

さる十一月九日、大阪地方裁判所において所謂「靖国裁判」に関する判決があつた。この裁判は、昭和六十年八月十五日の終戦記念日に当時の中曽根首相が靖国神社に公式参拝を行ったことに対し、元大学教授、キリスト教徒らの六人の遺族が、信教の自由・宗教的人格権・平和的生存権を侵害され、精神的苦痛を被つたとして、国及び中曽根元首相に対し損害賠償を請求したものである。この裁判の目的は、戦前の靖国神社を国家神道の頂点に立つ施設としてとらへ、国と靖国神社との結びつきに歯止めをかけようとした極めてイデオロギー的色彩のつよいものであつた。

今回の判決では、「信教の自由の侵害」については、「公式参拝により具体的に信教を理由とする不利益な取扱ひや宗教上の強制を受けたものでないのは明らかであり」、また「宗教的人格権」及び「平和的生存権」については、「実定法の根拠を欠き権利保護の対象とならない」旨を判示し、原告の主張を却けた。さらに判決では、原告の目的に言及し、特定の憲法解釈・宗教観等の立場から、「裁判所において公式参拝が許されない旨の判断を受けることにより、将来にわたつて公式参拝が行はれることを阻止することにあり」と原告を批判してゐる。

なほ、今回の判決では、政教分離の原則及び宗教上の人格権について憲法判断はなされてをらず、批判的に報道してゐるマスコミも

ある。しかし、最高裁判決はすでにあり(52・7・13 津地鎮祭事件、63・6・1 自衛官合祀拒否事件)、今回の判決はこれを受けて憲法判断をするまでもなく原告の主張を却けたものと思はれる。

東京裁判史観(戦前否定)で貫く論調

今回の判決に関し最も注目すべき論調を展開したのは、毎日新聞であらう。十一月九日夕刊の署名入り解説、翌十日の社説、双方同じ基調のものである。

「解説」に云ふ。「その争い自体に国と靖国神社が果たしてきた役割をめぐる国民の中の深い亀裂が読みとれる。……判決は訴えを門前払いし、この問題を国会や国内外の議論に投げ返した」と。

しかし、この種の裁判をおこす人は、特定イデオロギーを信奉するごく一部に限られ、国民の中に深い亀裂(社説では国論を分ける)といふ状況には決してないのである。また国会のみならず全国民が深く思ひをよせて議論がなされるべきであるが、「国内外」と靖国神社等の問題を外国との政争の場に供してはならないのである。

この新聞論調で最も問題となるのは、戦前の歴史及び神道に対する偏見にみちた見方であらう。社説に云ふ。「わが国の憲法が信教の自由を認め、さらに政教の分離をうたつてゐるのは戦前の暗い時代への反省に立つからである。国家が神道を利用して科学的な根拠のうすい歴史観を国民の間に浸透させ、戦いにかかりたてていつた。再びそのような時代を招いてはいけない。惨禍で得たそういう教訓が憲法の背後にそびえ立っていることはいうまでもない。」

戦前の歴史を「暗い時代」と断定し、「再びそのやうな時代を招いてはいけない」と社説で説いてゐるのである。東京裁判の史観に

強く影響されてゐる論調である。しかし、戦争には負けたりとは云へ、祖国のために一身をなげうたれた御霊をお祭りするのは当然ではないか。論者には慰霊の心が欠如してゐるばかりでなく、ほかの箇所では「日本の感傷」と批判的な用語さへ使つてゐるのである。

また、帝国憲法においても現憲法と同様に、信仰の自由を保障し国教を認めてゐなかつたことは決して忘れてはならない。「惨禍で得た教訓」が憲法の背後にそびえたつとは、戦前を暗い時代として否定する考へ方を前提とする一方的解釈であらう。

「かりたてる」とは、駆り出す、追ひ出す、無理にゆかせるといふ意味である。「国が神道を利用して……戦いになりたてた」とは何といふ論調であらう。大東亜戦争で勇敢に戦はれたわれらが父祖の多くの気持とは決してなじまないものであらう。かりたてられて戦場に来た日本の将兵がどうしてあのやうなはげしい戦ひを遂行し得たであらうか。

また、神道に対しても曲解がある。神道は民族の生成とともに自然に生まれ、根づいたものであり、一外人(ロバート・N・ペラー)の指摘によれば、「寛容的、女性的(もしくは母性的)で……神と人間のつながりや、人間に対する神々の親しさとおほらかさ」を特色とするものである(『日本の宗教』五頁)。

来年は即位式、大嘗祭がとり行はれ、憲法論議も活発になるものと思はれる。真に社会の木鐸として「世人を覚醒し教へ導く」やうな格調の高い論調がマスコミにおいて展開されることを期待したい。

最近思ふこと

(平成五年「国民同胞」二月号)

皇太子殿下と雅子さんのご婚約を心からお喜び申し上げます。

ご婚約決定の時の記者会見は、お二方の清々しいお人柄が偲ばれありがたく拝聴しましたが、雅子さんのお言葉にハツと深い感動を覚えました。翌一月二〇日の朝刊には、産経・東京の二紙に全文が掲載されましたが、次のやうに発言されてをられます。

「…私が殿下のどういふところに引かれたかといふことを申し上げますと、まづ、ご自身が大変お苦しいときにでも、ほかの人の苦しみについてまづ先に考へられるやうな、さういふ大変に思ひやりの深い方でいらつしやるといふこと。…」

「ほかの人の苦しみについてまづ先に考へられる」……今から一四〇〇年前の皇太子であられた聖徳太子の

「大士は其の身の苦を忘れて苦を同じくしてしかも化す。」(維摩経義疏文殊問疾品)

といふお言葉が現前に現はれてゐるやうな感慨を覚えました。

先日の四士会(関東地方の輪読会)で論語の「しのぶ」といふ言葉が話題となりました。きっかけは真崎秀樹氏の「続秘録昭和天皇」(THIS IS 読売)平成四年十一月号)からです。

『陛下は(中略)お客様と会われる時とか、ちよつとかたい場面になると、非常にお言葉がとつとつとして、流暢に出てこないといふことがありましたね。私の友人の加納祐五氏の話によると「論語」

の「顔淵篇」に「仁者はその言やしのぶ」とあるそうです。偉い人というのは訥弁で「口ごもる」とか「言いよどむ」というんだそうです。」

加納先生は国文研監事で、『Balliet hat & Balliet in』の著者です。

後日調べましたところ、論語原文は「子曰仁者其言也詘」。「世界の名著版」・『孔子』には、「子曰く仁者はその言や詘（仁徳のある人は言葉がすらすら出ない）」と注釈があり、詘（じん）とふり仮名がついてみました。ところで「広漢和辞典」には（詘）：③しのぶ、ことをひかえる、との語義があり、論語のこの部分が引用されてゐます。僕の語感では「其の言をしのぶ」と訓むのがすつきりするやうに思はれます。

皆さんとお話しをする裡に、昭和天皇のお姿が今さらながら思ひ浮んで来て、今上陛下の御父君に寄せられる誠のお心が御歌に偲ばしめられます。

晴（昭和天皇を偲ぶ御歌会・平成二年）

父君を見舞ひて出づる晴れし日の宮居のうちにもみぢ葉は照る

論集二一 (大学時代)

(昭和二十五年～三十八年)

編者のことば

大学時代の論文は原文のまま現代仮名づかひとしました。

- 一 「人民民主主義」と「最近のソ連の動向」
- 一 唯物史観論
- 一 和を以て貴しとなす



(鹿児島大学社会科学研究会のメンバー)

「人民民主主義」と「最近のソ連の動向」

(昭和三十五年鹿児島大学社会科学研究会公報)

第一部 人民民主主義

(i) 連立政権の成立

現代人民民主主義として知られる東欧諸国の特徴は赤軍の侵入と同時に連立政権が成立した事である。併し当時の殆んど東欧諸国は内政が腐敗し貧富の差が著るしく、チェコを除いては我々の意味する民主的政治を積んだ経験が殆んどない事に注意しなければならぬ。こうした情勢に於いて中世的封建制によつて搾取されていた一般大衆が共産主義乃至準共産主義を支持した事は無理もない事である。又ナチスに最も強烈に反抗した者も共産主義であつた事は大衆が彼等を支持した原因の一つであろう。そして各国には赤軍が駐留している。

斯くの如き情勢の下の連立政権の特徴は、(イ)ナチス主義反対の闘いで協力したあらゆる党派の連立政権である事、(ロ)赤軍によつて占領されているため共産党がその中核をなしている事の二点である。連立政権成立後は共産党はあらゆる局面を通じて、共産党にとつて好ましからぬ人々を次第に放逐してゆき、国家権力を独占するようになったのである。連立政権成立後の最初の仕事は、ファッシスト、大地主、大ブルジョアなどを徹底的に肅清する事であつた。次は農地改革である。前述のように各国の土地は極少者が大部分の土地を占有していたが、土地改革の結果、ドイツ人やファッシスト、大地主の土地は無償で没収され、小農に与えられた。こうした大地

主の力や彼等と結ぶブルジョアの力が全く無力となつた。

次いで企業の有化である。最初は金融機関であつたが、鉱業交通運輸業等の大企業、更には中小企業に迄及ぼされ、かくして米英仏などの経済的地位は全く問題にならなくなつた。

(ii) 連立政権の変貌

土地改革は農民の熱烈な土地への渴望によつて、又大企業の国有化は、独伊の資本の協力の下に経営されていたのが多かつたので、多少の摩擦はあつたが比較的順調に進行していつた。併し乍ら戦後最初の総選挙の際徹底的な弾圧が加えられ、結局共産党及び是を中核とする連立政権派が圧倒的多数を多くの国(ポーランド、チェコ、ブルガリア、ルーマニア)で獲得し、又ハンガリーの如く共産党が第一党とならなかつたところでも、治安維持の責任者たる内務省のポストを獲得し、反対党を容易に弾圧してゆく足がかりを作つた。

そうしている間にも企業の国有化が中小企業に迄及んでくると共産党はあくまでも連立の名目を保ちつ、「反逆」「陰謀」「スパイ」などの名目で反対政党を追放していつた。が反対政党は、バラバラで統一がなく、特にソ連の強力な背景の下に、追放はどん／＼進行していつた。例えばポーランドでは、農民党の首領ニコライチク的支持者約十万人が逮捕され彼自身もロンドンに亡命した。ブルガリアでは四七年農民同盟ベトロフの処刑、ユーゴでは四六年セルビア国民農民党首及びクロアチア農民党幹部が逮捕されミハイロヴィッツが処刑となる、等々。

このような肅清もたらしたものは、名は連立でも実質的には共産党独裁である。ところが共産党は、連立政権に参加している諸党

に合同を強要し始めたのである。

四六年東独を皮切りに、四八年ポーランド、チェコ、ブルガリア、ルーマニアに殆んど同時に行なわれた。

こうした状況のもとに、君主制は続々と廃止され、全世界にはげしい感情を起こさしたミンゼンテイ（ハンガリアカトリック大司教）事件がおこつたのである。

彼はマルクス・レーニン主義に基づく学校の国有化に勇敢に反対し、又ハンガリア最大の地主である教会の中心人物たる彼は土地改革にも反対したのである。彼は四八年十二月十二日逮捕され、四九年二月終身刑の判決が云いわたされた。

(iii) 共産党の相剋

連立政権成立後このようにして共産党独裁へと進行したのであるがこれと平行して各国は産業三ヶ年次いで五ヶ年計画を行なつた。

これらの東欧諸国は工業発展は極めて遅れており、急速な工業生産力の発達は、なかなか困難であつたので、諸国はソ連と相通ずる方法をとつた。ソ連との間に、又相互間に通商協定を締結した。是は西欧のマーシャルプランに対抗するもので、モロトフプランとも呼ばれる。併し乍らこの協定は、東欧諸国がソ連から物を高価に、自国の物は低価に取引しなければならぬ協定であつた。これももやがてチトー事件を誘発せしめた原因になつたとも考えられる。

更に実行したのが、農業の社会化である。連立政権成立当時、独伊人の土地大地主の土地を小農に分割したが、それでは社会主義社会への移行は不可能である。そこで小農に土地を分割した後わずか一、二年にして、各国は早くも集団耕作化を促進し、更にコルフオー

ズ、ソフォーズ式の農場に力をそ、いでいる。

尚ソ連を中心として、東欧諸国を一体化させる計画としては、前述のモロトフプランの他、各国との間に於ける友好相互同盟条約、軍事同盟等があるが、更にコミンフォルム（一九五六年四月解散）も結成され、機関紙「恒久平和と人民民主主義のために」の発行を決定した。そのみでなく最近では、ソ連のロコソフスキー元帥がポーランドの国防大臣と、共産党の政治局員になるに及んで、ポーランドは、軍事的政治的に全くソ連に従属すること、なつた。こうして東欧諸国はあらゆる面においてソ連の指導下に一体化せられたが、ここにチトー事件は深い原因をもつている。

一九四八年六月コミンフォルムは突如としてユーゴ共産党の除名を発表した。その理由とする処は次の五点である。

一、ソ連に対する敵対的態度、ソ連軍事専門家を軽視して信用をおとさせた。

二、「党こそ……全ての全国国家機関を統制しなければならぬ……」にもか、わらず、連立政権の背後に党をおしかくした。

三、階級闘争政策の精神が感じられない。農民と都市における資本主義分子の増加は絶頂に達している。

四、党内に独裁制が敷かれている。

五、指導者は国力を過大評価し独力で社会主義社会を建設し得ると信じ、資本主義的方法をとる事によつて帝国主義国家の圧力を緩和しようとしている。

世界中の共産党は、コミンフォルムと歩調を合わせて、ユーゴを攻撃したが、ユーゴでは「我々一人々々が社会主義の祖国ソビエト連盟をいかに愛しようとも、その人間が同じく社会主義の発展して

ゆく自分の国を、ソ連より愛さない事は不可能である」と書簡を送り、チトー以下結束した。そしてコミンフォルム非難を事実無根だとし、独立平等平和を尊重し、内政干渉を行なわぬ全ての国と協力すると答えた。

その後ソ連及びコミンフォルムとユーゴの関係は悪化しソ連はユーゴに対し種々の圧力を加えたが、ユーゴに於てはチトー以下結束してこれと対抗し屈しなかつた(併しユーゴとソ連の関係は、五年第二〇回ソ連党大会以後は、和解し国交が回復された)。

そも／＼ユーゴ離脱の原因は、ソ連が自己の利己的立場から、東欧諸国を隷属せしめようとしたところに、深い原因をもっている。他の東欧諸国にもかゝる原因があつたのではなからうか。

果たして四八年ポーランドに於てポーランド労働党の書記長であり、副首相でもあるグムルカは、ユーゴの立場を支持した。「共産党である前にポーランド人」であることを、信条として来た彼は、ソ連の強制する農業の協同化、社会化に反対せざるを得なかつたのである。その結果彼は勿論粛清された。併し乍らこの民族主義的傾向を他の東欧諸国でも持ち、ハンガリアに於ては党员二〇万が粛清され、ブルガリアに於ては、四九年副首相、政治局員たるコストフが又アルバニアに於ては四九年元元首兼内相であつたジョジエ將軍が死刑となり党統制委員長等が処刑となつた。斯くの如く粛清に続く粛清で、「真の人民のための民主国家」が出来上がったのである。これが所謂人民民主主義国家成立の過程の実態である。

四八年十二月デイトロフはブルガリア共産党第五回大会で次の様に述べている。「若干の同志は人民民主主義とソビエト制度の區別を強調する傾きがあるが、多少不正確な且つ有害な結論をひきお

こすかも知れない。マルクス・レーニン主義によればそれら二つとは……労働者階級の支配という、その同一な支配の二つの形態である。つまりソビエト制度と人民民主主義とはプロレタリア独裁の二つの形態である。」即ちこれによれば人民民主主義は、プロレタリア独裁ソビエト政権にうつる準備段階ではなくて、ソビエト制度と並んでプロレタリア独裁そのもの、一形態である。即ち人民民主主義とは、我々の概念で考える民主主義というものではなくて、あくまでもプロレタリア独裁である。ここで云うプロレタリアとは「一般の労働者」ではなく「階級的に自覚したもの」即ち共産党員の事である。故に人民民主主義の実体は共産党独裁であることを、成立過程から又デイトロフの説明からでも証明されるのである。

第二部 ソ連共産党第二〇回大会の意義

この大会で特徴的な事は、フルシチョフのスターリン批判演説に初まる。この演説に於て同氏は、スターリンを神の座から引きおろし、教義を粉砕した所謂反スターリン政策をうち出したのである。

二〇回大会は満場一致を以つて決定された事になつてゐるが、併し乍らその後には、スターリン派のモロトフ、カカノヴィッチ、それに連合したマレンコフ、シェピーロフ等が続々とクレムリンから追放された事等からでも党指導者層に於て、深刻な対立があつた事が明らかである。併しともかく、二〇回大会を機としてソ連国内外で所謂「雪どけ」が始められたのである。この「雪どけ」の結果国外では五六年四月コミンフォルム解散、同年六月ポーランド動揺、同年十一月世界的に注目的となつたハンガリー動乱となつて現われたのである。非スターリン化が「雪どけ」から「雪なだれ」のよ

うな激しいものに及んで、党指導者層の中で再びフルシチョフ派とスターリン派の激烈な闘争となつたが、昨年（一九五九）一月開催された第二一回大会に及んでソ連におけるフルシチョフ体制が固められ今日におよんでいる。大会で採択されたもののうち重要と思われるものは次の二点である。

一、戦争は必ずしも不可避でない事

これはレーニンの「帝国主義が存在する以上戦争は不可避である。」と云うテーゼに矛盾しているようであるが、フルシチョフはくり返し「資本主義の存在する限り戦争の危険は除かれない。」と述べているように、レーニン主義の原則は根本的に否定されていない。現代はレーニンの時代とは異りソ連、東欧諸国などの共産圏諸国が強大化しており、又両陣営は原水爆を保有している。これらの事情が戦争勃発を防止しているのであつて、結局のところ「力の均衡による平和の維持」という西歐式の考え方と余りちがわない。では均衡が破れた時はどうか？ この点についてフルシチョフは「社会主義経済は、それ自身の優越性によつて勝利を占められるから、社会主義者は最早革命のために戦争を必要としなくなつた。」といつてゐる。併し乍ら社会主義経済の優越ということは、現代の段階では客観的には確認された訳ではなく、又フルシチョフの主観的な域を出ていないので、それを前提とした戦争不要論はそのまゝ、容れる訳にはゆかない。

二、議会を通じて社会主義社会に移行出来る

このテーゼはマルクスも述べているところであるが、これは「マルクスに帰れ」と云う意味の事ではない。彼は「労働階級が農民知識層及び一切の愛国勢力（＝反米勢力）を結集して、国会に安固な

多数を制して根本的な社会改革を實行する」ことを予想してゐるのであつて人民戦線方式のむし返しにすぎない。併し乍ら連盟政党間の離脱集散や、選挙の結果等で退陣を余儀なくさせられるような政権では到底社会の根本的改革は不可能である。可能ならしめるためには、是非長期安定した政権——恒久政権——を必要とする。併し恒久政権は、非合法的手段をとらざるを得ない。故にレーニンの暴力革命論は放棄されてゐない。フルシチョフの演説が、「プロレタリアート及び一切の大衆的革命運動によつてパツクアップされた安固な多数」とわざ／＼断つてゐるのを見ても前述の結論が一方的でない事がうかゞえるのである。

二〇回大会後フルシチョフは機械トラクターステーション（MTS）の機械をコルフォーズに売却する決定を行ない、又コルフォーズの義務供出制を廃し、農産物買上げ価格をとるなど農村の自由化制度をうちだし、次々反スターリン政策を實施していつた。併し五年ブルガーニン首相解任、その後しば／＼反党グループ批判を行なつてゐるのを見てもフルシチョフの地位が絶対安泰でない事がうかゞえる。併しこれ迄のところ、彼の政策は人工衛星の打ち上げ等ソ連科学陣の優位などにも支えられ、又数々の実績で固められ、指導者として高く評価されて、昨年一月の第二一回党大会にのぞんだのである。彼は論じてゐる。「おそらく一九六五年以後の五年間を待たずに、ソ連の絶対生産及び人口一人当りの生産額で世界第一位となり、世界第一の生活水準が保障されるであろう。」

一九一七年以来数十万の粛清された人々の霊をなくさめるため、これ迄抑圧されてゐたソ連国民に安らぎを与えるためにも無理なく七ヶ年計画が達成される事を望みたい。

了

唯物史観論

(昭和三十六年鹿児島大学社会科学研究会会報)

序 説

唯物史観とはマルクス主義の歴史哲学であり、又その骨子でもある。ヨーロッパの歴史哲学は、十九世紀中頃まで観念的理想主義的哲学の全盛であり、ヘーゲルがその頂点である。これについて実証主義的自然主義的歴史観が全盛を極め、マルクスの唯物史観がその頂点である。

マルクス葬送の辞でエンゲルスは、「ダーウインは有機界の発展法則を発見したが、マルクスは人間歴史の発展法則を発見した……」と言明しているが、その「人間歴史の発展法則」が、この唯物史観であり、又これを持つているからこそ、マルクス主義を「科学的社会主義」と自ら呼び、他はたとえばサン・シモン、ロバート・オーエンなどの社会主義を「空想的社会主義」と呼び、両者を区別しているのである。

マルクスは初めは、当時盛んであつたヘーゲル哲学に多大の影響を受け、その学徒だつた。併し乍らしばらくして、フォイエルバッハの唯物論を知るにいたり、ヘーゲル哲学が「逆立ち」しているといつて、ヘーゲル哲学に於て最も根底である「理念」を「物質」におきかえた。かくして弁証法と唯物論の混合体である唯物史観が成立したのである。以下この唯物史観の骨子と思われる部分を紹介しそれに対し私なりの論評を加へてゆきたいと思う。

一、社会構成に関する理論

先ず唯物史観の社会構成に関する理論は、所謂下部構造と上部構造の理論であり、その場合下部構造は更に、「物的生産力」と「生産関係」に分れ、上部構造は政治経済と宗教思想道德などのイデオロギー形態であるとされる。

マルクス自身は唯物史観を体系的に論じたところはないが、比較的まとめて述べている箇所は、「経済学批判」の序文の次の一節である。

「人間は彼等の生活の社会的生産に於て、一定の必然的な、彼等の意思から独立した諸関係を、即ち彼等の物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係を受容する。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的総体を、即ちその上に一つの法律的及び政治的構造がそびえ立ち、そしてそれに一定の社会意識諸形態が照応する現実的な土台を形成する。物質的生産の生産様式は、社会的精神的な生活過程一般を制約する。人間の意識がそれらの存在を規定するのではなくて、逆に、彼等の社会的存在が、彼等の意識を、規定するのである。」

これを分析して説明すれば、次のようになる。

- (一) 一定の生産力の発展段階に対応して、生産関係が照応する。
- (二) この生産関係に、法律、政治上の、諸制度が対応し、その基礎の上に一定の社会的意識諸形態、即ち思想宗教道德などの、イデオロギー形態がそびえたつ。

- (三) これらの上部構造は、独自で発展してゆくのではなくて、下部構造の経済的諸関係を反映し、それに規定される。

かくの如く社会構成の根本的なものは、「生産力」であり、又それが社会変動の土台でもあり、その変動によつて、生産関係が、更に上部構造が、変革されると説くその場合、社会構成存び変革の基本的な土台とされる「生産力」とは、どのようなものであろうか？

(イ)、生産力について

マルクスは、「物的生産力」について、はつきりした説明はしておらぬが、スターリンはその著、「弁証法的唯物論と史的唯物論」の中で、比較的鮮明に次のように論じている。「一方には生産手段、それを使用する人民、彼等の経験と熟練があり、これらが総合して生産力をつくる。」要するに生産力は、労働者の熟練、技能などの主観的要素と、技術や生産手段の如き、客観的要素との総合したものである。

他の動物と異なる人間の特質は、道具を使用して生活資材を産出することである。この道具が生産手段であり、農業に使用するものに限らず、工業その他一切の産業に及ぶ。この生産手段が、文明進展に寄与したことは疑いない事実であり、人類の発展段階を、この生産手段の観点からみれば「石器時代」「青銅器時代」「鉄器時代」などと分けられ或いは「道具時代」「機械時代」などとも区別される。そして生産手段を媒介としての人間の働きを技術というが、この技術こそ、他の動物と区別される人間の特質である。文明の発達は実際にこの技術の進展による。

併し問題は「ドイツイデオロギー」に於て、マルクスの言つた「最早人間は生産力を支配することはできない。かえつて今や、人間の意欲や動向から独立な、否この意欲と動向を支配するような一系

の位相と発展段階を辿る。」という考え方である。技術は果してこのように、人間の意欲や動向から無関係なものとすることができようか？

前述した生産力のうちで最も重要なものは、それが独自で進展してゆくのであるから「技術」であることは疑いない。実にこの技術の進展こそ文明発達の原動力である。ところが技術の本質は発明である。その発明の重要な要素は、(1)「人間の意欲」(2)「人間の創造力」(3)「物の理」の三つである。物の理とは例えば、「カーバイト」+「水」↓「アセチレン」+「生石灰」の如き自然科学の法則を云う。併しこの物の理も、人間の創造力により発見されたものである。従つて発明の本質は、人間の精神的創造力なのであつて生産力の中には、「高度の精神的要素」も含まれていると言わざるを得ない。ところが、「経済学批判序文」によれば、「生産力」は「物的生産力」とされ、それはわざ／＼「物質的概念」と規定されている。

併し乍ら前に触れたように、「科学的知識」は、決して物質的概念ではなく、むしろ人間の高度の精神的要素の所産である。一体科学的真理というものはよしそれを自然科学の領域に限つたとしても人間の知性を通じて、認識されたものでなければ、科学として役に立ち得ない。その意味に於ては、科学を生みだし、技術を構成する主体はあくまでも人間の精神でなければならぬ。

かくのごとく考えてくると、「唯物史観」の根底とされる生産力は決して、前述の「ドイツイデオロギー」の中にあるような、「人間の精神と独立して、人間の意欲と動向を支配する」ようなものではなく、それ自体の中にすでに人間の主体性が含まれていると断ぜざ

るを得ない。こゝに唯物史観の致命的誤謬がある。従つて一方的に人間の意志から独立した「物的生産力」のみを主張する膨大な「唯物史観」の体系はここに崩壊せざるを得ない。

「生産力」はマルクスの言う如く、「純粹な物質的概念」ではあり得ないのであるから人間の精神力、経済政治その他のものを綜合した広義の「生産力」を社会発展の動因としたら避けることができると思う。併しその際には、「唯物」のタイトルは引き下げていなければならぬのであろう。

(四) 生産関係について

唯物史観に於ける生産関係とは、一般には財産の所有関係のことを意味している。例えば共産党宣言中の「生産諸力はこの障害を征服するや否や、全ブルジョワ社会を混乱におとし入れ、ブルジョワ的所有関係の存在をおびやかす……」、又は「経済学批判序文」の「現在の所有関係、或いはその法律的表现にすぎないところの財産制度」又は「ドイツイデオロギー」の「封建時代に於ては、主要な所有は一方では土地所有及び農奴の労働に存し……この編成のせまい生産関係は……」等というが如くである。例えば農業経済に於ては「土地」、資本主義経済に於ては「企業の所有権」及至「株式の所有権」などになるうと思われる。このような意味に於て「財産」は生産関係の重要な要素であり、又それを制度化したものが、「上部構造」の法律関係とされている。

生産関係の中心は、財産の所有関係であるから、必然的に「持つ階級」「持たざる階級」或いは「搾取階級」「被搾取階級」などの「階級関係」も含まれてくる。

例えば「唯物弁証法と史的唯物論」の中でスターリンは「それは協力か搾取の関係」と見ている。こゝでは「協力」は労働者階級、搾取は「資本家階級」のことを云つていように思われる。「経済学批判序文」によれば「生産関係」は、「物的生産力の一定の発展段階に照応し」そして「人間の意思から独立せる関係」とされていゝる生産関係が生産力の影響をうけること——例えば共産党宣言の「ひき白は封建社会を与え、蒸気白は資本主義社会を与える」ということ——を発見したのはマルクスの卓見だと思ふ。併し乍らよく考えてみると、生産関係は生産力ばかりでなく「人間の意志」からも規定されていることを認めないわけにはゆかない。卑近な例をとらう。

アメリカとソ連である。アメリカは「資本主義社会」、ソ連は「社会主義社会」であるといわれ、両者の「生産関係」——「所有関係」——は明らかに異なつたものである。然るに生産力に於ては、両国は少なくとも同程度のものであり、ソ連が進展しているとは決して云えない。生産力が同一発展段階にあるに拘わらず、生産関係にこのような差ができてくるのは、その生産関係が生産力によるだけでなく、両国の歴史伝統の相異にもよると見なければならぬ。歴史伝統は単に下部構造の経済的關係だけでなく、上部構造の部分が大きいに作用しているとみなければならぬ。かくの如く考えてくると、生産関係は前記の「物的生産力の一定の発展段階に照応する」もので且「人間の意思から独立せる関係」だけではなく、上部構造からも影響をうけると云わねばならないのである。

次に生産関係は人間の意思から独立しているものもあることは疑を入れぬ。例えば、階級関係——現在は非常に複雑になり、鮮明には區別されないが——は個人の意思によらずして或いは資本家階級であ

つたりする。併し人間の意思から独立し、これに外から影響を与えているのは、単に生産関係だけに止まらない。たとえば言語宗教風俗習慣などの文化的要素も人間の意思を超越しており、団体―特に民族的国家的なものである。

我々は知らず知らずの裡に東洋的日本的思考をするものである。

たとえば「ベルグソン」と「デカルト」を習つた場合、前者の「直観的」な哲学に、後者の「数学的」な哲学よりも感銘をうけるのはそのためである。就中、西田幾多郎博士の哲学に東洋的な「禅」の要素が多分に含まれているのは、そのためであろう。要するに、「生産関係」は「人間の意思」から独立した要素があることは事実である。併しそれだからとて、生産関係に唯物論を適用することには、決してならないのである。そして一方に於ては、人間の意思で現在の社会に行なわれている様に、生産関係も変更することができるとも又事実である。

かくの如く考えてくると、唯物史観の下部構造は、純粹な物質的概念とは云えないで、高度の人間の精神力も強く作用していると、断ぜざるを得ないのである。

思うにマルクス主義のうち、下部構造の理論は一応わかり易い考え方だと思ふ。併しマルクスの誤謬は、下部構造が決定的な要素であり、たゞそれだけで全ての社会生活が説明され、他の方法では説明されないところにある。これはエンゲルスが晩年において苦心しついに改論を余儀なくされた点である。(エンゲルスの晩年の改論はあとで述べる。)

次に階級闘争について一言する。前述したように生産関係は所有権であるから「持つ階級」と「持たざる階級」とに分けられる。

マルクシズムにおいては、生産力と生産関係が歴史進展の客観的要素と云われ、階級闘争がその主観的要素とされている。共産党宣言の冒頭においてマルクスは「今日までのあらゆる社会の歴史は階級闘争である」といつているのもこの意味である。たしかに階級闘争が社会発展の動因となり得又今日までなつてきた。併し問題は、その動因が果たして階級闘争にだけあるかと云う点である。しかし今日迄の社会発展の重要な要素を求めるとすれば、階級闘争よりむしろ、民族であつたように思われる。例えば、民族国家が存亡の危機に立つている時は、国民は階級闘争をこえて、一致団結して、困難にあつたことは事実が教えるところである。最近の大戦争においては、社会主義政党さえも、国家政策たる戦争に協力した事実を見よ。これはよしあしではない。事実の問題である。たしかに階級闘争が社会発展の動因の一つであることは疑いない。併しそれだけではない。他に民族国家的要素などと綜合されたものが動因となるのである。自分はいくまでも多元論をとる。マルクス主義の如く全ての現実をある一つの要素に還元する一元論は、どうしても無理がでてくる。そも／＼複雑な社会現象を一つの要素に還元することは初めから不可能であると思ふのである。無理して一つの要素を求めれば、どうしても独断的にならざるを得ない。それこそ空しい観念論におちいつてしまふのである。

マルクス主義は「持たざる階級」の「持つ階級」に対する憎悪の哲学であり、しきりに階級闘争を絶叫する。又一方においては、時に現在、マルキストは「平和」をしきりに唱える。はたして両者が調和するであろうか。平和を実現してゆこうとする以上、どうしても矛盾を前提とする。平和とはそれらの矛盾を調和させてゆくとこ

ろにある。矛盾がなければ平和を達成させようとする努力は必要はないからである。資本主義社会に於ける「貧富の差」はたしかに重大な矛盾である。その矛盾を取り除くために、限りなく階級闘争をくりひろげてゆくことが果して平和と両立するであろうか？ 平和は両者が倫理的態度で接して、少しずつ矛盾を解決してゆくところではなくては決して達成されない。ここに敢て云う。プロレタリアの階級的利己心で、たとい政権を奪取したとしても決して平和は、おとずれないであろう。又一方、資本家階級にしても、自己の利益のために、労働者を搾取し続けていたら、自らが自己の墓穴を掘ることになるであろう。階級闘争と平和は両立するものではない。故に所謂進歩主義の平和論にはついて行けないものであり、その背後には何かの意図がかくされていると断ぜざるを得ない。平和を保つには両者が、あくまでも国民的同胞感に立ちつつ、互譲の態度で徐々に改革してゆくよりほかにないと思うのである。

(ハ) 上部構造について

「経済学批判序文」によれば「その基礎（経済的構造）の上に法律及び政治的の上部構造が建設され、またその基礎に相応して一定の社会的意識を決定する」と教えている。これは要するに、人の政治的経済的文化的生活は、当該の生産関係の綜合体である経済構造に制約されるということであり、かくて「人間の意識がその生活を定めるのでなく、むしろ逆に、その社会的生活が、人間の意識を決定する」として、人間の主体性を全く否定しているのである。社会的意識が経済的のみに規定されるということが一方的論断であることは明らかである。例えば、同一階級の人は、或る人は社会主義であ

つたり、或る人は保守主義者であつたりもする如きである。

我々の意識が経済的構造に影響をうけている——但し決定はされない——ことは事実であり、マルクスを初め当時の実証主義者が、以前の観念論に対して反撃を加えたのは、彼等の大きな功績であつた。マルクスが影響をうけるといふ点に止まつていたら、うまくいったと思う。不幸にしてマルクスは、前述の如く「経済的要因が決定的なものである。それでどんな社会変化も説明され、外の方法では説明されない」と極論したところに無理があつた。理論主義者であつたマルクスは、精神的要素を過小評価せよにおれなかつた。上部構造についてもマルクスはこの汎論理主義的累層思想を脱し切つていない。曰く「法律及び政治的基礎の上に一定の社会的意識を決定する」と。併し歴史的事実はその逆であり、少なくとも両者の間には相互関係があつた。例えば現在の世界的な政治形態である「立憲制」に例をとらう。それは二つの源流から生まれたものであるとされている。十八世紀の自由主義の哲学的思弁から生れた政治原理および英国政治史の経験的所産の結合であつた。即ち前者に於ては、「国民主権」「個人権」「三権分立」「成文憲法」等の理論であり、後者に於ては「代議制」「両院制」「大臣責任制」「議員内閣制」などがそれである。法律や政治が最初に出来たのではなく、政治的自由を求めた社会意識が、法律や制度を生みだしたのである。その意味では、マルクスの「社会的生活が人間の意識を決定する」よりはむしろ、ラードブルーフの云う「最初に法哲学があり、終りに革命がおこる」の方が歴史的現実だと思ふのである。

次に「経済学批判序文」の「意識が経済的構造に制約される」以上、そして社会が階級に分裂している以上、どうしてもイデオロギ―

の階級制が生じてくる。「ドイツイデオロギー」の「支配階級の思想は、どの時代も支配的な思想である。物質的生産手段を左右する階級は、それと同時に精神的手段を左右する」又「共産党宣言」の「ある時代の支配的思想は、常に支配階級の思想にすぎない」と述べているのもこの意味である。そしてプロレタリアの見解に対立する思想などを、ブルジョワ哲学、ブルジョワ科学などとされ、その功績は、全然認められない。そして道徳さえも、ブルジョワ的偏見という。それに反しプロレタリアの見解が優れたものとされる。何故ならば、プロレタリアこそ階級のない社会をつくるべき運命を担っているからだ。そしてこの階級のない社会においては、たゞ一群の思想—即ちプロレタリアの思想哲学芸術科学のみが存在するであろうと。私見によれば、こゝにユダヤ人特有の選民思想があると思う。イスラエルこそ神の選民、人類の解放者であつたところがマルクスにあつては、その選ばれた民が、選ばれた階級—プロレタリア—に転化したのである。「科学的社会主義」たるマルキシズムにも、実に宗教的観念が含まれていると思うのである。

前述したように、我々の思想は周囲の環境にも影響づけられていることは事実である。我々の思想は相対的なものであろう。併しそれ故に、誰が客観的真理の存在を否定し得よう。「存在」(Sein)と当為 (Sollen) を、決して混同してはならぬ。即ち「現在」の状態がこうだからといって「あるべき姿」までは決して否定し得ぬ。我々は現在の状態に満足しないで、あくまでも「ゾルレン」を追究してゆくべきだと思ふのである。(阿部次郎著「倫理学の根本問題」に鋭い理論が展開されている)

二、社会変革に関する理論

唯物史観の社会変革に関する理論の特質は「生産力」と「生産関係」をダイナミックな弁証法的運動でとらえたことである。その基礎はやはり「生産力」であり、それが社会変革の原動力となり、その進展につれて従来の生産関係に矛盾が生じて後に社会変革がおこるとする。

「経済学批判序文」でマルクスは「社会の物質的諸力は、その発展のある特定の段階で、それらが従来その内部で運動してきた現存の諸関係と、或いはその法律的表现にすぎないところの所有関係と矛盾するようになる。これらの諸関係は、生産諸力の発展段階から、その桎梏に急変する。その時に一つの社会革命が初まる。経済的基礎の変化と共に、巨大な全上部構造が、或は徐々に、或は急激に変革される。(中略)一つの社会形態は、それらのものにとつて充分な広さであるところの、全生産力が発展してからでなくては決して没落せず、又新たなより高度の生産諸関係は、その物質的な生産条件が旧社会の母胎内で、孵化しうるまでは、決して従来のもものに変りはしない。」と言つている。

(一) これを説明すれば、
物的生産力が進展してゆくうちに、現存の生産諸関係と矛盾撞着をおこしてくる。

(二) 以前に於ては物的生産力と生産関係は、つり合つて、生産力はその生産関係の中で発展できたが両者の均衡は破れてしまひもはや以前の生産関係の中では、生産力は進展できなくなる。(例をとろう。子供が成長するにつれて、以前の着物は合わない

くなり、ついに体の成長を妨げるように。こゝでは体を生産力、着物を「生産関係」になぞらえている。

(三) 遂に両者の間の均衡は破れ、弁証法的運動で、一層高度な新しい生産関係を生じ、その生産関係の変動と共に、上部構造が或いは徐々に、或は急激に変革して社会革命が起る。(例えば前の例では、遂に着物が破れてしまい、新しいより大きな着物が必要となつてくるように)。

(四) 物的生産力が、従来の生産関係の中で、余地がなくなるまで充分に進展してしまわない限り、そして新しいより高度な生産関係が従来の母胎内に孕まれないうちは、決して出現するものではない。(例をあげよう。資本主義社会が充分に発展してしまわない限り、共産主義社会は到来しないし、又共産主義社会は資本主義社会を経過しなくては、成立しないように)。

下部構造の物的生産力と生産関係を、ダイナミックな弁証法的運動で、社会変革を起すというのが、マルクス主義の社会変革理論の根本である。これを弁証法のテーゼにあてはめれば、次の通りになる。

(一) 生産力と生産関係の平衡がとれていて、現存の生産関係の中でも、生産力が進展できる状態―定立。

(二) 生産力が従来の生産関係の中では進展できなくなり、両者が矛盾撞着する状態―反定立。

(三) 遂に両者の間の均衡は破れ、新しい一層高度な生産関係が出来あがる状態―総合。

そして「生産関係の上に法律的及び政治的の上部構造が建設されるのであるから、その新しく出来あがつた生産関係の上に、新しい

社会が変革される。」ところが生産関係は「人間の意志から独立せる必然的關係」とされるから、社会変革は必然的であり、人間の意思を以ては決して左右されるものではない。かくの如く唯物史観に於ては、決定論は宿命的である。而して「鉄の法則」で共産主義社会が到来する。

唯物史観の社会変革に関する理論に於ける問題点をあげる。

(一) 先ず弁証法の性質と唯物史観の關係である。弁証法によれば矛盾は無限に生じ、弁証法的運動をくり返し、限りなく変化しつづけると説く。ところが唯物史観においては、資本主義社会の次に共産主義社会が到来し、その社会においてはもはや、矛盾はなくなるといふ。弁証法によれば、当然共産主義社会にも矛盾がおこり、共産主義社会は崩壊し、ある意味の「私有財産制度」の社会がおとずれくる筈であるが。

(二) 弁証法の性質によれば、矛盾している二つのものは弁証法的運動をおこし、両者のいずれでもなく、そして両者を含有したある一層高度の状態に変革されると説く。ところが唯物史観の最後の形態とされる共産主義社会を歴史の出発点である原始共産主義社会に帰結させようとする。即ち原始共産主義社会においては「財産の公有制度」であつた。その後の社会に於ては「財産の私有制度」であつた。しかし、弁証法的運動をおこして、新しい社会が成立したとすれば、その社会は、「私有財産制度」でもない両者を含有した一層高度な社会制度でなければならぬ。ところが唯物史観においては「私有財産制度」を否定し、「公有財産制度」をうちたてようとして、「出发点」である「原始共産主義」と同じである。

(三) マルクシズムによれば、限りなき階級闘争を説きプロレタリアがブルジョワを打倒し、プロレタリアのみの階級のない共産主義を建設しようとする。ところが前述、弁証法の綜合の段階を適用すれば、原始共産主義社会と私有財産制度の社会との綜合とされる共産主義社会に於ては、階級はブルジョワでもない、プロレタリアでもない両者を止揚した階級になる筈である。ところがマルキシズムにおいては共産主義社会では、プロレタリアのみが生存の権利を与えられている。これが果して弁証法にかなうものであろうか。

(四) 次に唯物史観に宿命的な決定論についてある。以下このことについて論ずる。

唯物史観が決定論であることは前述した。マルクスは資本論の序文に、或る評論の次の一文を満足そうに引用している。「事物の現在の秩序が必然的であつたこと、不可避に移り変つてゆく他の秩序の必然性の両者とを、同時に証明し、それは全ての人が、それを信じようが、信じまいが、それに気づこうが気づくまいが、同じように生ずるのだということを証明すれば全く充分である」

マルクスは、人間の予見出来ない結果に注意を払うことに、真に価値ある貢献(?)をはたしたのである。だがそれは、人間の「意志」の要素を働かせないようにして初めて可能だつたのである。

唯物史観の本質は決定論である。それであれば共産主義社会を到来させようとする一切の社会運動も無意味になつてしまう。併し人間は各々目標をもつており、盲目的の自然界とは断じて異なる。エンゲルスも当然このことを認め、その著「フォイエルバッハ論」の中で次のように言つている。「自然のうちにあるものは……全て無意

識で盲目の力であり、これらの諸力作用しあい、それらの交互作用のうち、一般的な法則が働いている。そこに働いている全てのも、うち、意欲され、意識されておこるものは一つもない。これに反して歴史のうちで行動している人間は、全て意識を持ち、思慮や熱情をもつて行動し、一定の目的を旨ざしている人間であり、何事も意識された意図、意欲された行動なしにはおこらない」として人間の意志を、正当に評価している。又「フォイエルバッハに関するテーゼ」でマルクスは次の様な決定論を、くつがえすようなことをいつている。「哲学者は世界をさまざまに解釈したにすぎない。併し大切なことはそれを変えることである。」同じく「社会生活は本質的に実践的である。」同じく「実践のうちで人間は、その思考の真理を換言すれば思考の現実的な力、彼岸性を証明しなければならぬ。」として人間の主体性特に「実践」を重んじている。

ところが一方に於て「経済学批判序文」には、「人間の意識が、その生活を規定するのではなく逆に、その社会的生活が人間の意識を決定する」として、人間の主体性を全く否定している。このようにマルクス主義に於ては、「決定論」と、「実践」の相敵対する二つの要素を我々につきつける。しからは人間の意志は、マルクス主義に於てはどのように評価され、位置づけられているのであろうか? エンゲルスは、その著「フォイエルバッハ論」に於て前文の続きを次の様に述べている。

「(併し) 歴史の経過が、内的な一般法則によつて支配されていると云う事実を、少しも変えるものではない。これも又全ての個人は意識的に意欲された諸目標を持つているにも拘わらず(中略) 大多数の場合、多くの意欲された目的が、交錯したり抗争しあつたりす

るか、或は初めから実現不可能なものであるか、又は手段が不充分だつたりする。このようにして（中略）無数の個々の意志、及び個々の行為の衝突は無意識の自然を支配しているのと類似した状態をもたらす。このように歴史的な出来事は、大体に於て同じように、偶然に支配されているように見える。（中略）大切な事は、（内的な、かくれた）法則を発見することである。」

これはまるで懐疑論である。これ程人間の価値を過小評価する必要もあるまい。「無意識の自然と類似した状態をもたらす。」この渾沌とした社会の中に秩序を与えているのが「一般的法則」即ち生産力と生産関係なのである。マルクス主義の誤謬は複雑な社会を経済的一元論で解決しようとしたところにある。前の見解も一方的独断論であり、観念論的な思想になつてしまつてゐる。エンゲルスは人間の目的価値を過小評価して自然と同じように取り扱つた。それは実に人間冒瀆的な誤謬である。今日までの歴史に於て、偉人の力は大なるものである。たとえば基督釈迦孔子などの宗教家、マルクスなどの思想家、数多くの大政治家、そして日本に於ては聖徳太子明治天皇等々——これらの偉人の功績も、社会発展に於ては決して看過すべきものでない。それらの偉人の人々を除いたら、一般の社会人は——勿論エンゲルスの云う意味ではない——微々たる恰も葦の如くゆらいでいることも又事実であろう。併しそれらの葦には、各々「目的」を持つてゐる。たといそれらの目的が、各自の力では微々たるものであるにしても、それらが共通の動機を以て多数集まつた場合には、非常に大きな業績をなしうる。エンゲルスも同書において卒直に認め次の様に言つてゐる（前文からどうしてそのような論にうつれるかは説明してないが）。

「歴史の眞の究極的な動力をなしている原動力を研究することになれば、どんなすぐれた人間であろうとも、個々の人間の動機よりも大衆を、諸民族の全体を、そして各民族に於てはその民族の諸階級全体を動かす動機である。」これは正当な見解だ。問題は次の点にある。即ち「共産党宣言」冒頭の「今日までのあらゆる歴史は階級闘争である。」はたして階級闘争のみが歴史発展の動因であつたらうか。その誤謬は前述した通りである。私見するに、「階級的動機」よりもむしろ「国家的動機」が歴史発展のより重要な——但し決定的ではない——動因だと思ふのである。これが歴史的事実であり、且、憎悪をほらみ、階級的利己心で遂行する「階級闘争」よりも望ましいものであり、理想社会に近づく、早道だと思ふ。

マルキシストも、闘争だけでなく、静かに、最も身近かで具体的な「自分」というものも考えてもらいたい。既成概念をふり払い、赤裸々な自分に返えり、静かに自己を見つめれば、必らず「国家の生命——価値」が解つてくるだろう。私自身は、最近ようやく生きがいを感じる事ができ、国家の価値がなんとなく解つてきたと附言しておく。

唯物史観にかえらう。階級闘争があらゆる歴史であると仮定しても、マルクス主義からいえば、プロレタリアもたゞあやつられたものであり、盲目的であり、主体性は全くない。そしてブルジョワも「搾取」するから悪いからではなく、従つて彼に責任があるのではなく生産力と生産関係が必然的にそのようにさせるとなつてくる。著「フォイエルバッハ論」でエンゲルスは「二大階級の発生が、純粹に経済的原因によるものであることは、手に取るように明らかである。」又「近代の歴史に於ては、国家の意志は……どの階級が、

優勢であるかによつて、そして結局生産力と生産関係によつて決定される。」と言つてゐる。従がつて歴史の進展が、マルクス主義の言うように階級にあるにせよ、その階級なるものも結局「生産力」と「生産関係」によつて決定される以上、歴史進展も、経済構造に従属されることになり矢張り決定論をぬきこんでるものではない。

エンゲルスは、個人の価値を過小評価しており、偉人の価値も認めない。又偉人の価値を認めるにしても、当該時代の経済的条件が彼をして、偉人ならしめたので彼でなくても外の人がやはり偉人としてたであらうとも教える。併し乍ら、どうして経済条件が偉人ならしめたことを証明し得るであらうか、全てのものを経済的条件に還元させる―それを科学的だとしているが―ことはそれこそむなしの観念論ではあるまいか。

エンゲルスは晩年「意志」と「決定論」の矛盾に直面し、そしてどうにかして自然主義的法則性からのがれようとした。かくして「晩年の改論」となつたのである。

三、エンゲルスの晩年の改論

唯物史観の本質は決定論である。そして人間の意志は、はいり込む余地はない。両者を調和しようとして苦心したのが晩年のエンゲルスである。

「往々経済的の側面に、その当然受け得る以上の重点がその信奉者によつておかれることについては、マルクスも一部は私自身も責任を負わねばならない。」として全てのものを、経済に還元させる誤謬を卒直に認めてゐる。続いてエンゲルスは言明する。「唯物史観によれば、歴史に於ける窮極の決定的要素は、現実生活の生産及び

再生産である。それ以上は私もマルクスもかつて主張した事はない。」「政治的法律的哲学的宗教的文学的美術的等々の発展は、経済的發展の上に依つてゐる。併しこれらのもの、全ては、相互の間に、又経済的土台の上にも反作用を起す。而して経済的狀態が原因で、唯一人能動的であり、他の全ての状態は唯受動的である、といふのではなくして、その交互作用は自己を遂行するところの経済的必然の基礎の上に行なわれるといふのである。」「故にあちこちで勝手に考えるように、経済的狀態が自動的に作用してゆくのではなくして、人類自身がその歴史を作るのである。而してそれは人類をなすところの与えられたる環境の中で、既に存在する事実的關係の基礎の上で、此くの如き關係の中で、経済的關係は実は外の政治的並びに観念的形態に於て影響されると雖も、而も窮極に於て決定的なものであり且之を辿つてのみ理解される。」「

右の文で先ずエンゲルスは唯物史観の自然的法則性を緩和した。今一度「経済学批判序文」をおもいおこして見よう。「物質的生活の生産方法は、社会的政治的及び精神的の生活一般を制約する」「経済的基礎の変動に伴つて、巨大なる上部構造の全体が、変革される。」としてあくまでも自然法則的決定論である。ところが、前文において、エンゲルスは「経済的關係は実は外の政治的ならびに観念的形態に於て影響される……。」即ち下部構造である「経済的關係」も、上部構造である「政治的並びに観念的形態」に影響をうけるとして、両構造の交互作用を認めたのである。先ず最初にこの相互作用について論ずる。

彼は上部構造が「経済的土台の上にも反作用を及ぼす」としたり「その交互作用は」としたりしている。が、たとい反作用であるに

しても、上部構造が下部構造に作用し働きかけている事は疑いない。そうすれば当然上部構造は、経済的土台からの制約を脱し、自立した独立的な要素であると仮定せざるを得ない。併し彼は経済的土台が「窮極的」なるものだとしている。その意味は、上部構造―觀念的形態の原因は無数あるが、その中で経済的土台が最も重要な要素であるという事である。ところがこのように経済的要素以外のものに独立性をもたせることは、唯物史観にとつて致命的なことであり、その全部の体系の崩壊である。何故なら、上部構造は下部構造の反映したものであり、それに従属せられる限りに於てのみ、上部構造たり得たからである。もとく経済一元論であつたからこそ、歴史の自然的法則性が出て来て「鉄の必然」でもつて共產主義社会が到来すると云い得たのである。ところが経済以外の要素に独立性をもたせるとしたら、歴史も複雑なものになつてしまい「共產主義社会」の必然性はそれ程たやすくは証明できないだろう。彼は「その交互作用は自己を遂行してゆくところの経済的必然の基礎の上に行なわれる。」と訳のわかつたようなわからないようなことを云つているが、結局本来の一元論から折衷的多元論に移行したのである。

自分としては、エンゲルスの右の文は、人間の主体性に半文の価値をも与えない本来の唯物史観の考え方からすれば、彼の思想の進歩だと思ふ。若し彼が唯物史観の創始者の一人でなければ、決定論を全く脱ぎ捨て、いたのではあるまいか。何回も繰り返すように、そもく複雑な社会現象を経済一本槍で、説明しようとしたところに初めから誤謬があつたのである。

私自身なりの考えでは、エンゲルスの如く、否それ以上に多元論をとる。―歴史発展の動因となるものは無数ある。そしてそれらは

互いに、原因となつたり結果となつたりして、複雑に働き合つているのが、現実的な社会発展だと思ふ。勿論無数の原因の中には、重要な要素もある。そしてエンゲルスは、経済を最も重要な要素だと見る。たしかに経済もその一つであろう。経済ばかりでなく他に政治宗教民族などもある。就中民族は古今東西を問わず社会現象で重要な要素となつている。或人が「古代は経済、中世は宗教、現代は政治」と言つたのを覚えてゐる。これは実に卓見だと思ふ。政治の中には思想民族経済なども含まれるから、その意味に於て、現代は政治といつたのは妥当だと思ふ。要するに今の段階では、歴史発展の決定的な動因を一つの要素に単純化することは出来ないと思ふのである。

次のエンゲルスの改論は「人が歴史をつくるの論」である。彼は「経済的狀態が、自動的に作用してゆくのではなくして、人類自身はその歴史をつくるのである。」として唯物史観のテーゼを否定している。今一度経済学批判序文を思い起そう。「その意志から独立せる必然的關係、即ち生産關係を結ぶ。この生産關係の總体が社会の経済的構造を形づくる。」「経済的基礎の変動に伴うて、巨大なる上部構造が、変革される。」として、社会変革に人間の意思は、はいり込む余地はないのである。

人が歴史をつくる。これはその通りである。而してそれは唯人間の觀念のみで、つくるのではない。政治経済などの四圍の情勢に影響をうけ、制約されながらつくるのである。条件が具備されないうちは、決して社会を変革し得るものでない。この意味に於て、唯物史観を初め十九世紀の実証主義の大きな功績があると思ふ。それ以前の前歴史哲学が、いかに觀念的なものに偏向していたかエンゲルス

は言う。「与えられた環境の中で、事實的基礎の上で」と。觀念論的偏向に反撃し、実に正しい見方だと思ふ。

併し彼はこゝでも矛盾におちいつている。唯物史觀の本質である「決定論」と「人間の主体性」との関係である。唯物史觀の創始者の一人である彼が、どうしてそれを放棄できよう。彼は言明する。「經濟的關係は而も窮極に於て決定的なものであり、且之を辿つてのみ理解される。」こゝでも彼は經濟に重きを置く主知主義者だ。その誤謬は前述した。結局エンゲルスの「人が歴史をつくるの論」も人間の主体性、創造性を認めるのではなく、「決定論」の重荷を負つてゐる、折衷的多元論でしかなかつた。

人間が歴史をつくるのである。自己の本性から湧出する力で、周囲の情態に突進してゆき、自然の法則性を人間の手段に役立たせ、理想社会達成のために努力してゆくのである。かくして人間が歴史をつくるのである。

附言

マルクス主義は相敵対する二つの要素を我々につきつける。その一は、經濟学批判序文の「その社会的な生活が、彼の意識を決定するのである。」その二は、フォイエルバッハに関するテーゼの「哲学者は世界をさまざま解釈したにすぎない。併し大切なことはそれを變えることである。」即ち「決定論」と「実践」である。この二つをいかに解決しているのか？こゝにエンゲルスの「必然性の認識による自由への転換の論」なるものがある。つまりヘーゲルの「必然は理解されない限りに於てのみ盲目である。」を借用して、エンゲルスは「ひとたび我々がそれらの力を認識し、それがどんな風に

働くかを理解してしまえば、それらを我々の意志に従わせたり、我々の目的達成のためにそれらを利用することができるかどうかは、全く我々自身にかゝつてゐる」としている。

次のことだけを指摘しておこう。ヘーゲルに於ける必然性は、自己の自発的承認より生じた、内的な道德律を論じたものであり、エンゲルスにおける必然性は、外面的な事実過程の事を論じたものである。従がつて、必然性を認識してそれに従うといつても両者の間には雲泥の差がある。ヘーゲルにあつては、眞の自由であるが、エンゲルスにあつては、人間の選択と決して両立するものではない。人間の自由を、外面的必然性に求めるといふ實に人間冒瀆的な誤謬をやつてのけたのである。蓋し自由とは自己の本性より溢ふる、力でもつて、自然力にあたり、その法則を発見し、遂にはその法則性を自己の支配のもとに転化させることだ。従がつて外面的な事実過程の認識という二次的な必然性に従うと云うことは決して自由とは云えぬ。こゝでも「必然性の認識による自由への転化」なるものも決定論をぬきこんでるものでない。

結び

唯物史觀の本質は自然主義的決定論である。従がつて正義などの倫理的要素は排斥されるべきものである。マルクス自身も、以前の空想的社会主義を批判する時に、幾度もそのような言をもつてゐる。それならばどうして切れば血の出るような社会改革運動が生じてくるのだろうか？ 自分も、マルキシストと同じように、現在の資本主義社会の矛盾——特に「富める者」と「貧乏な者」の格差——に

ている者である。最早「生産力の発展」を待つて、必然的におこるべき社会改革を気長く待つて余裕はない。我々はあくまでも、国民同胞の全部の幸福をめざす倫理的態度で、社会をヨリ正しきものに近づけて行く努力を続けなければならぬ。憎悪を含み階級的利己心で闘争する階級闘争には、断じて反対し、それには限りなく闘争するものである。

理想社会—共産主義社会もその一であるかも知れない。その他に修正資本主義なる福祉国家も或いは、国家社会主義体制等もあるに違いない—を設定するのに我々は、独善的であつてはならない。マルクス主義者はよく、「反動」の言を使用する。良く注意して聞けば、「唯物史観」にそつて共産主義社会に進もうとするのを「進歩」、それにそれる乃至は反対する全ての方向を「反動」といつているようである。

思索の足りない自分はこゝに完全な形で理想社会を提示することはできない。人間性がどういふものであるか解決していないから。理想社会とは、人間性に最も適當するものであり、いかに経済的完全な社会であろうとそれを使用するのは人間であり、人間性に反する社会構成であれば、決して理想社会とは云えないからである。

人間の主体性に半文の価値をも、与えようとするしない唯物史観を奉じ、共に行動しては行く訳にゆかぬ。これからも私は人間性を探究し、自分なりの社会観を求めて、その実現に全力を尽くして行きたいと思ふ。

和を以て貴しとなす

(昭和三十八年鹿児島大学社会科学研究会会報)

—— 聖徳太子の人生観について ——

太子は、文化的には固有民族文化と大陸文化との交流接触時代に降誕されたのである。又国内的には、大氏族間の政権争奪戦の後、物部氏を倒した蘇我氏が専横を極め、氏族制度の弊害は、その頂点に達し、対外的には、当時の外交問題の中心たる任那日本府の再興は、群臣一致の協力を欠き、滅亡したま、太子摂政の時代に、引き継がれたのである。それは、氏族間の政権争奪の具として利用されたが、蘇我氏の勝利と共に、仏教受容も事実となつて現われたのである。仏教伝来の過程とは、まさに蘇我氏独裁の確立過程であり、又蘇我同族間の流血の歴史であつたのである。又家庭的には、太子十四、五歳の頃、御父用明天皇が崩ぜられ、又御母間人王女は、密通のため、一生不幸な生涯を送られたと伝えられる。

又十三歳の頃、伯父穴穂部皇子が殺され、十八歳の頃、崇峻天皇が馬子に殺されるという古今未曾有の事件が起り、家庭的には極めて不幸な少年時代を送られたのである。こうした混乱の時代に、少年時代をすごされた太子は、深い人生の悲痛を体験されたに相違ない。更に御父用明天皇は、深く仏教に帰依され、太子を非常に愛されたという。その御父のもとで、少年時代に生活された太子は、深く三宝帰信の影響を受けられたに相違ないのである。かくして太子は、濁悪の人生の解決を、大乘仏教に求められ又摂政として、氏族制度弊害の不断改革、任那日本府の再興、大國隋との対等外交に、

御身を尽くされたのである。

—— 聞信 —— 如是我聞

宗教の根本は、云うまでもなく信することにある。基督積尊によつて啓示された神仏を。即ち、彼等によつて発せられた言葉を信する事にある。その場合、言葉は神仏そのものである。我々は代々の師によつて、語り継がれ、言い継がれてきた言葉によつて、信仰を得る「たまりたる信心」。これが、信仰の本質であると思う。故に一切の固定化は、しかも、「聞く」という事は、言葉そのまゝの全部を聞く事である。仏説を聞く時は、これが、根本的態度であり信はこゝで決定される。聞信が宗教の全てであろう。

太子は聞信の態度をはつきりと示された。こゝに維摩經義疏仏國品の御言葉で、聞信をしのびまつろうとするのである。

「如是とは、解するに多種あり。而るに今、但一家の習ふところによらば、如是とは、信なり。故に発初に如是といふ。(中略)如是とは信なり。肇法師も亦此の意に同じ。而も少しく潤飾を加へて言く。如是とは信順の辞なり。信すれば即ち言ふところの理順ぜり。順ずれば則ち、師資の道成ず。經に豊と約なく、信に非ざれば伝はず。故に建に如是といふなり。」

我聞とは阿難親しく承けて、伝聞の謬りなきを明かす。且外道我自知の過を現はさんと欲す」。又勝鬘經義疏には「如是者。惣拳一經之終始」

如是とは信であり、一經の終始である。我聞とは、仏の御言葉をそのまま、信ずる事である。我の分別——外道我自知——を、加えてはならない。如是我聞により、「師資の道」は、成じ、それが永遠に伝

わつて行くのである、永久に生命をもつた言葉が、脈々と流れてゆく。そのなる身が、永久に生きることになるのである。

「和国の教主聖徳王、広大恩徳謝しがたし。一心に帰命してたてまつり奉讃不退ならしめよ」「上宮皇子方便し和国の有情をあはれみて如来の悲願を弘宣せり。慶喜奉讃せしむべし」

これは親鸞聖人の太子奉讃和讃として伝えられる十一首中の二首である。感謝と帰依を一心にのべておられるのみ。凡そ親鸞聖人こそ聞信に徹せられたお方はいないであろう。教行信証は、仏典の引用文で大部分を占めている。我々は、聖徳太子と親鸞聖人に、内容的なうつくしきつながりをみるのである。

こゝに勝鬘經義疏の書物について書かれた御言葉は心を留めて、読まらるべきである。「而るに勝鬘は但書を見るのみ。那ぞ『我仏の音声聞く』といふことを得るとならば、声は以て意を伝へ、書は以て声を伝ふ。故に書をば義を以て仏の声を聞くといふなり。又見し聞し覚することは、書によりて解を得るも、亦称して聞くと為す。」書物を書物としてのみ扱えば、我自知におちいる。書物は声を伝えたものである。著者の一念の叫びを伝えたものである。その一念を書物の中からくみとらなければならぬ。こゝに我々は、一冊の本を数人で、声を出して輪読する意義を、深く心に停めておかねばならぬと思う。

—— 信仰と善 ——

太子は摂政として、自ら国民生活を荷いて国家を統治され、又国民の共によりどころとなる道を、大乘仏教に求められ、国民の教化に尽くされたのである。しかも太子は、「若し自行能くせずば、

安んぞ衆を濟ふことを得ん」(維摩經義疏菩薩品)と、国家を治め國民を教化することも、先ず自らの内に実現しなければならぬと云われたのである。法華義疏(安樂行品)に「菩薩の道は、將に他を正しくせんと欲するには、先づ己が身を正しくす。己を正しくするの要は、(自)行に如くは莫く、他を正しくするの要は、慈悲を本となす。天下の萬行は羅しと雖も、要はこの二行にあり」と云われ、己れを正し、他を慈しみ教化することが全ての道徳行為の根本であるとされるのである。而して太子は、勝鬘經義疏に、「善を行ずるの義は本帰依にあり。今萬行の道を明さんと欲するが故に、帰依を以て首となす」と、道徳行為の基くところは内面の信にあるといわれ、更に「若し三宝に依らずして受戒せば戒は堅強ならず。綵色の膠無きが如し」と、優婆塞戒經を引用され、内面の信仰によつてこそ、真に力強きものになるといわれるのである。

こゝで萬善同帰を宣説しておられる勝鬘經義疏を参考として、太子の御精神を更に向かおうとするのである。一切衆生は、上下貴賤世間出世間等の差異があろうと、悉く仏性を具えており、彼等の一身に萬善を修することを根本とし、それらの一切の外的差別に拘わらず、その善は、仏陀の至心に通じ、ついには仏陀大覺の境に、帰一するとされるのである。義疏に、一乗を説明して「因の中の善品は、復た種々ありと雖も、終に必らず一果に歸す」とはこのことを示しておられるのである。太子が、一乗の体は、智と善と、いづれを本とし、いづれを末とすべきかについて、智を本とし、善を末とする説を批判され、善を本とすべきを示されて、「何とならば、即ち、道には通と不通とあり。若し解を以て乗と為せば、則ち乗の名広からず。善は即ち乃至一たび南無と稱するも、是れ善にあらざ

るといふことなし。故に乗の名即ち広し。」と云われ、この「広き道」を取るべきであると示されたのは、正に萬善同歸の内面的根柢である。智は即ち、宗教の智的了解であるから、それを一乗の体（真実の大道）とするときは、智的能力のあるものの狭い範圍の道になつてしまい、しかも、智は人間の全人間的な体得の一部にすぎないのである。従つて、智を一乗の体とする時は、到底一切衆生のよるべき大道とはなり得ぬのである。併し太子は「善」にあるとされ、しかもその善（信仰に基く道徳行為）は、「南無」と称するところにもあるとされ、一凡夫の信仰と道徳行為も、真に信仰に基いておれば、仏陀の至心に通じ、かくして我々の日常生活もそこに善を行う時そのままに永遠の仏陀の至心の実現となると云われるのである。

太子は、国民生活には地位智力富などの無限の相違は存するが、この同一宗教的生命を共にし仏心に通う、永久信に基く道徳行為に誠を尽くし、団体融合協力の生を実現すべき広大の道を示されたのである。

太子は仏心を実現するのは「善」にありと示され、こゝに現実人生に生きる真実の意義が生じてきたのである。

—— 蒼生と共なる生 ——

太子は、推古天皇の摂政として、多忙な政治生活の中にいまして当代大陸の思想學術を博綜され、御身親ら、維摩法華勝鬘の三經を註釈されたのである。太子はそれらの思想を、教義解釈理論的研究にのみ、滞らせないで、太子自らの信念体験に融化せられたのである。現実生活を実際に生きて行くべき道をお示しになられたのである。太子は摂政として、内政積弊の不断改革に尽くされたのであるが、

その制度改新も、これがよつてきたところの国民精神改革に基かなければならぬと信知され、こゝに内治外交と共に教育教化を表裏して行われたのである。しかも、国民教化も、先ずくもりなき誠を以て己が内心に実現するのだから、実現することはできないと信知され、人生痛苦を觀ずと雖も、その解脱を一個の身だけにお求めにならないで、蒼生と共なる大道を求めて求道精進されたのである。太子は常に他と融合せる、他と共なる生活を念じておられたのである。

こゝに維摩經が、同聞衆を、聲聞菩薩凡夫の順をおえるに對し、この内的意義を示された御釈を參考にして、太子の人生觀を追求する。「聲聞の人は、生死を厭いて涅槃を求む、凡夫は生死を愛して涅槃を畏る。二つながら皆仏の深旨に違ひ、俱に中道を失せり。所以にこれを前後の二辺に列ぬるなり。菩薩は心益物に存す。故に生死を厭はず。萬徳の常果を証せんと欲す。故に涅槃を畏れず、妙に中道を得たり。所以に之を両間に列ぬるなり。」こゝに聲聞とは、自己本位の解脱者で小乗教徒をさすのである。人生の無常を感じ、生死を離れようと願う心は、否定すべきでない。併し小乗教徒が、その解脱を但自己の内に求め、他と共なる生を顧みない時は、現実生活との苦惡を厭いそれを改革してゆこうとする努力をやめ、理想を現実生活の外に求めるようになるのである。太子はこの個人中心の人生觀を排されたのである。併し、人間煩惱のそのままを愛し、求道精神なき凡夫の生活も又真実の道ではない。太子は心は益物——衆生救済の慈悲——にある故に現実生活との苦闘を厭わず、又「萬徳の常果」——永久生命の大道に隨順する——を願うが故に涅槃を畏れない菩薩行に御身を尽くされたのである。太子は常に「物を濟ふを先

になす」ことを念ぜられ、国民教化に尽くされたのであるが、単に救済思想によつて実行されたのではない。憲法十七条に、共に凡夫たる人間にめざめ、融合親和して、公に尽くすべきであるとお示しになつてゐるのである。

「忿を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り。心各々執あり。我是とするとときは則ち彼は非とす。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ、相共に賢愚なること、鑽の端なきが如し。是を以て彼の人瞋ると雖も、還つて我が失を恐れよ。我独り得たりと云へども、衆に従ひて同じく挙へ。」

太子はこゝで「人皆心有り、心各々執あり」と、個性、能力、環境等の異なる人間は、思想見解に違いが生じてくることを注意され、その個人我を中心として分別する時は、「彼是とするとときは我は非とす我是とするとときは彼は非とする」という矛盾が、人間生活にまぬがれることは出来ないとお、せられ、自己の罪惡を反省することなくして、個人我を中心とする時は、団体融合の平和な生活は、実現することは出来ないと言われるのである。

罪濁な凡夫なればこそ、求道努力も切実なものとなり、他に向かつては、内的平等感をもつて、融合親和を願う、寛容な心となるのである。太子は上下貴賤凡聖賢愚等の外的差別を排され、又人生是非の道理に対し、固定觀念を排されたのである。これらのことは仏教空觀の根本的理論であるが、太子は、その教義的理論を、自己の体験を以て、融化せられ、現実生活に実現すべき生命力を与えられたのである。此で、維摩經義疏文殊問疾品の御言葉から、更に太子の人生觀を特にその実践の道を、学ぶことにする。

「若し身に苦有らば、惡趣の衆生念じて、大悲心を起すべし」とは

大士その身の苦を忘れて、苦を同じくして化することを明かす。「我れ既に調伏す。亦当に一切、生をも調伏すべし。」とは是くの如く「群生とその苦樂を同じくすることを明かす。」

太子の教育精神は、單なる教化思想に止まらないのである。又、功德智慧の具足する、一個人が、迷える衆生を、教え導く、向下的教化では決してないのである。太子は「其の身の苦を忘れて苦を同じくして」と、衆生の苦を自らの苦となし、「群生と苦樂を同じくす」と個我を全体生活に捧げ、群生と苦勞を共にする永久苦闘に隨順されたのである。太子は常に、群生と共なる生を念ぜられ、団体融合協力の生活への実現へ、御身を尽くされたのである。こゝで太子の「友人」の義を勝鬘經義疏で述べられているのを拜見し更に、太子の教育精神を学ぶことにする。

「友は是れ相救ふを義となす。然れども、請ひて後に救ふは、即ち眞の友人にあらず。故に不請の友となるといふ。菩薩物を化するは慈母の嬰兒に就くが如し。故に世の法母と為るといふ。」

太子は、衆生を教化されるに、不請の友とならん、世の法母とならんと、誓願され、衆生教化に、尽くされたのである。

自他の融合を念とし、群生と共に苦樂を同じくせんとする御精神は、太子の人生觀国民教化の根底であり、憲法第一条の和は、その綜合的表現に外ならぬのである。

「和を以て貴しとなし、忤ふことなきを宗と爲す。人皆党あり亦達る者少し、是を以て或は君父に順はず、乍ち隣りに違ふ。

然れども上和ぎ、下睦びて事を論ふに諧ぬる時は、則ち事理自から通ふ。何事か成らざらむ。」

太子は、和の貴きを述べられ、直ちに人皆党あつて達れる者少い

人生事実を洞察され、それ故に、個我執着を離れ、全体協力生活に
尽くすべきを云われたのである。これを現実生活に於ては、個人と
して家庭隣里同朋の融合親和の実現、又国民として、憲法十五条の
「私に背きて公に向ふ。」という、運命共同体国家への開展進展に
協力すべき具体的努力となるのである。

「上和ぎ、下睦びて事を論ふに諧ぬる時は、則ち事理自から通ふ、
何事かならざらむ。」と無窮開展の世を念じて御身を尽くしました
のである。

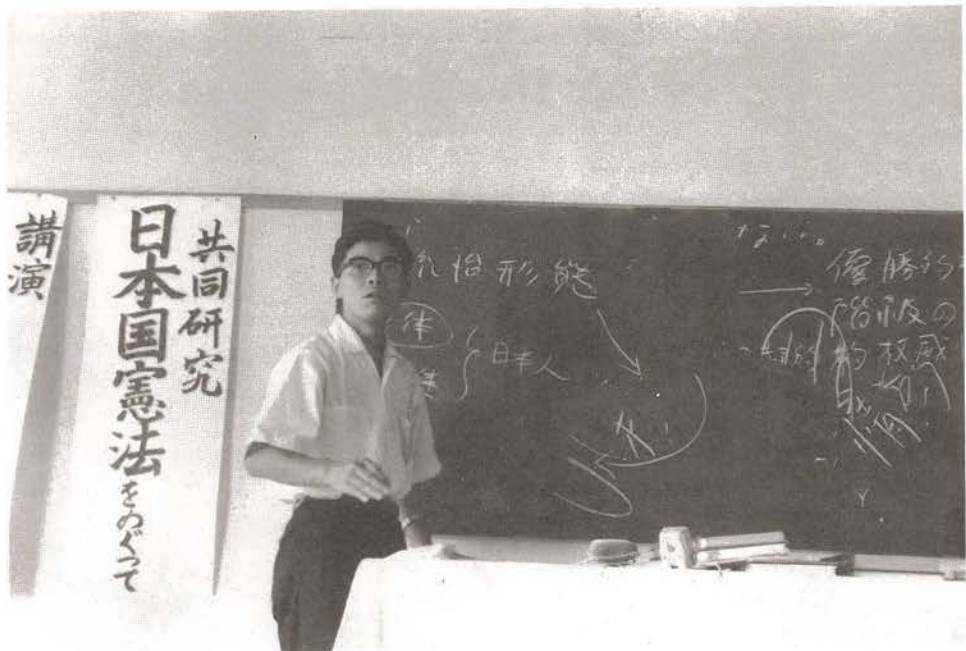
—— 聖徳太子の御歌 ——

今日伝えられる御歌は、日本書紀に長歌一首、万葉集に短歌一首
残されている。内容から見て短歌は長歌の反歌だろうと思われる。

しなてる 片岡山に 飯いひに飢あて こやせる その旅人 あはれ
親なしに なれなりけめや さすたけの 君はやなき 飯いひに飢あて
こやせる その旅人 あはれ

家にあらば妹が手まかん草枕旅に臥せるこの旅人あはれ

「旅人とあはれ」とくり返され悲痛の心が切実に、にじみでている
が、その悲しみの中にも「さすたけの君はやなき」、「妹が手まかん」
と現実生活の愛情を憶念された、いずれも格調高い歌である。



(大学時代 昭和37年)

感想文

(昭和四十六年～平成六年)

- 一 ふるさとの味 (昭和四十二年)
- 一 コタツは語る (昭和四十三年)
- 一 第五回葉山合宿感想文と
- 一 合宿記録の編集後記 (昭和四十六年)
- 一 霧島大合宿感想文 (昭和四十六年)
- 一 感想 (昭和四十七年)
- 一 阿蘇大合宿感想文 (平成二年)
- 一 厚木大合宿感想文 (平成三年)
- 一 阿蘇大合宿感想文 (平成四年)
- 一 阿蘇大合宿感想文 (平成六年)
- 一 サイクリング (平成六年)



ふるさとの味

(昭和四十二年新技術事業団「チョンガ会」発行「四面鏡」第三号)

先日半年ぶりで我がふるさと鹿児島に帰つた。毎年二回は帰ることにしてるので数へればずいぶん帰つたことになる。

しかし、ふるさとは何回帰つても良いものだ。東京の濁つた空気の下に生活し、いつのまにか自然の美しさを忘れてしまひがちな自分を、やさしく、抱擁し大地の恵みを感じさせてくれる。

夜、離れの二階(僕の勉強部屋だつた)で坐つてみると虫の啼く音、蛙の声、川のせ、らぎが静かに聞えてくる。星がきらきらときれいに光つてゐる。前にそびえている山は、黒々として、シーンと私の胸に迫つてくる。坐つてゐる僕は何も考へないで大自然の中に引ばられて融合してしまひさうな感じがする。そして自づと何物かに、本当に何物かに合掌したいといふ気持ちになる。かういふ気持ちは僕だけではあるまい。田舎にふるさともつて帰省した人はきつと同じやうな経験をしてゐるにちがひないと思ふ。

たしかヘッセの「青春は美わし」の中にあつたと思ふ、就職が決まつて、云はば錦をかざつてふるさとに帰つて来た主人公がふるさとの家々を見てゐるうちに昂ぶる気持は次第に溶け去つて感謝の気持ちに變つたといふ事が記されてゐたと思ふ。僕が最初に帰省した時は確かにさうだつた。汽車の窓から錦江湾にそびゆる桜島の姿を見てゐる内になにやら知れない感動が胸にジーンとこみ上げて来た。少年時代(幼年の時は満州にゐたので)から学生時代まで育んでくれたふるさとに自分は帰つて来たのだ!ふるさとに対する「愛情」

をこれ程までに感じた事は始めてであつた。併し、帰省の回数が増えるにつれて、さういふ感動は次第にうすれ「また帰つてきました」といふ風になつてしまつた。

前に僕の部屋だつた二階は現在高校生の次男坊が占領してゐる。併し僕が帰ると、きれいに清掃して明け渡してくれる。だから二階で静かに思索(?)することが出来る。机の上にテーブルコーダーがあつたのでスイッチを入れてみた。おそらく英語のラジオ講座でも録音しているのだらうと思つたら「コマツチャウナ」以下、最近の流行歌が流れてきたのはおどろいた。バーではビールを飲み乍ら面白く聞くが、仙人みたいな境地のときには、どうも合はない。弟を叱つたら、テープの裏には勉強用のものが録音されてゐることであつた。学生時代の愛読書を披けてみると阿部次郎、倉田百三、西田幾太郎氏等の著書に赤線や黒線をひき乍ら読んだ後が歴然としてゐる。

本には一冊一冊思ひ出がある。これはあの時のあ、いふ状態のときに読んだなあと感慨にふけるときもある。今読む時と昔読んだ時では受取る感じが違ふ。それだけ僕も變つてきたのであらう。ゲーテの「ファースト」は、二〇代、三〇代、四〇代、五〇代のそれぞれで読む感じが違つてくるさうだ。ファーストによらず古典は全てさうであらう。毎日少しづつでも自分の古典を読むべきであると決心した。

夜に周囲が寝静まつてから神社にお参りをした。神社と云つても小高い丘の上の長い階段を登つたところにある。階段の両側には大きい松の木が連なつて、月の光がやうやくもれてくる。登るのはち

よつとこわい。勇気を出して登つたら、それこそあたりはしんしんとしてゐる。周囲はなにも見えない。前になが真暗なお社があるのみ。部落の人々の先祖代々からの祈りの対象であつた神社である故一層厳肅な感じがした。僕の拍手を打つ音がお社の中にすひ込まれていくやうだつた。そこで三〇分位過した。何も考へることはなかつたが、東京にゐる「愛らしく、いとほしき人」は、今なにをしてゐるのかなと思ふこともあつた。

鹿児島の名所はなんといつても桜島である。特に城山から眺める桜島は実にすばらしい。市内の家々の向うに横たはる青々とした錦江湾、その錦江湾に聳え立つてゐる桜島の眺めは実に豪快である。

「おはなはん」にも出て来た「まつこて見事なもんでこわす」。今は時々噴火してゐる。そのけむりが出てゐる姿はこれ又見事だ。男らしい山だ。僕は、帰省したら必ず城山に登る。桜島を見る。

さうすると心の底から「やらう、やらねばならない」と勇気が出てくる。桜島は矢張り薩摩男子の象徴だ。

斉淋公も、西郷さんも、大久保さんも又関ヶ原合戦の時の義弘公も、またその他僕みたいな名もなき者も薩摩男子の多勢が桜島をみて勇気づけられたことだらうと思ふ。

コタツは語る

(昭和四十三年新技術事業団「チョンガ会」発行「四面鏡」第四号)

小生はコタツである。コタツといつても赤外光線が発射される新式のものでなく、ニクロム線の発熱により自然に熱くなる旧式のものである。小生が我が主人の所有権の対象となつたのは五年前のこ

とであつたと記憶する。小生を展示してある店に、未だ三〇にならない若い奥さんが現はれて、小生を指名したことが社会生活の第一歩であつた。その時は「しめた」と思つた。この女性の所有となれば、小生を大事に取扱ひ、幸福な毎日を送ることができ、長寿できるだらうと思つたのである。ところがである。それは大変な誤解であつた。実際の主人は、ある田舎大学を卒業したばかりの武骨者であつたのである。この主人たるや、当時は社会生活の事が何にも判らず、生活必需品初め必要な買物は、彼が下宿してゐるその奥さんに委してゐたのである。最初の一年間は幸せであつた。その奥さんが小生の面倒を見てくれたからである。小生の不幸、いや社会の荒波にもまれ始めたのは、我が主人が現在の住居に引越した時に始まる。所有権の対象である悲しさ、小生も必然的に移転せざるを得ない。そして小生の性格も変更せざるを得ない。小生はコタツであるから、本来の機能は暖房といふところにある。併し我が主人は武骨者である故、机といふ高尚なものを持ち合はせてゐる筈がない。従つて小生を機の代用品にしたのである。だから我が顔面には、鉛筆、ノート、灰皿、本などが雑然と置かれてゐる。勿論、タバコのすひがら、灰などもあちこちにこぼれてをり、磨けばきれいになる筈の我が容貌も実に汚なくなつてしまつた。一切の責任は我が主人にある。

ここで我が主人を点描しやう。

一、性別 男性

二、年令 数年したら三〇代に突入する。

三、職業 平凡なサラリーマン

四、趣味 性はなはだ酒を好む

今までは主人の悪口を云つたが、一つだけは感謝してゐる。

「正法眼蔵」なる本を紹介してくれたことの一点である。我が愛する主人は聊さか宗教に関心があるやうで、その方面の本は数冊持つてゐる。「眼蔵」を読んでからといふもの、小生も只管打坐に努めることにした。ππの境地にあること数年間、コタツと雖ども宇宙の真理を認得し、万法に証せられるやうになつた。かういふ私からすれば、我が主人の凡夫の態たらくはあきれるばかりである。注文をつけることは沢山あるが、それは後日話すことにしよう。

この話を続けるに当り、弁解を一つしておかう。読者のうちには私が明治時代の一匹の猫に似てゐると思ふ人もあらうから。併し、断然違ふ。第一に私はコタツである。彼は猫である。私は有体物であり、彼は動物である。第二に主人のおもむきが全然違ふ。我が主人は平凡なるサラリーマンであり、彼の主人は全国民から文豪として尊敬されてゐる文者である。家族の雰囲気——家風・家具等も含めて——は、その主人の影響が大であるといはれてゐる。従つて明治時代のその猫も他の家族に飼はれたら、無名のうちに一生を終へたであらう。ところが私の方は主人が凡夫である故、その影響を受けることなく自己研鑽を努め、我が主人の相談相手になつてゐる。

最近はずかに生活できるやうになつた。といふのは、我が主人の帰宅がとみに遅くなつたからである。仕事が忙がしいのか、酒を飲んでゐるのか、勉強でもしてゐるのか、または案外に相思相愛の女性でもでき楽しいひとときを過してゐるのかは判らない。時々酒臭い息をして帰つてくることもあるが、とにかく静かに生活できることはうれしい。

私が主人に対しこつけいに思つてゐるのは、中国の名著である「大書」の格物論に感心してゐながら、余り物を大事にしないことである。「物を格す」ことを本當に判つてゐるならば、時々小生の容ぼうをきれいにしたら良い。この一点からしても、主人の勉強と生活が一致してゐないことが判る。尤もかういふ境地になるには、小生のやうに永久端坐參禪し、悟りの境地に達する必要はあるが。我が主人にしてこの修業に耐へられるかどうか？

小生が主人を愛してゐることは、彼の両親におとらない。そして主人の将来も心配してゐる。主人の幸せを祈つてゐる。かういふ氣持ちであるので、もう少し私を活用してもらひたいのである。といふのは、小生のふところに足を入れるのは、男性に限られてゐるのである。ここで面白い事件を紹介しよう。主人の家に二人の友達が遊びに来、時間が遅くなつたから泊まることになつた、時は冬である。主人はフトンを一組しかもたぬ。併しさすが我が主人である。しばらく思案して、小生を真中に置き、フトン、毛布初め和服等、小生にかけることができるものを総動員して、小生を中心として寝てしまつたのである。小生のフトンに足が六本、なにしろ狭いから、フトンからはみでる足もある。フトンの中で足同志がブツかることもある。一晩中、発熱しながら、その風態をみてゐたが実にこつけいであつた。

小生のかういふ使ひ方があるにせよ使ふのは男性ばかりである。小生の希望するのは、小生を真中にして、主人の伴侶となるべき人と楽しいひとときをおくつてもらひたいのである。我が愛すべき主人は武骨者である故、これを聞くとむきになつて、「俺には重大な使命感がある。未だ未だ勉強しなければならぬ」とムキになるだ

らう。併しそれは本音ではない。主人と五年間つき合つてゐる小生には良く判る。たださういふ人がゐないだけのことである。

主人について書きたいことが沢山あるが、主人の帰宅する靴音が聞えてきたので、一応は筆をおくことにする。今後とも、我が愛する主人を暖かく見守りたいと思ふ。

第五回葉山合宿感想文と

合宿記録の編集後記（昭和四十六年）

編者のことば

野間口兄が発表された「有馬正文海軍中將について」は記録として残されてをりませんので残念ながら掲載できませんでした。

参加者（上村和男、国武忠彦、野間口行正、澤部壽孫、古賀保臣、磯貝保博、猪股文彦、古川修、岸本弘、白石肇、奥富修一、岩越豊雄、山内健生、井上佳彦、長谷川賢司、内田巖彦、大岡弘、行武潔及び小田村寅二郎理事長）

「感想文」

毎日忙しく勤務されてゐる人の感想発表を熱心に聞きました。氣迫のこもつてゐる話、職場の人達の姿、職場での生き方、組合問題、皆が真剣に生きてゐるので人の胸を打つ話になると思ひました。僕の場合、仕事は皆程忙しくなく、而も組合も穏健なので対決を迫られることは余りなく、職場の話はしませんでした。併し、これから対決を迫られることがあると思ひます。「自分が思つてゐることはハッキリと云ふ」「職場、国文研活動、家庭生活を一すぢのもの

とする」等、この合宿で述べられたことを、いつも考へてゆきたいと思ひます。今年こそ自己に厳しく生きて行きたいと思ひます。

「編集後記」

この文集は、去る昭和四十六年一月十六日（土）十七日（日）の一泊二日・葉山のアサヒビール寮で開かれた東京地区の若い国文研合宿における和歌・感想文・意見発表のレポートである。

昨年までは、二月の紀元節をはさんで、全国の若い会員に呼びかけて、合宿が行はれて来たが、今年は昨年の大合宿以降、東京地区の会員の活動が何か軌道にのらず、一本しんが通つてゐないものが感じられたので、有志数名が集り相談した結果、先づ、東京地区の会員が国文研活動について真剣に意見を交はし、意思の疎通を図ることが大切であるといふ趣旨で、本合宿が開かれることになつた。

一泊二日といふ期間の関係上、参加者による意見発表は十分五分といふ短い時間ではあつたが、その短い時間内で、職場での経験、日常生活で感じたこと等について真剣に話がなされ、忙しい勤務にかかはらず、皆それぞれが祖国・人生について真剣に取り組んでゐる姿が現出された。このことは、合宿の終りに参加者全員が執筆した「感想文」または「和歌」によく現れてゐると思ふ。

今まで国文研活動に積極的に参加してきた澤部君が、ニューヨークに転勤することになつたが、参加者全員が協力して、国文研活動、学生との交流等に尽くしてゆかうといふ機運が盛り上がったことは、この合宿の成果であつたと思ふ。

なほ、今年は、できるだけ早くこの文集を刊行しようといふことで、月末までの原稿締切を厳守したため全員の原稿提出はできな

つたが、「和歌」、「感想文」によつて、参加者の決意をくみとつて頂き度い。

霧島大合宿感想文（昭和四十六年第十六回合宿教室）

一、木内先生の御講義を聞き、国内、国際政治の現状の客観的な情勢を余りにも知らなさすぎると痛感してゐます。ニクソンの訪中のニュース以来、新聞では、国府が中共に吸収されるやうな報道に接し、批判的に新聞等を読んでゐるつもりであつながら、さうなるのかな、という感じを持つてゐました。

先生は中国共産党における政權が、あと数世代も経ないで崩壊する、それは「歴史的必然」であると云はれましたが、先生がそれを云はれる背景には中国の歴史の奥深い知識を持つてをられ、その上で洞察されてをられると思ひました。民族の将来を見通すには、当該民族の歴史に深く入つていかなければならないと思ひました。マスコミに対しては、大きく扱つてゐるもののみを読みがちでしたが、今回の日華韓委員会での取扱ひでも見られるやうに、小さな部分にも特に注意して読まねばならぬと思ひました。

二、歴代天皇の御歌に深く感動しました。青年時代に即位された天皇が、あんなにのびやかな、そして、國民を思ふお心で詠まれてゐる御歌に接し、ビツクリすると同時に、歴代天皇はすばらしいお心を持つてをられるとうれしく感じました。慰霊祭の祭文に「まめやかに天皇に仕へまつらむ」といふ旨の言葉がありました。が、僕の心にもビツタリと当てはまるやうな気がします。

感想（昭和四十七年・未発表）

「大士はその身の苦を忘れて苦を同じうして化す」（維摩經義疏文殊問疾品）と示されたる如き眞實の信をもつて蒼生と苦勞を共にし同じく國家人民を守らんとする人生宗教の體現宣布である。」と黒上正一郎先生は御著「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」（九二頁）に述べてをられる。

今上陛下はさる六月二十三日で明治天皇と御在位日数が同じとなり、二十四日から一日と「史上最長在位日数」をおのびしあそばされるといふ。今上陛下に仕へる我々にとつても誠に慶賀すべきことと云はねばならない。思へば、今上陛下ほど苦難の道を歩まれた天皇様はいらつしやらなかつた。西洋諸國の圧迫、軍部の横暴、大東亜戦争への突入、史上初の敗戦、苦難のどん底に喘ぐ國民生活、……そして復興、東京オリンピックの開催……。

かういふ日本の歴史の中で、常に日本の國の中心となつて生きられた陛下のお気持はいかばかりであつたらうか。

新聞に陛下の御感想が掲載されてゐた。

「いつか新聞に出てゐたやうな気もするが、記録として意に止めたこともなかつた。一日一日を國のための勤めとして送つてゐるうちに今日に至つたことを思ふと、過ぎ去つた月日の流れをしみじみと感ずる。國民と同じやうに喜びと悲しみの幾歳月であつた。」

日本の歴史の歩みは、天皇と國民の喜びと悲しみの幾歳月であつた。このお言葉に、聖徳太子の御精神が生き活きと現れてゐるやうに思ふ。四十七年間の一日一日を「蒼生と苦勞を共にし、同じく國土、人民を守らう」とされた御姿がさりげない御言葉の中に何はれ

るやうな気がする。今上陛下のみならず、歴代のすべての天皇様が國民の幸せを念じられながら政治を総覧されたことを思ふとき、我が國の國柄のすばらしさを痛感するのである。大乘仏教の根本精神である「大士はその身の苦を忘れて苦を同じうして化す」とは、まさに歴代天皇の生きてこられた道に具体化されてゐることを知らしめられるのである。

我々には、能力、貧富、地位等の外的な差別はあるが、歴代天皇の御心を仰いで、他と共なる生を自覚し、自分のできることを少しづつでも実行して行くことが、即ち「善を行ずるの義は本帰依にあり」と述べられた聖徳太子の御心にも通ずることになると思ふ。

阿蘇大合宿感想文（平成二年・第二十二班・女子班班付）

一、合宿教室は継続しなければならぬ

十六、十七年ぶりで参加させていただきました。しかし、その空白を感じられない程（しかも女子班付といふ大役を与へられ）ずっと溶け込むことができました。これこそが合宿教室に参加し道統につながらせていただいたお蔭だと思ひます。この道統を若い人に継続していくために合宿教室はぜひとも続けていかなければなりません。

二、今後の決意

「地区別懇談」のをり、東京地区の「その他大学」グループに参加し、「四土会」のことを紹介しました。今後は少なくとも、そのグループの参加者に「四土会」（毎月第四土曜日に開かれる勉強会）の開催を案内し、一人でも多くの学生と接ししたいと思います。

三、厚木合宿に向けて

来年は厚木で開催されます。人ごととは思はれません。先づ上村和男さんを側面援助し、「四土会」を中心として頑張つて行きたいと思ひます。

四、今回参加して

「魂をはなれないやうにする」「魂を付着させる」お祭りの重要さを本当に実感してをります。合宿に参加する前は、まさに離れやうとする状態であつた。合宿参加を勧めていただいた先輩、友達及び全ての合宿参加者に深謝致します。

厚木大合宿感想文

（平成三年第四十二班—国文研班—班長及び合宿慰霊祭設置担当）

一、太子の御精神で貫かれた合宿

昨年の「合宿教室」準備のための小合宿で、次回は黒上正一郎先生の「太子の御本」の輪読はやめようといふ提案がなされた。そのとき私は「我々も黒上先生の御本から遠ざかるおそれがある。」旨の懸念を表明しました。しかし、国武忠彦さんが「聖徳太子と楠木正成」といふ堂々たる表題で、書紀・十七条憲法・萬葉集等を引用しつつ、東アジア情勢の激動の時代の中の太子の御政治を話されると共に、他の講師の方々も随処に太子の御精神にふれられ、僕の懸念はふきとんでしまひました。

矢張り「合宿教室」には黒上先生のお導きによる太子の御精神が脈々と生きてゐると再確認しました。今後ますます太子の御本に触れてゆかねばと思ひます。

二、「講義資料」の作成について

山内健生さん等の豊富な資料を例示しつつ行はれた講義に深い感銘を覚えしました。ただ、引用した資料に関しては「著者名・著書名」を明記する方が良いと思ひます。

三、例年になくユツタリした日程で結構だつたと思ひます。自然に囲まれ、また借り切りで実施できた「七沢自然教室」において、今後とも開催されますことを念願します。

阿蘇大合宿感想文

(平成四年第三十二班―社会人班―班付及び合宿慰霊祭設営担当)

○ 台風の中を苦勞に苦勞を重ねて参加した学生達の故、今年は例年にならぬ熱意の溢れた充実した合宿でした。

○ ソ連邦の解体といふ予想も出来なかつたこの一年でした。イデオロギーの終えんとマスコミ等では安易に論じてゐますが、遂にそれとの真剣な対決のない現在こそ一番危いと痛感します。(班の教員による学校の実情及び資料による教科書等を見て、只ならぬ思潮が横行してゐると思ひます)

○ 長内俊平先輩のおつしやるとほり「私が日本だ」と自信をもつて言へるやうに実人生を充実しなければと思ひます。

○ 何はともあれ川井修治先生が合宿に参加されたことは本当に嬉しいことでした。

阿蘇大合宿感想文

(平成六年第三十一班―社会人班―班付及び合宿慰霊祭設営担当)

○ 昨夏来の細川首相の大東亜戦争が「侵略戦争であつた」旨の発言を、御霊の方々がどんな思ひで聞かれてをられるだらうかと悲しくなり、憤りを感じてゐました。その後の日本の思潮も益々悪しき方向に向かひ国の行末が本當に心配になつてをりました。今回の合宿は期せずして、第一日目の導入講義よりこの問題に正面から立ち向かひ、近世日本の歴史の正しい視点が示されたことは本當に良かったと思ひます。

○ 班別討議(第三十一班)で教育勅語を一人づつ全文を拝誦しましたが、班員の大部分が初めての経験であることを聞きびつくりしました。しかし、全員がその内容のすばらしさに感動してゐました。今後、可能な限り多数の人と共に先人の残されたすばらしい文章を味読したいと思ひます。

○ 会員の講義内容も充実して良かったと思ひました。唯教職関係者が殆どを占めてゐましたので、社会人(例えば中島繁樹弁護士等)にもお願ひしたらいかがでせうか。

サイクリング(平成六年三月・科学技術健康ニュース八十四号)

残念ながら僕は無器用で、野球・スキー・ゴルフ等、いわゆるスポーツという名詞には縁のない人間です。それでもゴルフに誘つてくれる人がいますが、「天命」を知つてゐる者として、そういう雑音に惑わされずに身を処してゐます。こういう僕でもスポーツと唯

一の接点があります。それがサイクリングです。

僕は三年弱、仙台に単身赴任しました。その時、情報センターの木村さんが仙台支部におられました。時々食事をともにしましたが木村さんの話の多くはサイクリングの楽しさ。僕も話につられ、木村さんの所属するクラブに入りました。年代も同じくらい、職業も公務員関係と同じような仲間です。

平成元年仙台市は泉市等と合併して政令指定都市となりました。行事の一環として市長のメッセージを宮城町長に届けるといふことをサイクリングクラブに託されました。市役所に集まって驚いたことは華やいだ服装をした若い男女の多くの姿。健康的でいいな、と爽やかな感じがしました。その時は休憩場所までトイレに行っている間、本隊は出発してしまいました。一人で山形との行きどまりまで農道を走りました。歌津一泊の楽しい思い出。JR利用のときには無器用ゆえ車の分解は仲間がしてくれ、帰りは宅急便にて輸送。

埼玉(彩の国)には浦和から森林公園までのサイクリング道や整備のゆきとどいた農道があります。これを活用しない手はありません。サイクリング道をマイペースで走っていると後から「右へ出ます」との声。左へ寄ると若いグループが颯爽と駆け抜けてゆきます。サイクリングは健康的で経済的で危険も少ない。それこそ誰でもできる万人向きのスポーツです。

僕のこれからのヘルシーライフの方法は、愛車をできるだけ活用することでしょう。最後に仙台の仲間の皆様、本当にありがとうございます。ごさいました。(編者のことは…原文通り現代仮名づかひ)



四土会の案内状

(平成二年九月～平成六年十二月)

編者のことば

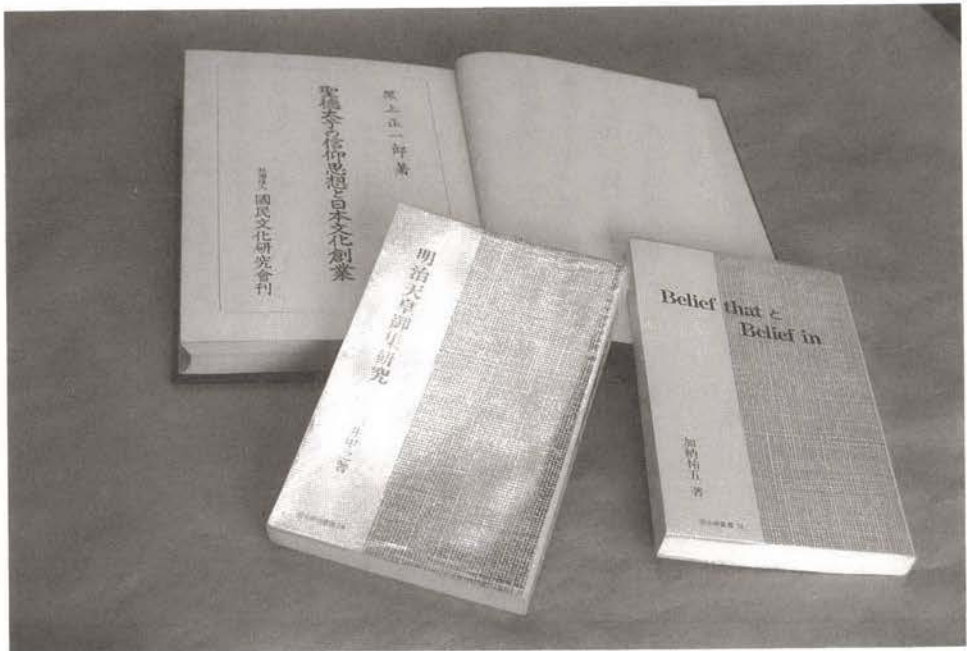
「四土会」とは毎月第四週の土曜日に、国文研会員有志によつて営まれて来た輪読会です。四年ほど「四土会」のお世話をした下さつた藤井貢さんに代はつて、野間口兄に「四土会」の世話役になるやうにとの御願ひがあつた時に、兄は仙台に単身赴任の身でありました。

翌年の平成二年四月に東京に戻られた後、野間口兄は「四土会」の御世話役を引き受け、久しぶりに参加した阿蘇の合宿において、「四土会」への参加を呼びかける活動を開始され、病に伏す平成六年十二月の例会までの約四年間休むことなく、お続けになりました。

野間口兄のお人柄が偲ばれるよすがとしての「四土会」の案内状の一部を掲載させていただきます。

野間口兄の最期の歌

うつし世に生くるみ教へ仰がむと太子の書読かみむ集ひは楽し



四土会例会のお知らせ

昨日、今日と久しぶりに連日雨が降り、やうやく秋めいてきました。合宿終了後、皆様方にはいかががおくらしですか。

私は、合宿教室四日目（八月八日）の地区別懇談会において「四土会」を紹介しました野間口です。十数年ぶりの合宿参加でしたが、第二十二班（女子班）の班付きを仰せつけられ、「夜の集ひ」では、廣瀬中佐の大役を演じましたのを今では楽しく思ひ出してをります。

「四土会」を次のやうに開催します。今回から新しく、「Belief that と Belief in」（加納祐五著）の輪読を開始します。僕もまだ完読していませんが、通常の社会生活を営みながら、真剣に道を求められた先輩のお心にふれることを楽しみにしてあります。「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」↓今回は p.三四

「聖徳太子の時代についての解説」の箇所を行います。合宿教室終了後の初めての輪読で、聖徳太子の全体像を知る上で丁度良い機会であると思つてをります。参加されますことを楽しみにしてをります。

記

日時 平成二年九月二十二日 午後二時～六時

場所 国民文化研究会会議室（TEL. 五七二一一五二六）

（中央区銀座七一一〇一一八 柳瀬ビル三階）

四土会例会のお知らせ

四土会（毎月第四土曜日開催）を下記のとほり開催します。

「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」……前回まで一とほり訓読を完了しましたので今回からまた最初から始めることに致します。「Belief that と Belief in」の輪読は、今回二回目ですが著者の加納祐五先生から、出来るだけ出席し、質問等に答へたいとのありがたい書信をいただいでをります。

皆様の御参加をお待ちしてをります。

「これからは、我々自身が先生方や先輩に代はつて、我々の後に続く若い人々を育て、祖先が遺してくれた素晴らしい国柄を守り続けねばならない。かうした信念なくして我々の活動はありえない」これは来年の「合宿教室」の実行委員長を引き受けて頂いた上村和男さんの決意表明文の一節です。

本場にさう思ひます。各人の人柄、やり方等種々な活動方法がありますが、この一節に現れた志を土台に活動し、来年年流れの中で運営し、相互研鑽の場としたい。多くの方々の御参加をおまちしてをります。

日時 平成二年十月二十七日 午後二時～六時

場所 国民文化研究会会議室（TEL. 五七二一一五二六）

内容 「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」最初から

「Belief that と Belief in」十九頁から

（今回から野間口が四土会のご案内をすることになりました。よろしく願ひ致します。）

愈々、夏期合宿セミナーが、来たる八月七日(土)から八月十一日(水)の四泊五日に亘り、『厚木市立七沢自然教室』で開催されます。合宿運営委員長である小柳志乃夫さんの話によると既に二百人の参加申し込みがあるさうです。外来講師である佐伯彰一氏、村松剛氏の講演、質疑応答を含め、熱気溢れる合宿が営まれることとせう。

四土会はつぎのとほり開催します。

日時 平成五年七月二十四日(土) 午後二時から六時まで

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(百五十七頁から)』

『祖国と人類の悲願(二九七頁から)』

なほ、八月の『四土会』は、夏休みと致します。

(当日出席者) 加納・加部・宮田・星野・松吉・香川・野間口

○ 今月の『四土会』の例会から、愈々

三井甲之著 『明治天皇御製研究』(国文研叢書第十八巻)

の輪読を開始いたします。国文研の諸先輩から機会あることに、「我々の道統の先達」と教示して頂きながら一人ではなかなか読みこなす事ができませんでした。しかし皆さんと輪読を行うことによって珠玉の御製を拝唱し、三井先生の『文献文化史的研究』の一端を偲ぶ事が出来るものと期待してゐます。

日時 平成五年九月二十五日(土) 午後二時から六時まで

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(百七十一頁から)』

『明治天皇御製研究(二頁から)』

(当日出席者) 宮田・星野・長内・松吉・加部・関口・鏝・

飯島・香川・野間口

○ 国文研全体の運営委員長として、今年から澤部壽孫(日商岩井勤務)さんに、又来年の阿蘇夏期合宿の運営委員長として白濱裕(熊本県立第二高校教諭)さんにお願ひすることとなりました。本当に大役でご苦労様ですが、よろしくお願ひいたします。

我々も出来ることは、少しでも実行しなければならぬと思ひます。

○ 前回の案内文の中で『明治天皇御製研究』は、『明治天皇御集研究』の誤りでした。お詫びいたします。因に岩波文庫、角川文庫版及び明治神宮編集の御本は、すべて『明治天皇御集』となつてゐます。

次のとほり、『四土会』を開催します。

記

日時 平成五年十月二十三日(土) 午後二時から六時まで

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(二八一頁から)』

『明治天皇御集研究(国文研叢書第十八巻)(三十一頁)』

から

(当日出席者) 加納・宮田・星野・松吉・香川・関口・藤井・

野間口

一年は本当に早いと痛感します。平成五年も十二月になってしまひました。今年は激動の年でしたが、次の三つの事項が特に印象に残つてゐます。

一 皇太子殿下のご結婚

二 北海道、東北、九州の大自然災害

三 国権の最高機関とされてゐる議長の戦歿者慰霊式での発言

来年は甲戌（きのえいぬ）年。『犬馬は難く鬼魅は易し』といふ諺があるさうですが、来年は日本のありのままの素直な姿であつてほしいと念ずるのみです。

今年最後の四土会を次のとおり開催します。

日時 平成五年十二月二十五日（土）午後二時から六時まで

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業（百九十八頁）』

『明治天皇御集研究（四十七頁）』

なほ当日会議室の掃除もします。

（当日出席者）宮田・松吉・加部・大川・野間口

皇后陛下み歌（『波』）

波なぎしこの平らぎの礎と君らしづもる若夏の島

○『産經抄』（平成六年一月十五日）にこのみ歌についてすばらしい感想がありましたので、そのまま引用致します。

『太平洋戦争最後の沖繩では、数カ月にわたる日米両軍の死闘で彼我二十万人が死んだ。こんにちの沖繩および本土の平和と豊かさは、あの地に散つた多くの島民と英霊の上に成り立っている。皇后様は、鎮魂と感謝のお気持ちを熱っぽくのべられた。』

○皇后陛下のお声が一日も早くなほられるやうお祈りいたします。

今年初めての四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年一月二十二日（土）

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業（百九十八頁）』

『明治天皇御集研究（国文叢書No十八）（五十四頁）』

（当日出席者）宮田・星野・香川・加部・鏝・野間口

さきの大東亜戦争の激戦は、東京都で行はれてゐた！

今回両陛下が硫黄島を訪問されるまでは、汪閩にも知りませんでした。硫黄島は、北緯二十五度、北回歸線のすぐ北にあり、台湾、カラチとほぼ同じ位置、カイロより南に当ります。

両陛下は、『この度この島を訪問し、祖国のため精魂こめて戦つた人々のことを思ひ、また遺族のことを考へ深い悲しみを覚えます』また、『今日の日本がこのやうな犠牲の上に築かれたことに深く思ひを致したく思ひます。鎮魂の碑の正面に立つ摺鉢山は忘れがたいものであります』とお述べになりました。

お歌会初めでの沖縄を訪問された折の皇后陛下のお歌をも拝誦し、両陛下は、さきの大戦でなくなられた英霊の御霊に心から慰霊なされてをられることを痛感しました。

四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年二月二十六日午後二時から六時まで

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(二百二十四頁)』
『明治天皇御集研究(国文叢書No十八)(六十七頁)』

(当日出席者) 加納・宮田・星野・長内・松吉・澤部・鏡

野間口

今年の学生青年合宿教室(第三十九回)は、次のやうに開催されることになりました。

月日 平成六年八月六日(土)～十日(水)

場所 ホテル阿蘇の司(阿蘇国立公園)
外部講師

○小堀桂一郎氏(日本における超越者の思想の系譜―一神教的価値観と日本人)

○徳岡孝夫氏(国際情勢をどう見るか―マスコミを信じるべきか)

なほ、徳岡氏については、ベトナム、中近東等において記者として体験された業績が『国民同胞』本年三月号で布瀬会員により、簡潔ながらも生き生きと紹介されてゐます。

四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年三月二十六日(土) 午後二時から六時

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(二百二十八頁から)』
『明治天皇御集研究(国文叢書No十八)(七十八頁から)』

(当日出席者) 加納・宮田・星野・長内・松吉・飯島

香川・野間口

古事記朗読 全十巻（朗読 夜久正雄、笛 一會幸政、構成

並びに朗読 平賀増美）

○代表的古典である古事記さへ、通読してゐないことに、かねてから気にかかってゐました。昭和五十四年に頒布された上記朗読のテープを頒布と同時に買ひ求めてみましたので、これを拝聴しながら通読しようと思ひ、この度やうやく実行することが出来ました。朗読者は『古事記のいのち（国文研叢書No1）』の著者夜久先生、一會氏の物静かな笛の演奏の下で、たとへば『あなにやし、えをとこを』など女の命、王等の言葉は女性である平賀氏の朗読を聞きながら、古事記の世界に楽しくかつ清々しい気持ちで触れることができました。

四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年四月二十三日（土）午後二時から六時

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業（二四六頁）』

『明治天皇御集研究（国文研叢書No18）（七十四頁）』

○僕の所在地が次のやうに変わりました。

〒三三三二 埼玉県川口市本町四一―一八

○今日、十八日退院しました。右記は入院中故できた訳です。

（当日出席者） 松吉・加部・山内・長内・宮田・星野・加納・

香川・飯島・野間口

村松先生ご逝去 御年六十五歳

『明治維新は西暦でいふと一八六八年ですから今年は丁度百二十五年目に当たります。』昨年八月の厚木合宿教室における御講義での初めの御言葉です。

その合宿には、先生は病院（三鷹市杏林大学病院）から御出講、終了後そのまま病院に帰られたとのことです。『痛みどめのくすり飲みつつご講義なさると聞けばいたましく思ふ』（上村和男先輩の和歌）。

氣力をふりしほって我々に対し日本の行く末を考へると訴へられたのだと痛感しました。

謹しんでご冥福をお祈りいたします。

四土会を次のとおり開催します。

記

日時 平成六年五月二十八日（土）午後二時から六時

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業（二七七頁から）』

『明治天皇御集研究（国文研叢書No18）（十二頁から）』

（当日出席者） 宮田・加部・星野・大川・松吉・加納・香川・

野間口

先日、東京国立博物館で開催されました『国宝法隆寺展』に行きました。昭和資財帳調査完成記念といふことで、通常写真でも見ることができない仏像、絵画などを拝見できました。今回の資材帳調査は、天平十九年（七四七）の『法隆寺伽藍縁起竝流記資財帳』以来一千二百年ぶりに完成したとのことです。四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年六月二十五日（土）午後二時～六時

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業（二九七頁）』

『明治天皇御集研究（二二三頁）』

（当日出席者）長内・松吉・加部・大川・香川・野間口

今年の夏期合宿セミナー（八月六日～十日『阿蘇の司』）には、思ひ切つて参加することにしました。『枯れ木も山の賑ひ』とて、白濱委員長をはじめ、運営委員の方々の迷惑にはならぬやう、勉強して参ります。

四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年七月二十三日（土）午後二時から六時

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業（本文一頁）』

『明治天皇御集研究（二四一頁）』

○なほ、八月の四土会は、夏休みとします。

（当日出席者）宮田・星野・香川・松吉・大川・加部・野間口

先日長島秀男海軍中佐（終戦時に寺尾博之氏と福岡県油山にて自決された人）の顕彰碑を訪ねました。

秩父郡横瀬町の『姿の池』のほとりにあり、明治百年を記念し、町民の有志の方が建立され、中佐が口ずさんでられたといふ『夕空晴れて』の歌詞も刻まれておりました。

○秩父出身の同僚に碑のこと語りたればありかしるせし地図をたまひぬ

○碑のありか同僚の友人が調べてふ横瀬町役場に勤める人にて

○その地図をたよりに秩父路訪ぬれば湖のほとりに佇みませり

○村人は中佐をいかに慕ひしか碑の文見て勲をし偲びぬ

○『故郷の空』の童謡唄ひてふ大人のおもかげ録しありけり

四土会を次のとおり開催します。

記

日時 平成六年九月二十四日（土）午後二時から六時

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子信仰思想と日本文化創業（二三三頁～）』

『明治天皇御集研究（国文研叢書No十八）（二五七頁～）』

（当日出席者）加納・加部・宮田・星野・長内・松吉

藤井・香川・野間口

今月発売の「正論」(十一月号)は、本当に面白い。

特に『歴史の事実と解釈』再論(小堀桂一郎)、『戦後日本の悲惨(桶谷英昭)』、『戦後補償という暴挙』(渡辺昇一)、『諸君!』九月号の松本論文を批判する(板倉由明)……いづれも侵略史観に疑問を提した論文です。小堀論文は、東京裁判について、日本側に有利な資料は、悉く却下され、検察に有利で日本に不利なものは、殆ど全て採用されてゐる——「これではどんな解釈がでてくるか判決文を聞くまでもなく、論理的に明らかだった」と指摘されてゐます。

その日本側が法廷に提出して却下された資料及び提出することを諦めた資料がまとめて来春に刊行されるさうです(全八巻)。楽しみですね。

東京裁判史観を越える論文が沢山発表されることは有難いことです。

四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年十月二十二日(土)

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(四十五頁)』

『明治天皇御集研究(国文研叢書No十八)(百七十三頁)』

(当日出席者) 加納・加部・宮田・松吉・香川・野間口

今年も十二月。またもや何等なすことなく一年を過ぎてしまひさうです。今年は大犬。犬に関するものとして『犬馬は難く、鬼魅は易し』といふ諺があるさうです。画を描く場合、犬馬のやうな日常見馴れてゐるものは、描き易いやうでも難しい、然し鬼魅(怪物)は誰も知らないから難しいやうでも気安く描ける、といふことで、平常のことを平常行ふことが一番大事なことを意味するとのことです。(諸橋轍次著『十二支物語』)。

大東亜戦争について一方的史観に基づく侵略戦争論、国会謝罪決議そしてニューリベラル等のスローガンなど、それこそ『鬼魅』の世界が横行しましたが、来年からは『平常』の世界が現れることを念ぜざるを得ません。

今年、最後の四土会を次のとおり開催します。

日時 平成六年十二月二十四日(土) 午後二時から六時まで

場所 国民文化研究会会議室

内容 『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業(七十五頁から)』

『明治天皇御集研究(国文研叢書No十八)(二一二頁から)』
なほ当日会議室の掃除も行ひます。

(当日出席者) 加部・宮田・星野・香川・大川・野間口

詠
草

(昭和四十年～平成七年)



○第十回「合宿教室」(城島) (昭和四十年八月二十日―二十四日)

先人の真心こめてきづきたる御国の生命につらなり生きむ
国のためつくせしみおやのみ言葉の心にせまり勇気わき出づ

○第十二回「合宿教室」(阿蘇) (昭和四十二年八月七日―十一日)

大阿蘇のふもとに広がる草原に馬の親子ののどかに草喰む

パネルディスカッションにて

祖国をば背負ひたまひて話します御言葉のひびき胸に迫りく

○第二回葉山合宿にて(昭和四十三年二月九日―十一日)

ふりしきる雪ながむれば集ひたる去年の合宿思ひ出さるる
今日もまた雪つもりたる朝あけに合宿に向ふことのくすしき
いかにして先輩の活動継ぎゆかむと語りしことは今も忘れず
友どちと「雲に聳ゆる」と歌ひける紀元を祝ふさやけき朝に

○婚約後の初の便りに添へられし歌

(昭和四十三年四月・数へ二十九歳)

知りあひの仲とわかりてオーと交す父君たちに心なごみぬ
満州に共に戦ひたまひたる御話次第に熱のこもりく
広がる錦江湾のあなたは桜島山聳え美し
美しき桜島山ながめつつ君と共にぞ語り合ひける

斉彬の偉大な功績今の世に遺せるやかたに共に入りけり
教へ子の暴れる様を話したる君の言葉にいつくしみあふる
我もまた幼き頃に暴れしといまなつかしく思ひ出さるる

○第十三回「合宿教室」(霧島) (昭和四十三年八月三日―七日)

しんしんと静まる夜に御祖先らの御霊まつるべき時ぞきにけり
くらき夜に四方におきたるかがり火に式台の饌かすみて見ゆる

○第十四回「合宿教室」(阿蘇) (昭和四十四年八月七日―十一日)

松陰先生の留魂録を禪にかくし守りたる人を偲びて

師の文を守り抜きたるいさをしは文とともにぞわが胸にひびく
師の文を後に伝へむと禪にかくし守りし人ぞ尊き

○第四回葉山合宿にて(昭和四十五年二月二日)

家庭生活をいかに生くべきかと我が友は太子のみ心を深く考ふ
我が友のふみに心を動かされスト参加者の激減せしとふ
教育への熱情こめて生きる友の激しき言葉にわれ魅せられぬ

○第五回葉山合宿にて(昭和四十六年二月一六日―十七日)

青々と広がる海のかなたには雪おほひたる富士の嶺の見ゆ
富士の嶺をいまだに見ざる我妻に見せむと思ふいつの日には
年の瀬の乱るる心はれゆきて勇氣湧き出づ友と語れば
たゆみなき国の生命に連ならむなすべきことをなしつつ我は

○第十六回「合宿教室」(霧島) (昭和四十六年八月七日―十一日)

班別討論で友が駅員のことを語るを聞て

神宮のプーラットホームに駅員は直立をして電車迎ふてふ
名はなくも仕事に打ち込む姿見て友は感じぬ日本の心を

○第十七回「合宿教室」(阿蘇) (昭和四十七年八月五日～九日)

山本先生の御講義を聞いて蔣總統を偲ぶ

敗戦に打ちしほれたる国民にいつくしみの手をさしのばされたり
慈しみの心によりてわが国の分断統治を避け得てうれし
国柄は国民の意に従ふべしと説かれし御言葉忘れへめやも

○津久井浜合宿にて(昭和四十七年)

改憲議會にて、大日本国憲法へ戻すべきを主張されし佐々木惣一博士
をお偲びして

改憲の議會へ向ふその朝に師は明治神宮に参りましたとふ

古へゆ伝はる憲法守らむと師の御言葉は鋭かりけり

国体を変ふれば民の心根もかはりてしまふといましめ給ひぬ

君と臣の一体たりし事実をいまの世の学者は否定しにけり

国体を守らむとして尽くされし師の御心も通ぜぬ世なり

夜久正雄先生の昔のお歌をよみて

子らにのみオムライス頼む母親の心に強く胸を打たるる

父君と母君もこの母親の心に我を養ひましけむ

○第十九回「合宿教室」(霧島) (昭和四十九年八月三日～七日)

眼前にはるか連なる山なみに入道雲のおほひかかれり

○第二十一回「合宿教室」(佐世保)

(昭和五十一年八月七日～十一日)

みまかりましし師・関根先生を偲ぶ

師の君の写真見れば師の君の御言葉うつしく聞えくるかも

すめろぎの言葉知らずて論ふ心なき者に憤り給ひき

君のため国のためと心尽くし誠つくして師は逝きましし

師の君の御教へ継ぎて我もまた御国のいのちに連なり生きむ

○平成二年・仙台に勤務してゐたときの歌

会社の後輩二人の結婚式に呼ばれ送し歌

八木山の友らのなかにうるはしき夫婦生まれしと聞くがうれしき

をちこちゆ集ひ来たりし人々の職場に咲きし美しき花

美しき家庭を築き御子たちに恵まれ永久に幸せなれかし

○第三十五回「合宿教室」(阿蘇) (平成二年八月五日～九日)

「広瀬武夫中佐」の寸劇を第二十二班で企画す

「夜の集ひ」に参加せんとさまざまに思案めぐらす若きらとともに

はからずも「中佐」の大役与へられ若きをとめにしぐさ教はる

師の君の「よくできた」とのみ言葉を班の友らに疾く伝へたし

○第三十六回「合宿教室」(厚木) (平成三年八月七日～十一日)

み祖らの御霊まつらむと友達と心あはせて齋庭しつらへぬ

雲低く雨もふりきて齋庭を講義室へと移すはさびし

奇しきかな雨のあがりて屋外のかねての齋庭に友ら集ひぬ

肅々と静まる木立に囲まれて御霊まつりをつとむるかしこき

○第三十七回「合宿教室」(阿蘇) (平成四年八月八日～十二日)

川井修治先生の御姿を拝見して

久ぶり合宿に参加し給ひし師の君見ればうれしかりけり

御自身から巻頭言を吟じたまふ師の御姿は昔と変らず

「おい野間口よ」と昔ながらの口調にて呼びかけ給ふ御声うれしき

○第三十九回「合宿教室」(阿蘇)

(平成六年八月六日～十日)

特急列車の座席にて

ねむりから醒めてとなりをふと見れば「短歌のすすめ」に見入る
若人あり

昨夏の軽薄きはまりなき細川首相の発言を聞て

あまつさへ英霊に向ひ侵略せしと語りし首相の言葉悲しも
国のため命ささげしつはものの御霊はいかに聞き給ひしか
逝きし人の勲しあなどる風潮を遺族はいかに嘆きますらむ

○かへしの便りに添へて(平成七年七月十日・澤部壽孫さん宛)

うつし世に生くるみ教へ仰がむと太子の書読む集ひは楽し
病む我にかはりて会を続けむと言ひくれし友の言葉嬉しも
み書読みかつ語らひて友ら今心ゆくまで酌みますらむか
大人たちの力かたむけ編みましし書を読むなり今日一人して
今は亡き師のみ名見えてなつかしくみ言葉直に聞く心地する

子燕に餌を与へる親鳥の姿を見て

降りしきる梅雨の朝に子燕の餌を求めて賑々しく鳴く

空遠くをちこち餌を求め来て与へ終へるやすく翔びゆく

(妻の一首)

かるやかに飛び交ひ餌を探し得て子らの口へと親鳥与ふ

書簡

- 先輩への便り
— 上村和男様宛・昭和四十八年九月十日 —
- 友への便り
— 岩越豊雄様宛・平成三年一月二日 —
- 友への便り
— 飯島隆史様宛・平成七年七月五日 —
- 友への便り
— 藤井貢様宛・平成七年七月十四日 —
- 会社の先輩への便り
— 伊藤千代治様宛・平成七年七月十日 —
- 先輩への便り
— 香川亮二様宛・平成七年七月十七日 —



先輩への便り

前略

お手紙ありがたく拝見しました。今まで、若竹会の活動をふり返り、中心となるべき人があなかつたとの御指摘、そのとほりであったと思ひます。中心者はあなかつたが、その時その時点で、実務上中心となるべき人が自づと現はれて、その人に協力して来たのだと思ひます。中心となる人が厳然としてをり、その統括の下に実務的な担当責任者が存在するのが、組織として当然なことと考へます。

上村さんが、中心となる旨の御決意、本当に嬉しく思ひます。勿論心から賛成します。そして、僕も精一杯協力して行きます。自衛隊の違憲判決を聞き、国の行末は、本当に唯ならぬ現況ですが、一人一人が力を合せて、持てるものを統合して、具体的なことを着実に積み重ねて行かなければならないと痛感します。我々の研究よりも世に訴へてゆくといふことにこれからの我々の会の使命があると思ひます。四年前計画した「演説会」も再度検討しませう。

又、天皇、憲法、防衛、教育等々と課題毎にプロジェクトを作り、その課題毎に取組み世に訴へることも一案かとも存じます。又若竹会以外にも、すばらしい人があますので、その人々とも接触を保ち、且つ共に協力活動に入らなければいけないと思ひます。ともかく、今後具体的な活動方針が決定したならば、僕も懸命に始動します。

一 会の名称：若竹会は変更する必要あり（一案として政治問題総合研究会）

二 会の中心：上村さんによるしく願ひします。

三 若竹会について：前回問題になったとほり、余りにも暗黙の了解が多すぎたと思ひます。これは、僕にも責任がありました。

一部の活動をしてゐる人（磯貝 奥富等の諸兄）に余りにもおんぶしてゐたからだと思ひます。全員の各自が会を背負つてゐるといふ自覚が不十分であつたと思ひます。

早速、上村さんを中心に今後の活動について検討に移さなければならぬと思ひます。（便箋が切れましたので、これで失礼します。）

昭和四十八年九月十日

野間口行正

上村和男様

友への便り

「誰か故郷なからん」

（伊集院高十一期卒業 野間口行正）

年末に大掃除をしてゐたところ机の中から素晴らしい文章が出て参りました。作者は、神奈川県小田原市に住んでをられた岩越元一郎（岩越豊雄氏のお父上）といふお方（著者に「大学新解」、「母と子のきづな」等があり、昭和五十三年「逝去」で、文章にある「大祐学舎」とは、有馬俊郎先生（元県教育委員長）が、伊集院で主宰された勉強会です。僕も鹿大在学中数回出席させて頂きましたが、先輩方の心のこもつた交流の深さを偲ばれますと共に、伊集院の歴史の一端が伺はれますので、紹介させて頂きたいと思ひます。

大祐学舎旨

人生まれて誰か郷土なからん。郷を懐へば必ず父祖社稷の命至らん。生の寄するところ國土の恩化そむくに忍びず。これ人の至情

なり。そもそも伊集院の地たる薩南一盞の僻邑なれども、古來文化博覧の衝に當たり、かつて桂庵禪師宋學の燈を傳へてより、先哲の楛撫後學の研修と相挨つて文叢の華をここに開く。義理大節の學興るところ幾多名節の士を輩出せり。南朝運儘くるの日領主忠國公の孤忠を生み、幕末興皇の際勤皇の烈客有馬氏を生む。王事憤忠の遺魂切々として今に哭す。此の地に生を享け居を負ふもの又何の爲す所なくして可ならんや。山野未だ先烈の地乾かず大東の経緯半途にして中絶す。又天の意を付つて悲し。

戦後世情日に薄く道義月に靡亂して民は非政に憔悴し人心は道食に餒ゆ。此の如く名教極衰するところ却つて幽光世にあらはるるの機熟せり。まこと億兆の悲願するに當りては地命又人となつて世に出でざらんや。一旦里仁の同友相寄り相助けて去聖の絶學を継ぎ、萬世太平の基を立てるの意尤に奮ふ。

然り其の期するところは陋巷の美俗邑徳の開発なり。若し其の治績一村に挙げば天下糾然として靡くに至らん。徒らに議政の空壇に弄するを事とせんや。然して治國平天下の達道は修身克己の初志に始まる。柔徳を養ひ私恣を排し天命を畏るるの礪志あらば、天之を祐けて萬物自から歸備するの朴信に立ち、よつて以つて大祐の社と号す。(昭和二十六年二月二十三日)

平成三年一月二日

野間口行正

岩越豊雄様

友への便り

拝復

先日は真心のこもつたご書簡を、又、昨日は、四土会の開催通知をいただき、有難うございました。前回の「新生」四土会の第一回会合には、若い人を含め沢山の出席者があり、良かったですね。今後は、従前からの人を含んで、若い人が沢山出席すると思ひますので盛会になることとせう。小生は、休職も三週間目に入りました。

昨年までは「まさか」と思つてゐましたが、なつた以上仕方がありません。体と相談しながら、先輩方のまとめられた「勝鬘經義疏の現代語解釋と研究」や正岡子規の御本を繕くやうにしてゐます。但し、子規の本を読み乍ら、氏の病状は並大抵のものではない、それにも拘らず、力強く、かつ読み易い文章を書かれたことに驚いてをります。

「輪読のもう一冊の本」が小林秀雄氏の本で（ご希望どほり）で良かったですね。恐らくご案内の本か、又は「無常といふこと」かと思つてゐました。

僕も調子の良い時は参加しますので、よろしく願ひします。

仕事、家庭生活がご多忙のところ、くれぐれも体には気をつけて下さい。

「健康」こそが第一であると痛感してをります。皆様にもよろしく。

草々

野間口行正

平成七年七月五日

飯島隆史様

友への便り

前略ごめん下さい。

年が経つのは本当に早いもので、今年も半分以上過ぎて仕舞ひました。小職の休職も既に一カ月を経やうとしてゐます。入院の折は結構なお見舞ひをありがとうございました。熟するのを待ち、家族全員でおいしくいただきました。また、この度は、四土会を飯島さんを助けて、あれこれ運営にご尽力いただいておりますので本当にありがとうございます。「新生」四土会に、貴兄等のご努力で、若い会員の方々が沢山出席してゐることと仲々良いことだと思ひます。僕も体調が良い時は出席したいと思つてゐますのでよろしくお願ひ致します。

家では正岡子規の随想集や学術文庫の「万葉秀歌」等を従前にまかせて読んでゐます。

現状では一定姿勢で三十分以上すごせば痛くなりますので、まともな論文の読書は無理です。鬱陶しい梅雨どきですが、お体にはくれぐれも気をつけてお過ごし下さい。

粗品ですがご笑納下さい。奥様にもよろしく。

草々

七月十四日

野間口行正

藤井貢様

会社の先輩への便り

拝啓長いことご無沙汰を重ね申し訳ありません。

既に御存知と思ひますが、病気休職となり、今週で早くも四週目に

入りました。伊藤さんからは親切なお手紙をいただき、また色々と心配をおかけしてゐると、井上・本田の皆様方からも何つてをりました。今年に入り入院生活が二回、退院後、出勤・休みと中途半端な生活でしたが、思ひ切つて休職をし、僕のためにも、又職場のためにも良かったと思ひます。七月一日付で大幅な人事異動があり、若手が沢山登用されてゐましたが、J R D Cも愈々世代変りが来たなど痛感してをります。

その後、如何お暮しですか。伊藤さんは、年と共にご健康となり、本当に良いなと思ひます。早く体を回復し、伊藤さんに京都の奥深いところを案内していただくことが今の切なる念願です。伊藤さんは伊子の国の御出身・正岡子規と同じでしたね。現在徒然にまかせて子規の文書を読んでゐますが、あの阿鼻叫喚の病状の中の力強く、ユーモアをも交へた文章を読み、すごいなと思はざるを得ません、うつたうしい梅雨の中、お体には気をつけてお過ごし下さい。

七月十日

伊藤千代治様

野間口行正

敬具

先輩への便り

拝啓

長くうつ陶しい梅雨が続いてゐますが、お元気でお過ごしのことと存じます。小生病気により長い間休会になつてをりました「四土会」も飯島氏が幹事となつてくれて従前からの人と若い会員の出席があり、新しく生まれ変わったことを聞きホツとすると共に嬉しい気持ち

一杯です。益々の盛会を念ぜざるを得ません。さて、沢部君からの電話で知りましたが、奥様のご病気を深くお見舞ひ申し上げます。その後のご回復はいかがですか。今日の連絡では車椅子を使用されてをられるとのことですがくれぐれも大事におくらし下さい。

僕も休職に入り、早くも一カ月を経過してしまひました。昨年の年末まではマサカと思ひ、今年になつてからもすぐに治るだらうと楽観してゐましたが、出勤、休みを繰り返すより却つて良かつたと思ひます。当分の間は太子会にも出席できませんが自宅では先輩方の「現代語解釋と研究」を体調の良いときに読んでゐます。(今日から下巻・一章です)

奥様のすみやかな御回復を心からお祈り申し上げます。 敬具

七月十七日

野間口行正

香川亮二様

年 譜

昭和十五年五月二十五日

旧満州国通化省にて（父）利、（母）加代の次男として生る。

昭和二十一年

鹿児島に引き揚げる。

昭和三十四年三月

鹿児島県立伊集院高等学校卒業。

四月

鹿児島大学文理学部法律学科入学。

昭和三十五年八月

（社）国民文化研究会・雲仙合宿に初参加。

昭和三十八年三月

同大学卒業。

四月

新技術開発事業団へ入団。管理部配属。

昭和四十三年十月

濱田ユキ子と結婚。

昭和四十五年二月

長女文子誕生。

昭和五十六年六月

日本原子力研究所（企画室）へ出向。

昭和五十九年二月

新技術開発事業団へ復職。

九月

創造科学技術推進事業準備担当。

昭和六十一年十月

稲場生物フオートンプロジェクト事務参事として仙台へ単身赴任。

昭和六十二年十月

西澤テラヘルツプロジェクト事務参事兼務。

平成元年四月

新技術開発事業団・管理部へ戻る。

十月

「新技術事業団」に名称変更。

平成二年九月

「四土会」の世話役を引受け「太子会」のメンバーとなる。

平成六年三月

新技術事業団の事務所を川口市に移転。

同じ頃発病。

平成七年八月十八日

死去。

附

弔辞

福田忠之（神奈川県立厚木南高校・通信制教頭）
井上邦弘（新技術事業団・企画調査室室長）

思ひ出の記

飛田妙子（妹様）
野間口利文（弟様）
濱田康介（義弟）
川井修治（鹿児島大学名誉教授）
関根八重子（高校時代の恩師・関根先生の奥様）
江崎康彦（新技術事業団・理事）
井上邦弘（新技術事業団・企画調査室室長）
本田寛（新技術事業団・量子点プロジェクト参事）
柳沢昭十四（新技術事業団・管理部部长）
銚野原善章（福井工業大学教授）
上村和男（千代田コンサルタント株・代表取締役専務）
国武忠彦（神奈川県立百合丘高校・校長）
薬丸保樹（株セントラル情報サービス・取締役）
黒木林太郎（熊本行政監察事務所所長）
野間口俊行（弟様）
湯通堂義弘（徳田虎雄代議士秘書）
岩下方成（私立鹿児島高校・教諭）

追悼歌

野間口ユキ子（奥様）



（四土会参加者の皆さん）

弔 辞 (国文研の友人を代表して)

福田 忠之

野間口君、君はもう亡くなつてしまつたのでせうか。私達は今茫然としてをります。もう一度は、健康を取戻してくれるものとはかり考へてゐましたから、この夏の国文研大合宿に思ひを馳せてくれた君に、いろいろなレジメと共に差上げた手紙には「床の上でも正岡子規のやうに歌を作らう」と書きまし、お見舞ひに伺ひました折には、みんなで次のやうな歌を詠みました。

やつれたる友はかすかに目を開けてかほそき声でわれに呼びかく
かすかにも後ろを向けとの声聞え言はるるままに後ろを向きぬ

時おかず廻れ右とし語りますわが友今はなに思ふらむ (澤部)

いたつきの悲しき床に臥しませる君を偲びてゐ寝られもせず

笑ひかつ飲みて語れる楽しいげな君の面輪は今も浮かぶに

まがまがし病やまとくとく打ち払ひ再び君と酒汲みまほし (福田)

合宿も太子の会も先輩せんぱいまさずさびしく思ひて会いに来にけり

この夏のわれらの集ひもつつがなく終りしことを告げに来にけり
聖徳の太子の書読よみむ定例の研究会にとく戻りませ (山内)

一様に、皆が「まだ、若いのだからもう一度は元気になるだらう」とばかり、考へてゐたのです。しかし、実際はさうではありませんでした。今は大兄の豪快な笑ひ顔を思ひ浮かべて悲痛なる思ひであります。もう、これからは底抜けに明るい飲み会などはできないでせう。生前の大兄のことを必ず思ひ起こすだらうからです。

さういふ意味では、私達の世代も一時代が過ぎ去つたといふことなのでせう。

今にして思へば、大兄との交遊が始りましたのは三十二年も前の

ことになります。銀座の国民文化研究会の事務所で、国武さんに初めて紹介されてからでした。三人はまだ、とても若かつたので、痛飲しては随分と馬鹿なこともやりましたが、勉強も真剣でした。悩みもそれぞれに多かつたのです。そして田舎から出てきた私達は、廻りを見ても知らない人ばかりといふ状況の中で、なによりも良き友人を見つけることに熱心でした。お陰様で、今は多くの先輩・知友に恵まれてをります。これらの方々と、二十代の後半は「八日会」、三十代の頃は、「若竹の会」を結成して活動しました。九州の国文研大合宿に向けての運動でありました。大兄は神道に傾倒し、禪宗に帰依して信仰深く、また大変な法律の勉強家で、家を新築された時には司法書士を頼むことなく、自分で書類を作成された程でしたが、最も心にかけてをられたのは「東京裁判」のことでありましたので膨大な資料を残されてをります。そして大兄の言葉を借りれば「母なる国、この日本」が一刻も早く「東京裁判史観」から脱却することを念じてをられました。

大兄は信念の人でありました。一般世間で「日の丸、君が代には国旗国歌としての法的根拠がない」と騒がれたときも「何を馬鹿なことをいふか。法的根拠など何の意味もない。大事なものは我々の祖先を含めた国民の意識である」として泰然自若としてゐました。私などは、さういふ大兄の信念に支へられて戦つて来たやうなものです。短歌の作り方を懇切に手ほどきして呉れたのも大兄でした。

大兄はまことにユーモラスな人でありました。拙宅に泊られた朝に靴下を裏返しに履くので幼かつた私の娘や息子達はクスクス笑つて教へてゐました。そして「野間口おぢちゃん」と呼んで慕つてをりました。大兄が結婚される頃、その下宿に泊めてもらつたことが

ありましたが、うれしさうだった顔を思ひだします。一緒に旅行したときの顔、そして別れる時の顔、私に都々逸を唄へと言った時の顔、すべてが人情味の溢れるものであります。

どうして好い人は早く死ぬのでせうか。大兄の好きだった司馬遷の「史記」にあります。「余はなはだ惑ふ。天道は是か非か？」と。

義の人としての大兄を連れ去った天に向つて私は同じ思ひです。

かうしてをれば、なほ名残は尽きませぬが、最後に私達の歌を捧げて、大兄の冥福を祈りつつお別れしたいと思ひます。

ああ悲し友若くして逝きましぬ為さざることを口惜しみつつ

一昨日に会ひしが最後の別れとはあまりにはやく君逝き給ふ

残されし奥様御子の行末を見守り給へ友の御霊よ (澤部)

志ななばを思ひつつわが友は命果てゆく悲しかりけり

さもあれど友よ嘆くな人はみな思ひななばに果てゆくものを

友垣の胸に思ひ出ある限り君死なずしてあると思はむ

ますらをのかなしきいのち偲ばする虫の音しげし秋ざりてゆく

平成七年八月二十一日 (福田)

弔辞 (新技術事業団を代表して)

井上 邦弘

謹んで野間口行正さんのご霊前にお別れの言葉を申し上げます。

野間口さん、あなたは昨年三月、突然体調を崩され、その後、回復されましたが、今年に入って再び病気が再発されました。以来、

ご家族の暖い看護に支えられ病魔と闘ってこられました。私達も、一日も早いご回復を心から願っておりますが、今、帰らぬ人となつてしまわれました。五十五歳という人生の円熟期に旅立たれるあな

たの無念さを思い、万感迫り胸が塞がる思いです。

昭和三十八年に、新技術事業団に入社以来あなたは、開発部、プロジェクト部、管理部、総務部など幅広い業務で活躍され、多大の尽力をなされてきました。特に管理部においては、業務課長さらに参事役として、豊富な知識、経験を生かし、かつ卓越したリーダーシップを発揮され、幾多の難かしい業務をさばられました。私達はあなたのいぶし銀のような業績を決して忘れません。

こうした仕事上の手腕と同様に、あなたは部下を思いやり、色々な面で部のまとめ役をして、皆から大変に慕われておられました。会社での活躍はもちろんのこと、ご家庭にあつては、ご家族の皆様との時間を大切にされ暖かい家庭を築いてこられました。それだけに、ご家族の嘆きはいかにばかりかとお察し申し上げます。

しかしながら残された奥様ご息女様のことは、ご安心下さい。私達はできる限りのことをいたします。

また、あなたが精根をかたむけてこられた仕事も、私達がしっかりと引継いでまいります。野間口さん、仲間内で談笑している時、或は酒をくみ交わしている時のあなたのあの人なつこい笑顔がもう二度と見られなくなるかと思うと改めて無念さが募ってまいります。志半ばにして旅立たれたあなたの思い出と名残りは尽きませんが

野間口さん、どうぞ安らかにお休み下さい。

ご冥福を心からお祈り申し上げます。

一九九五年八月二一日

思ひ出の記

兄を偲ぶ

飛田 妙子

兄と私は二つちがい、二人の弟とは年がはなれております。満州からの引き揚げで、戦後のきびしい時を二人でよくお留守番したことを思い出します。小学校の頃の兄は身体が余り丈夫な方ではありませんでした。

昭和三十八年大学卒業と同時に兄が上京した時、末の弟はまだ小学一年生でした。

そのうち私も結婚して北九州市に住むようになり、その時から国文研合宿が九州である時は、いつも私宅に一泊してから出かけてゆきました。

平成四年五月、私の夫が不治の病の宣告をうけた時、何かと心配りしてくれて本当ありがたいことでした。翌五年四月旅立ってしまいました。私もなんとかたちなおろうとした矢先、義姉（高校の同級生）から兄の異変をきいたのは平成六年三月の事でした。

本当にショックでした。何で兄が、どうして、まちがいであつてほしいという気持ちで一杯でした。その兄が六年三月、夫の一年祭の折、私宅で私と弟二人を呼んで、「検査のため二週間入院する、大したことはないから心配しないように」と告げました。

自分自身の経験からして、義姉のことを思う時、本当につらい日々でした。平成六年七月国文研九州合宿の折、又私宅に一泊して出かけてゆきました。その時、薬の副作用で顔がムクんで丸くなっていったこと思い出します。

病気になってから富士登山や北海道旅行など、思い出作りをした

ことを思うとき今でも胸がつまります。七年一月、三月と見舞として八月入院、思わしくないとの義姉からの電話で、急拠鹿児島弟と見舞った時は、まだ意識もはっきりして話をするのができました。そして澤部さんが見舞つて下さり、その直後より薬の副作用でねむりが深くなりました。奇しくも私の夫と同じ状態になり、その姿をみて胸のはりさけるような思いでした。痛みがつよく、どうしてやることのできないもどかしさ、その気持ちがわかるだけに、義姉の献身的な看病をみて本当につらい日々でした。

職場の皆様、国文研の皆様、良き人々に恵まれての人生、本当に幸せな一生であつたと思います。

我が夫と同じ病の兄の背に胸はりさくる悲しき思ひに

長兄行正の思い出

野間口 利文

私は、両親が四〇歳を過ぎてからの子供で、長兄とは一六歳の隔たりがありました。幼ない頃の思い出としては、兄が東京へ就職していく時が鮮明にあります。家族揃って鹿児島駅の構内食堂で別れの食事を取り、子供心に、母親が悲しんでいたのを憶えております。たまに東京から帰ってくると、うれしくて家の前の橋の所で剣道のけいこをつけてもらいましたが、その打ち込みの激しいこととといったらありませんでした。多分年の離れた弟に対する思いだったのだらうと、今にして思います。

長兄、次兄は国文研活動に参加してまいりましたが、私は太平洋のノンポリで育ち、参加しないまままで今に至っております。長兄の祖国への思い、思想的内容については、漠然とながら理解しており

ましたが、深くは知り得てないのが本音です。弟の目からみましても、真面目で純粋に生きてきたように思います。私には、まさに畏敬の兄というにふさわしい存在でありました。

野間口行正君を偲んで

浜田 康助

野間口行正、同級生、そして義弟でもあります。真面目で何事に対しても真正面から取り組んでいた姿が強く心に残っています。

病気ひとつすることもなく元気で、酒はめっぽう強く体にとつては薬となり、元気の源とばかり悠々と飲んで酔うこともなく、日本史を語り、聖徳太子を語り、明治天皇、東京裁判と話題はつきることがなかったようでした。

いつのことでしたか、わが家に泊まった翌日、聖徳太子に会いに行つてくると言つて法隆寺までひとりで行掛りました。まるで旧知か恩師にでも会いに行くような様子でした。

そんな彼は、法隆寺にひとりあそんで、いにしえの数多くの人々のぬくもりや息吹が感じられる土塀や柱にそつとふれては遠い昔に想いを馳せ、何を思い、その人々と何を語り合つたのであろうか。

そんな彼はもういない。人の命のなんとはかないことか。今だに信じられない気持ちです。

かつては人生五〇年、今でこそ七〇年、八〇年と言いますが、私たちには人生として定められた時間というものはありません。その時その時がすなわち人生というものでありましょう。だとすれば、より良い人生、悔いのない人生を築いて行くためには、今を、その時々を良く生きると言うことになりましょう。

彼は、まさにその時その時を真剣にそして真面目に生きて素晴らしい人生を歩んだものと思います。

彼のそんな気持ち、生きざまを鏡として私も一生懸命に生きて行きたいとあらためておもうことです。

野間口君、どうぞ安らかに眠りください。

合掌

野間口行正君の思い出(大学・国文研の恩師)

鹿児島大学名誉教授 川井 修治

野間口行正君が鹿児島大学に入学してきたのは昭和三十四年、丁度第一次安保闘争―三十五年にピークに達した―と言はれる学園騒動の走りが始まりかけた頃であつた。

野間口君は、伊集院高校時代に関根康弘先生(故人・国文研会員)の薫陶を受けた関係もあつて、入学当初から私が顧問教官をしてゐた「鹿大社研(名前はともかく、実質はアンチ・マルクシズムの研究会)」に迷はず入会し、左翼学生の暴慢な振舞いに対して、それこそ身体を張つて対決した仲間の一人であつた。あの頃助教授であつた私自身も、左翼学生のピケを突き破つて教室に入り、平常通りの講義を続けた記憶があるが、彼ら「鹿大社研」グループも、一期上の湯通堂義弘君、南正人君や同期の葉丸保樹君、相良守一君らと共に野間口君も、学生大会で執行部に対案を突きつけて論争するなど花々しくやつたらしい。後年この頃の教へ子諸君と会ふ機会があると、必ずその頃の武勇伝が語り出されて、今となつては楽しい思い出になつてゐる。

私の勝手な観測であるが、この期前後の諸君と、それから約十年

後のいはゆる大学紛争期の教へ子諸君達は、平穩無事な時期に学生生活を送つた諸君とはいささか違つて、格段に友情が篤く、團結が強いといふことである。つまり彼らの思想修練とは、単に本を読んで考へるだけに止らず、場合によつては暴力も辞さない生身の相手が四六時中身近を取り巻いてをり、自分の全存在を挙げてこれと対決せざるを得ない状況下におかれてゐたからであらう。思想と実践とが密着せざるを得ない立場に置かれてをり、この試練をくぐり抜けた者が堅い信念を把持し、篤い友情に支へられるやうになるのは蓋し当然だと思はれるからである。野間口行正君も、家庭の教育や薩摩の氣風などいろいろの要因もあらうけれども、この大学時代の経験から堅い信念を心中に包蔵する「さむらひ」の一人になつたのであらうと、つくづく懐しく思ふことである。

野間口行正君の性格上の特質は、誰しも認めるやうに無類の卒直さにあつたと言へる。はつきりした物言ひ、これについて彼は「少々吃る癖があるので、努めて大きい声を出すやうにしています」と言つてゐたが、さういふ形の上のことだけではなく、彼の心そのものが虚飾や弁解を知らない幼児のやうな素直さに満たされてあるといふことである。それについてのエピソードを二―三記してみよう。

入学した当初の彼が私の家を訪ねて来る時に、決まつて門の外から大きな声で「川井センセイ」と呼ばはる癖があつた。これで彼がやつて来たことが一発で判る仕掛ではある。しかしそれが度重なるので、さすがに家内も辟易して私にかう言ふのである。「あれは高校生同士が友達を訪ねる時の呼び方でせう。隣近所もあることだし、野間口さんも大学生になつたからには、もう一寸大人にならな」と……と。「それもさうだ」と私も思つたので、次に彼が訪ねて

来た時にこの家内の苦情を伝へ、「人を訪ねる時には、先づ玄関の扉を叩いて中に入り、それから『御免下さい。野間口です』とやるもんだ。それが大人のマナーだよ」と諭してやつた。すると彼はハツとしたように顔をこは張らせ、ペコンとお辞儀をして「すみませんでした。気が付きませんでした。これから改めます」と大きな声で答へたが、この時の彼の何ともしほらしい姿を、私は今もほほ笑ましく思ひ出すことである。

これも学生達を拙宅によんで、焼酎をくみ交はしつゝ談笑した折のことである。私はふといたづら氣を起こして、いきなり野間口君に「野間口、お前さんはヤボの男だなあ」と、一発かましてみた。彼も一寸驚いたのか、目玉をぐるぐるつと廻しながら「へえー僕がヤボな男ですか。へえー」としきりに頭をかしげてゐる。してやつたりと私が「だつてお前さんは日置郡東市来町養母の生まれぢやないか。だからヤボの男と言つたんだよ。」と種子明かしをすると、途端に彼は相好を崩して「ああなるほどさういふ意味ですか。それなら確かに僕はヤボの男ですな」と相槌を打つ……そこで満座は大笑ひとなつた。普通の男ならなにがしかの不快感を表情や動作に現はすところだが、彼にあつてはまさに天衣無縫、どんなことでもトゲを含ませず、笑ひの中に包んでしまふのである。この天性の無邪氣さが人の心を和め、友人達にも好かれる所以であると、つくづく思つたことであつた。

もう一つエピソードを加へさせてほしい。あれはもう二十数年も前のことだが、阿蘇だつたか雲仙だつたかの「国文研・合宿教室」で、すべての日程を終へて数名の仲間がくつろいで談笑してゐた時のことである。野間口君もその中の一人で、室内電話を取り上げて

何やら話こんでゐた。多分明日帰る鹿児島のご郷にでもかけてゐるのであらう。その中でしきりに「オカチャン、オカチャン」と大声で呼ぶ声が耳についた。例によつて喧し屋の教師根性の抜けない私が、「野間口よ、三十面を下げてオカチャンはないだらう。せめてオカアサンとでも言つたらどうなんだ」と注意すると、彼は澄ました顔で、「なにしろ小さい時からこう呼び慣れてゐるんで、かう呼ばないと気分が出ないんですよ」と答へるのである。「それぢやあ野間口の精神年齢は十歳頃から少しも成長してゐないんだな」とやり返すと、「ええその通りです。世間の事柄は別として、親子の間柄は年齢には関係ないんですよ。親は何時まで経つても親で、子は何時まで経つても子です。その点では精神的成長が止つても、一向にかまわんです。」と全く動じない。降参したのは私の方である。「参つた、参つた。その精神的成長の停止こそが、野間口よ、お前さんの貴重な財産だよ。」と妙な慰め方をしてその場は終つた。しかしその時に内心では「野間口は本当に可愛い奴だ」と思つたことが、その時の情景を思ひ出す度に、心に蘇つてくる。

卒業後、上京してからの野間口君については、時折の挨拶状のやりとりと、「合宿教室」で言葉を交すぐらいで詳知してゐない。しかし彼の持前の卒直さとカンバリズムで、仕事はよくこなし人間関係もうまくやつてゐることと、信じて疑はなかつた。同志達との交流にしても、献身的に力を尽くしてゐると聞いて、「さすがはわが教へ子」と誇らしく思つたこともあつた。ただ一つ心に残るのは、もう十年以上も前のことだが、西洋史学会の大会が厚木の東海大学で開催された時に、丁度厚木在住の福田忠之君宅に一泊したことがあつた。大会を終へて福田宅に赴くと、思ひがけなくも野間口君の

顔が見えるではないか。私が泊るといふので、福田君が特に親しい同期の野間口を喚んでくれたのであらう。その夜は三人で思ひ出話が弾み、果ては福田君が得意の「串木野さのさ」を、野間口君が、「妙円寺参り」を、私も若い頃の軍歌や戦時歌謡を高唱して時のたつのを忘れるぐらいであつた。帰るさいに新宿で別れる時、野間口君が「先生今度上京される時には私の家に泊つて下さいよ。先生と語つたり歌つたりすると、元気が出ますから……」としみじみとした口調で言ふ。私も「うん、それは有難いな。今度は君の家に泊つて、夫婦和合の度合ひを点検してやらう。」と約束したことだつた。しかしこの約束は野間口君が思ひがけなくも急逝したために、つひに果されることなく終つた。年老いて生き残つた私にとつては、この約束が果せなかつたことが、今も一つの心残りである。

私が歴史を専攻するから言ふのではないが、民族の歴史といふものは、その民族に含まれる無慮無数の同胞達―現世の人々だけでなく、過去の人々も含めて―無限数の生の営みが、一つの広大な因果の連関をなして未来に及ぶものであると考へてゐる。例へば目の前にそそり立つ巨大な城壁の姿を思ひ浮べてほしい。その壁面には大きい石、中ぐらゐの石、小さい石がびつしり積み込まれて、お互ひを支へ合ふことにより城壁をどつしりと安定させてゐる。これを歴史の相貌にあてはめると、その大小様々の石がそれぞれの人の営みに当り、城壁の石と石の間に働く力学的関係が、人と人との接触によつて生ずる相互依存の關係に当ると私は考へてゐる。とすれば民族の子たる我々は、たとへ城壁の小さな石のやうに、影響を及す範圍は限られたものであるにせよ、民族の運命を支へるために誠心誠意己れの職責に励み、心を尽して同胞の融和と協力のために献身す

る……これが民族の一員として生を享けた我々の天与の務めではないであらうか。勿論、人の世の中は複雑である。中には犯罪ををかして、民族の運命に唾を吐きかける不心得者が現はれたとしても不思議ではない。しかし民族の歴史の悠久の流れは、かうした善因果、また悪因果とも等しく広大な因果の連鎖の中に包み込んで、そこに靈妙な淘汰作用を加へつつ、坦々として流れて行くものである、と私は観察している。

野間口行正君は、この民族の子としての務めを誠実に果し終へて心安らかに生涯を終へたと私は信じてゐる。君の持前の卒直で明るい天性、そして営々として努めて止まない勇猛心、後に残された奥さんやお子さんや弟妹など縁者の方々、職場の同僚や部下の方々、縁を結んだ同信の友等の間に、爽やかな印象——これぞ私の言ふ同胞間の相互依存の好ましい影響力に外ならない——を残して逝つたと私は確信してゐる。「良き教へ子」であつた野間口君のご冥福を、心からお祈りしたい。

野間口さんを偲んで（高校時代の恩師の奥様）

関根 八重子

伊集院高校の生徒会の基礎を築いたのは、行正さん初め役員の精魂こめた足跡であると信じます。

年中行事其他を生徒会に委ねられ計画運営に當つて、連日連夜まで練りに練つた案と承つて居ります。

無心で取り組み報告アドバイスを受けに校内の宅に立寄りられ、疲れも手伝つて一杯のレモンティーが四十年後も美味しかつたと云つ

て下さつたのが嬉しく思ひ出されます。

夜道を意気揚々とオンボロ自転車で帰られる姿は頼もしく感じられました。

教員組合の盛んな折先生方が赤鉢巻で来られれば、自分達は紫鉢巻で教室に行く元気な生徒さんでした。頼りになる青年でお気に入りの一人でした。大学受験は寒い時には駅から自宅が遠いので、宅で夜行列車の時間迄休んで行くことになり、銚ノ原さん、野間口さん、主人と当人達の気分をほぐす為冷泉につかり神社参拜をして、又当人達は弁当と本二、三冊といふ簡単な準備で出かけられました。さすがに主人も試験場で寒いと答案も思ふ様に書けないからと、自分のチョッキと靴下をそれぐ持たせて駅まで送つて行きました。今では考えられない対応で生徒に対する気配りだつたと思ひます。それぐ卒業してからは、相撲の最終日が集ひの日で、飲みながら友らと語つてをられる様子が一番楽しいひとときであつた、と今思ひます。

野間口さんは、話が弾み酔が廻ると十八番の妻を娶らばと歌が出るのが、一番皆が喜ぶものでした。

霧島の研修の折、必ず立ち寄つて下さりお話を聞きするのが楽しみでした。私たちの子供が帰ってくるやうな心地でしたが、今思ひ出だけが残ります。天命とはいへ勿体ない方を召し上げられ、現世には必要な方ですのに残念です。

御冥福をお祈りします。

想い出(新技術事業団)

江崎 康彦

其の一

私は、昭和三十八年七月から新技術開発事業団にお世話になって
いるのだが、最初に配属されたのは、開発部第二課であった。その
時、大先輩(実際は三か月)的な態度で悠々と仕事をしていたのが
野間口君であった。私は事務処理に疎く、常々彼に教えを請うこと
が多かった。そのためであろうか、のちになって彼いわく、
『わたしは、江崎さんの先生ですよ。エヘン』と。

其の二

夏の暑い日の夕暮れ時、人気がない事務所の中で熱心に読書に
耽っている彼の姿があった。読んでいる書物は、彼が夏のボーナス
を全部はたいて買ったという極東裁判に関するものであった。彼は
この事件について大変興味をもっていたようであり、この裁判に関
して彼いわく

『極東裁判は間違っています。勝者が敗者を裁くのは、勝者の驕り
でしかありません。』と。

其の三

彼とは、同じ九州の出身ということで、よく雑談に花を咲かせた
ものである。彼の名前のことで、

『行正という名前は、正しい道を行くということでしょう。』との
私の問に対して彼いわく、

『行くことが常に正しいということです。』と。
彼の人生、まさに彼の言葉通りの生き方であったなと想い出に
耽る今日この頃である。

野間口行正さんの想い出(会社の同期生) 井上 邦弘

野間口さんと初めてお会いしたのは、昭和三十八年四月一日、新
技術開発事業団新入職員の同期生六人の一人としてでした。

六人の中で、私達二人だけが九州(鹿児島と福岡)出身というよ
しみもあり、また当時虎の門第五森ビルにあった事務所から新橋駅
まで、お互いに歩いて通勤することもあって、入社早々、二人で飲
み歩いているところを、先輩の女子職員の方達に見つけられ、その
後も何回となく話題にされたのが、昨日のこのように思い起され
ます。

その後、野間口さんとは公私に涉って縁があり、三十余年の間、
数多くの想い出があります。まず「公」の方では、入社早々、同じ
課に配属され、その後も何度か一緒に仕事をし、相互に口角泡を飛
ばして議論することもしばしばありました。また、野間口さんの病
が重くなり、入院を繰返されている時も一緒に仕事をするなど、
縁の深さを痛感しております。

次に「私」の方の縁ですが、野間口さんとは、三鷹市中原にあり
ます、事業団の雑居宿舎で、昭和三十九年から四年余の間、お互に
襖一重の二階六帖間で隣り合せの生活をしました。(一階は矢野倉
様御一家が住んでおられました。)

三鷹宿舎時代、どちらが先にこゝを卒業(結婚)するか、時々話

題になりましたが、一度、私達二人に縁談らしきものが舞い込み、すぐに駄目になりました。その訳を後で聞きましたところ、その話を持たれた近所のおばさんが、私達二人の出身地を聞き「九州の男は、家で威張ってばかりで何もしない。私は亭主で苦勞しているので、相手の方に同じ苦勞をさせたくない」ということでした。私達は、この話を聞いて、二人で大笑いしたことを覚えております。

野間口さんは若い頃から、仲間と酒を飲むのが大変好きでした。若い頃は酔払うまで徹底して飲むことが多かったのですが、何時の頃からか、酒量をひかえるようになられたと思います。また、タバコもピタリと止められました。意志の弱い私としては、たゞ敬服するのみでした。

人一倍御家族を大切にされ、仕事を愛し、誰からも親しまれ、故郷を誇りとし、また、彩の国埼玉をこよなく愛しておられた野間口さんの早すぎる旅立ちが残念でなりません。

野間口行正氏を偲んで（高校の同期生） 本田 寛

野間口氏は故郷との繋がりを大切にする人でした。

私は高校、大学、職場を野間口氏と同じにする者でした。

高校時代は、机を並べて学んだ仲です。

一年遅れて恐れ多くも同じ職場に就職するために、上京したとき親身になって喜んでくれたことを、昨日のことのように忘れることができません。その後お互い単身赴任の期間を除いて、常に同じフロアで顔を合わせてきた三〇年でした。大所帯の職場ならともかく、少人数の職場の中で、公私ともに面倒を見ていただき大変お世

話になりました。

野間口氏との付き合いは約四〇年間でした。私は人生のかけがえのないパートナーを失い残念でなりません。

私達は昭和三四年三月鹿児島県立伊集院高校を卒業しました。毎年十一月に関東地区の同期の同窓会を催しています。男女合わせて三〇名近く出席します。この会は、最初に野間口氏が音頭を取り昭和三九年東京オリンピックの年、新宿御苑の緑寿司で開いたのがスタートでした。昨年十一月一七日新宿で開催し皆で野間口氏を偲び合いました。

私達の故郷は、JRの西鹿児島駅から熊本寄りに二〇分ほど行った東市来町です。毎年四月、関東地区の東市来町出身者が目黒の三州クラブに集まり、地元からも関係者に出席いただき県大会を開いています。野間口氏はここでも幹事として会のご運営に当たり、会を盛り上げてくれました。今年、四月六日に開かれ関係者一同野間口氏を悼みました。

野間口氏が尊敬していた人物の一人は、親鸞上人だと思います。

平成三、四年頃、野間口氏と私は、私が住んでいる茨城に上人縁のお寺が数多く点在しているので、一緒にお寺参りをする約束をしておりました。しかし、この約束を一度も果たすことができず悔やまれます。今となつては遅いですが、折りを見てお寺参りをしたいと思つています。そして帰鹿の節、墓参らせていただき報告したいと考えています。

「ほや（海蛸）」。三陸海岸特産の、左党には殊の外愛されている「肴」である。くせが強く、秋田生れの小生も、酒を飲むようになる前は、とても食える代物ではなかった。

この「ほや」を薩摩生れの野間さんに食べさせたのである。いっしょに外勤した帰りに上智大学近くにある赤提灯に案内した。魚屋が経営しているので生きのいい肴が出る一杯飲み屋だ。

癖があることを断って「どうだ、挑戦してみるか」とけしかけると「オーツ、喰う、喰う。ウン、何事もチャレンジ精神だ」という。酔物の物にして出してもらったところ、案の定、「ウツ」と目を白黒させて飲み込み兼ねている。酢と醤油を足して再挑戦してもらったが、「これはもうダメ、ダメ、ウン。東北の人間はよくこんな物を喰っているな。俺はもういい、君が皆んな喰え、ウン」と。

野間さんは大抵の下手物といわれる肴を食べていたように思うが「ほや」だけは喰えなかった。「東北の人は、あんな物をよく喰っているな」と、のちのち事あるごとに言われた。

酒が適量入ると、野間さんのお国の自慢と嘆きが始まる。キビナゴの刺身、つけあげで焼酎をやるのが一番。焼酎は、酒量に合わせて水で割り、黒じよかで燗をつける。地物の著焼酎なら堪えられない、と何度聞かされたことか。

そして、幕末から明治にかけて薩摩の有為の若人が大勢死んだ。死に過ぎた。このことから薩摩の低迷が始まり、今日の貧乏県鹿児島につながった、と嘆いていた。

薩摩をこよなく愛した憂国の志なのです。

身体の不調を感じ始めた頃だったろうか。「前立腺肥大の疑いがあって、検査のため入院する。その間は酒を飲めないからいっしょにやろう」という。入院の前日のことだった。「普通の軽い検査だよ、心配ない、ウン、心配ない」と痛飲してしまった。

その検査が終り、出勤した日に「おーい、出てきたぞ」という威勢のいい声に促されて「退院祝い？」でもないだろうが、また一杯やることになってしまった。仲間とワイワイやるのが好きだった野間さんことだから、二週間余りも入院していると「赤提灯禁断症状」が出てしまったのだろうか。

薬が出されているというので、酒を飲んで大丈夫かという心配をよそに、「医者から酒を禁止されてはいない。ウン、禁止されてはいない。大丈夫、大丈夫だよ、君、ウン」と意気盛んに、かなりの量を飲んでしまった。

それが、野間口さんこと野間さんと小生の最後の酒となつてしまったのです。

野間口行正さんの思い出（小・中・高の同級生）

銚之原 善章

拝復

ご主人、行正君のご逝去をお知らせ下さいますお手紙、まことに有り難うございました。

亡き行正君には、心底からご冥福をお祈り申し上げます。

奥様、お嬢様には、最愛のご主人、お父さまを亡くされて、どんなにかお悲しみのことかと拝察し、心からおくやみ申し上げます。

実は、行正君のご逝去については、つい最近、関東の方に住んでいる同級生の旧姓鉾之原すみえさんからの電話で知りました。その時は全くびっくりして言葉もありませんでした。この夏（七月中旬）頂いたお葉書では、休職して病氣療養に専念しているとのことで、思い切って休職したけれども、中途半端に出勤、休みを繰り返すよりもこの方がよかつたとあり、病名として脊椎性の筋・骨痛とあり、これほど重病であられるとは全く思っておりませんでした。

ただ三年くらい前に、福井に遊びに来て頂いたことがありますが、その時の様子から、もしかしたら近い将来大きな病氣にかかれるかもしれないと感じ、それ以来、お便りする度に、身体にはくれぐれも氣を付けて下さいと書き、案じておりました。

それにしても五十五歳で亡くなられるとは、あまりにも若すぎます。行正君には、やりたいことが未だ沢山あったでしょうに。本当に残念無念です。全国の仲間の方々のお歌を拝見致しましたが、行正君が皆さんにどんなに敬愛されていたか、そして、この早すぎる死がどんなに残念がられ、惜しまれているかが分かりました。

行正君とは小学校から高校まで、同級生であり、その間ずっと親友でありました。特に、高校時代、共に関根先生に師事し、天下国家を論じ合う同志でありました。ただ、大学に進んでからは、私の方が禅・仏教や西洋哲学との接触によって、考え方が少し変わり、関根先生の教えを恐らく一貫して守り通される行正君とは進む方向が少し違ってしまい少し疎遠になりました。

根本的には以上のようなことですが、長い間疎遠になつてしまつたきつかけとしては次のような出来事がありました。

私が確か大学一年の時だったと思いますが、夏、女子を含む親し

い同級生六、七人で重富の海水浴場にキャンプに行つたことがありました。その時、突然、行正君に絶交を言い渡され、啞然としたことがありました。何故絶交されなければならないのか、私にはよく分りませんでした。ただ、その時、行正君は関根先生のお宅からキャンプ場へ直行して来たと言っていましたので、先生のお宅で何かあったんだなあと感じました。その少し前、私は先生に手紙を差し上げ、その中で、確か、当時悩んでいた深い不安感或いは虚無主義的な気分（ニヒリズム）を如何にして克服するかということが自分の今一番の問題であるというようなことを書きました。それで、そのことで、先生が、或いは、行正君が、もはや鉾之原は自分たちの同志ではないと判断されたのかも知れませんが、ともかく、親友に突然絶交を言い渡されて、自分がどんな悪いことをしたのだろうかという思いもあり、大変寂しい気持ちになると共に、深く傷ついたことをおぼえております。あの時何故絶交されなければならなかったのかをいつか問いただしたいと思っておりましたが、それももうかなわぬことになりました。

ただ、今振り返って考えて見ますと、あの『事件』は、行正君と私との関係にとつては大きな不幸な出来事であつたように思います。それはともかくとして、行正君は、人生をその最後まで自分の信ずる信条、信念を貫いて生きてきたということは、本当に立派だつたと思います。見事な人生であつたと思います。ただ、もう少し身体のことを気づかってくれたらよかつたのにといい思いは残ります。しかし、それも遠い所から毎日通勤し、しかも、仕事が大変であつたということがしからしめたことでありましょう。

奥様は今、言いようない寂しさの中で暮らしておられるとのこと

ですが、まことにお気の毒に存じます。しかし、時がきつと救いをもたらしてくれるものと信じます。一日も早く心の平安を得られまじよう祈っております。奥様にはこれからまだ長い人生が残っていると思います、亡きご主人のためにも、お子様のためにも、勇気を出されて強く生きて行っていただきたいと存じます。

私は福井に来て今年で十七年目です。教員をやっております。(教科としては哲学と心理学を担当し、その他、カウンセラー、就職担当、クラブ顧問等もやっております)が、三年前からは事務の仕事(大学事務局図書課長)もやるようになり、しかも事務の仕事が生活の中心になり、大変多忙な毎日を送っております(特に昨年の春から図書館の大改造に取り組み、ほぼ完成しましたが、なおコンピュータ・システムの構築に手間取っております)。ただ、幸いなことに、身体だけは十分に健康を保っております。若い時から三十年代ランニングを続けていることと朝出勤前室内でちよとした運動や柔軟体操を続けていることが、効いているようです。妻も同じ学園内の附属高校と専修学校で国語を週二十時間程教えております。子供は残念ながらおりません。

奥様は、高校時代、私の妹の宏子と友達であられたことをおぼえています、宏子はジャカルタで元気に暮らしております。二人いる子供の内、三十歳近くになる娘はもうすぐ結婚する予定です、二十五歳位の息子は日本の大学に留学して来ています。

兄上の浜田康助君はお元気でしょうか。どうぞよろしくお伝え下さい。

ところで、ご病氣中お見舞にも伺わず、また、ご葬儀にも参上せず、まことに失礼を致しました。せめて直ちにお伺いして仏前で礼

拝すべきであります、遠方のこと故これにもすぐにはかえません。どうかお許しください。いつかまたお参りさせていただきます。ひとまず、同封のもので私の代わりに仏前にお線香を手向けて下さいますようお願い致します。

奥様は確かお若い時に書道をやっておられたと思いますが、さすがに大変美しい文字でお手紙をお書きいただいています。しかし、私は書は大変下手でありますので、ワープロで書いてお手紙を差し上ることをどうかお許し下さい。

私は思うところがあつて少し前からインドの古い言語バーリ語の原始経典を読んでいます(最近忙しさにかまけて怠つていますが、最後に、その中にある次の釈尊の言葉を挙げさせていただきます。……)

「……サーリプッタは入滅したのである。アーナンダよ、生じたもの、存するようになったもの、造られたものである壊れ滅するものを壊れ滅しないようにしようとしても、そのようなことがどうしてできようか。そのような道理は存しないのである。それ故に、アーナンダよ、自己を洲(しま)とし、自己を依拠(よりどころ)として、他を依拠とせず、真理を洲とし、心理を依拠として、他を依拠とせずに住せよ。」

(この言葉は、釈尊が、最愛の弟子、サーリプッタ(舍利子)の死に際して、嘆き悲しむアーナンダ(阿難)に対して語ったものとされています。仏教は、一切万物を貫き、一切万物がそれの現れであるような、言わば、永遠のいのちたる「真理」(Dhamma sacca)を説いていますが、それこそが真の自己であり、それを依拠として生きよと説かれています。このような仏教によれば、生も死も喜び

も悲しみも永遠のいのちの中での出来事ということになります。道元禪師は生も死も尊い仏そのものだととして、「生死は仏の御いのちなり」と言われました。」

厳しい寒さに向かう折柄、どうかお身体をお大事にお暮らし下さいますように。

平成七年十二月十七日

敬具

野間口ユキ子 様

野間口行正君の思い出(大学・国文研の先輩) 上村 和男

友と歩みし道

共に歩みし道なけば

我が友は逝く

ま夏日の暑さ厳しき

昼さがり友みまかりぬ

ま闇なすさなか

悲しみこらへつつ

み友らに報す この悲しみを

野間口兄がこの世を去りて、はや一年になる。今夏も暑い日が続き、頻りに彼のことを思ひ出される。

「やあ、今日は、上村さん!! 相変らずお元気ですね」と腰を少し屈めて、前傾の姿で、白い歯を覗かせて、ニコニコと笑顔で近づいて来て挨拶する彼の姿が目につく、消えることがない。先日も大宮駅で、後ろ姿があまりにも似てゐるので、まさかと思ひつつも声をかけさうになつた。

彼はいまだ私の脳裏から消え失せてゐない実直な嘘のないすばらしい人間であつた。

彼との出会ひは、昭和三十五年第五回合宿教室が雲仙で開催された時であつた。彼が大学二年生で、安保改定で日本中が揺れてゐる年であつたと思ふ。

「鹿大の社研の後輩です」と近づいて挨拶を交したのが初めてであつた。社研といふのは、鹿兒島大学の学友会の中の学内団体で川井先生(当時助教授、現・名誉教授)を顧問に迎へ、先生を中心にして日本の文化伝統と社会科学を比較し、人間の面から社会科学的思考を批判する全国でも珍しいマルキシズム系でない唯一の学内団体であつた。前身は、新文化会と稱し、昭和二十九年、私が入学して間もなく作つた任意友好団体で、日本の国のことを考へる新入生を集め、川井先生の家で毎週勉強会をしてゐたが、私が属してゐた社研に後継者がゐなくなり、私とそのキャップになり、社研の中味を国文研の考へに近い会にし、国文研の第一回霧島合宿の母体となつた。湯通堂兄をはじめとして多数の人材が育つた。野間口兄もその社研に入会して、合宿教室に参加したのだと思ふ。彼と初めての出会いでどんな話をしたのか思ひ出せないが、彼も少し緊張してゐたのか、少しどもり口調であつたことが印象に残つてゐる。

野間口兄は昭和三十八年大学を卒業して新技術開発事業団に入社して東京勤務となつた。此頃から彼との心の交友がはじまつた。

昭和三十五年、興風会主催の慰霊祭に参加して、東京には学生を集めての会合が何もないとの私の余計な発言から、当時学生であつた行武(東洋大)・国武・福島・山本(資)・小幡(早大)・柴田(中大)や坂東(アサヒビール)・小縣先輩(三菱重工)・松吉先輩(安

田信託)に声をかけ、国文研の事務所で読書会を開くはめになつてしまつた。会の運営も中々うまくゆかなかつた。その中、しきしまの道創作と共同研究の会になり短歌創作を中心とした会になつた。

昭和三十八年に柴田君(中大)を中心とした学生による「東京八日会」が発足した。当然野間口兄も参加するやうになり、そこでは黒上先生の聖徳太子の御本を輪読し、帰りには、酒を飲みながら気炎をあげて、国の将来や職場の話し、合宿教室の話し等をしてゐたが、次第に規模が大きくなり、東京八日会は学生のみで輪読会になつた。これを契機に、若い戦後の国文研合宿教室卒業生は、国文研の相続体制を考へねばならない状況になつて来た。それには若いOBが結集しようといふことで昭和四十二年に「若いグループの会」を作り、全国の若いOBの研鑽の場となつた。毎年アサヒ・ビール、葉山寮で、岡山から三宅君、北陸から岸本君、九州から小野君等が参加し、二月十日前後の建国記念日を中心に勉強会を開き、研究発表をした。これも五回で終つたが、内容のある会であつた。その中で、野間口兄は積極的に参加して、パウル判事の東京裁判についてすばらしい発表をしてをる。

そこでの文集の編集等に彼は黙々として、仕事の忙しい合間をみて手助けしてくれた。実に得がたい友であり、心の支へとなつてくれた。

昭和四十九年には、東京の若いOBが、世間に我々の思ひを発表し少しでも日本の国を良くしようと、明治記念会館で、「日本と日本文化伝統を守る会」の主催で、約百名の聴衆を集め、中国問題(山内健生)、教育問題(大岡弘)、歴史観(奥富修一)、天皇について(青山直幸)、若い世代の考へを訴へた。初めての対外活動であつたが、

その折も、野間口兄は、ピラ配りや設営等に積極的に活動して、講演集を文集としてまとめてくれた。

その編集後記に「これらの論文のいづれも、祖国日本の運命の羽翼を荷はうとし、また祖先の方々がそれこそ血のにちむ思ひで築き上げ伝えてこられた歴史伝統を継承しようとする真摯な努力のあとが発露されてゐることを思ひます」と述べ、「我々は今後更に研鑽を重ね学んだこと、体得したことを更に広く訴へてゆかうと決意してをります。」と結んで、彼の並々ならぬ決意を聞く思ひがする。

また国文研を引継ぐ体制は我々の努力の積み重ね以外ないと「十人」会を起し、我々の手で資金を集め世間へ訴へることをしようとの燃えるやうな思ひが「若竹会」につらなる契機となつたが、昭和四十九年には、止むを得ない事情で、二年間に及ぶ会も消滅してしまつた。これは全て私の責任であるが、その折も、野間口兄は陰になり日なたになつて助けてくれ勵してくれた。そのいぢらしい程の気持ちに甘えてしまつたことも、今は思ひ出となり、彼が側に居てくれたらと淋しさ一入である。

昭和四十九年四月から、山内君を中心とした「国の息吹」の会が若いOBを中心に毎月一回研究発表会として開かれ、発表論文を刷紙に(ガリ版)するといふかたちで約六年間に亘つて行なはれた。

若い諸兄が発表した論文に混じつて、野間口兄の宮沢憲法を批判した文章、日本共産党の憲法構想批判や大嘗祭についてのものがあるが読み直してみると、彼の情熱と真摯な心をあらためて感じとることがができる。

四士会(毎月第四土曜日に聖徳太子の輪読を行ふ会)を藤井君から引継いでからは、毎回、連絡の葉書に自分の思ひを簡潔に述べて

くれ、実にすがすがしい気持ちになったことも暫々であった。

亡くなる約一年前の平成六年九月の四土会の連絡の葉書に次の文と歌がある。

「先日長島秀男海軍技術中佐（終戦時に寺尾博之氏と油山に自沢された人）の顕彰碑を訪ねました。秩父郡横瀬町の『妾の池』のほとりであり、明治百年を記念し、町民の有志の方が建立され、中佐が口づさんでをられたといふ『夕空晴れて』の歌詞も刻まれておました。」そして野間口兄の歌をそへてあつた。

○秩父出身の同僚に碑のこと語ればありかしのせし地図をたまひぬ

○その地図をたよりに秩父路訪ぬれば湖のほとりに佇ませり

○村人は中佐をいかに慕ひしか碑の文見て勲し偲びぬ

○「故郷の空」の童謡唄ひてふか大人のおもかけ録しありけり

四土会には、時間の都合で中々出席できなかつたが、聖徳太子の御本の読み極はめんとの気迫が彼と会ふ度に感じられた。

以上が野間口兄が上京して以来、私と共に酒を汲み交しつ、共に歩み友情をあたためて行つた姿である。その彼も今はゐない。いつも、会ふと、云ひたいことを云ふ私であつた。それを黙って聞いて逆らふことのない友であつたが、ある日突然に私が「国文研を辞めようと思ふ」と話した折は物凄しい形相で、「それは間違つてゐます。その言葉は受けられません」ときつぱり云ひ放つた。その彼の言葉が、私を今まで支へてくれたと思ふ。

今頃は天国で、私に向つて大きな声で、これまでのウツブンを晴してゐるかも知れない。

君との思ひ出を書くなどとは思ひもよらない無念としか云ひやうがない。

友よ！野間口兄よ、本当に有難う。

第四十一回合宿教室で君を思ひつ詠みし歌

君を偲びつつ齋庭べをつくる

○幾年も齋庭べづくりにはげみ来し君はいまさず淋しさつもの

○友どちとつくりし今宵の齋庭べにみ祖先と共に君も来まさむ

○齋庭べで会へると思へばうれしさのこみあげて来る姿見えすも

平成八年八月十八日

野間口兄の一周忌の命日に

三つの思ひ出

国武 忠彦

野間口さんに初めて会つたのは、昭和四十年ごろでした。野間口さんが二十三才、私が二十五才ごろだつたと思ひます。なんだか、あのころは始終会つてゐて、会ふときはいつも福田さんがゐて、三人が会へば必ず酒を飲み、薩摩弁がでて、面白いやうに話が進み、それは楽しかつた。相性がよかつたのか、すべてスーと通じ、私は自分に似てゐる人だなあと、思ひました。

野間口さんといへば、すぐ思ひ出すことが三つあります。一つは道元のことです。会つて話し出すと「正法眼蔵」の言葉が次々と出てきて、ああ野間口さんは道元が好きなのだなあと、思ひました。今になつて私もやつと道元を少し読むやうになつて、野間口さんのところが分かるやうな氣になりました。

つぎに、思ひ出すのは「東京裁判」のことです。夢中になつてその誤りを正すのを聞いた。私もそれほど関心のない時でしたので、道元と「東京裁判」についてはどの書物よりも野間口さんから聞いて

た話が印象に残つてゐます。

最後に思ひ出すのは、食べ物の中で、「あくまき」です。お母さんが作つて送つてきたので、食べるといふので、もの珍しく、竹の皮をめくつて食べた、あの味が忘れられませんか。

私には、野間口さんが亡くなつたといふ気がしません。いつでも会へる、親友だと思つてゐます。

野間口行正さんの思ひ出(大学の同期生) 葉丸 保樹

野間口さんと私は、鹿児島大学の文理学部と一緒に入学し、三回生のときには一緒に法律を専攻しました。クラブ活動でもたまたま社会科学研究会(社研)に入り、四年間一緒に学びました。「社研」には中途入会者、脱会者がたくさんありましたが、卒業まで苦楽を共にしたのは野間口さん一人でした。当時いろいろな事を語り合つたり、一緒に例会の議事を進めたり、合宿に参加したりしました。またコンパではお互ひに軍歌をよく歌つたものでした。

野間口さんは温厚な一面、かうと決めると頑として動ぜず、強い信念の持ち主でした。

当時学内は全学連の思想行動が主流を占めてゐて、考へが対立ししばしば討論したものでした。さういふときには、野間口さんも口角泡を飛ばして議論してゐたことを思ひ出します。

「社研」は川井修治先生(当時助教授)が顧問をなさつてをり、例会では我々新入生の考への至らないところを指導して頂き、特に私は強い影響を受けました。

一年先輩には湯通堂さん、江口さん、七夕さん、南さん、別府さ

ん、鳥飼さん達がをられて毎週の例会でも活発でした。野間口さんは、先輩の受けも良く、頼りにされてゐたと思ひます。野間口さんとは例会で言ひ争つた記憶はなく、先輩方が卒業された後、協力して例会の運営に当りました。

毎年夏に開かれる国文研の合宿にも一緒に参加して「日本の文化・伝統」に触れさせて頂き、「日本の文化・伝統」について考へる機会を頂き、良き学生時代であつたと思ひます。合宿から帰つてきて、黒上正一郎先生の御著「聖徳太子の信仰思想と日本文化創業」を例会で輪読するやうになりましたが、野間口さんが一番熱心であつたと思ひます。

大学を卒業して社会人になつてからも国文研活動に活躍されてゐたことは「国民同胞」に折々に掲載される記事で知りました。卒業後はすれ違ひで会ふ機会がなかつたことは残念なことです。野間口さんは学生時代から何事にも真剣で信念の人であり、生涯その信念を貫き通されました。この度、兄の遺稿集が編纂されると聞き、野間口さんの与へた影響力の大きさをあらためて知りました。精一杯生きた野間口さんを偲び一文書かせていただきました。

野間口兄を偲ぶ(野間口ユキ子様宛) 黒木 林太郎

鹿児島春はそこまで来てゐるやうです。先日、所要にて指宿まで出かけた折、人家の梅の花と池田湖のほとりの菜の花の七々八分咲きが見られました。

昨年暮れには丁寧なお手紙を頂きながら返事もできないまま過ぎてをります。申し訳ありません。私も仕事に追はれて過ごしてをり

ますがそんな時ふと野間口君のことを思ひ出しては、もう彼はゐないのだ、と気づき深い思ひにとらはれ、彼との思ひ出が次々と浮んでまゐります。

高校時代（クラスは同じではなく隣のクラスでした）の関根先生のご自宅での語らひ、東京での国文研での集ひ、高校の同期会などでの彼との語らひがなつかしく思ひ出されます。真剣に生きた彼の短い生涯は、私どものそれに比べても何倍も中味の濃い充実したものであつたと思へてなりません。

奥様にはその後如何お過ごしでせうか。先日の新聞では鹿児島も数年ぶりの寒さと報じてゐる通り寒い日が続いてゐます。悲しみは月日が解決してくれると言ひますが、日が経つほどに悲しみも深く強くなると思へます。

私も娘三人を埼玉の朝霞においてをり（女房は両方を行つたり来たりです）時々朝霞に帰りますので、機会を見て野間口君の御霊前にお参りしたいと考へてをります。

昨秋、川井先生にお電話して「野間口君を偲ぶ会」を開き、彼を知る人に呼びかけた旨、申し上げましたところ、ご賛同頂いたのですが皆さんお忙しく、年を越してしまひ本日（一月二十六日）になりました。七、八名に呼びかけたのですが川井先生、湯通堂さん、岩下さん、野間口俊行君、私の五人が集まり、川井先生を中心にして野間口君の思ひ出を語り合ひ、その後奥様に一筆づつ手紙をしたためてもらふことになりました。その間酒の方は我慢して手紙に没頭しました。その後鍋料理に焼酎を飲みながら、彼の思ひ出に話が盛り上がり愛すべき行正君のひととなりやその行動力について語られ忘れられない会となりました。

特に川井修治先生の彼への深い思ひを知りいまさるに野間口君と先生の絆の深さを感じたことでした。

健康第一に御自愛頂の上お過ごし下さい。

皆様のお歌お手紙を同封致します。

平成八年一月二十六日（土）

兄の思ひ出（野間口ユキ子様宛） 野間口 俊行（弟君）

今夕は黒木さんに声をかけて頂き兄を偲ぶ会が催されました。

兄が亡くなり早や五ヶ月が過ぎました。朝夕御仏前に手を合はせながら兄に孝行できなかつたことを悔やんでをります。

最近毎年国文研の合宿や出張の度に帰鹿してをりました。最後の帰鹿は平成六年の夏でした。兄は鹿児島県内の名所旧跡に行つたことがなく（兄の時代の人は大抵の人がさうだと思ひますが）、明日は何処にでも連れていつてあげるからといふことで二人で焼酎を飲み始めました。結果は二人とも痛飲したあげく私の家の庭に出て山に向つて大声で怒鳴つていたところを妻にたしなめられました。

翌朝は私はダウン、結局夕方に寿司屋まで運転して行くのがやつとのことでした。本当は兄はその時酒を飲める体ではなかつたのに兄の元気さについつい酒を奨めてしまつた次第です。

兄は先生方や同僚、友達に恵まれて幸せな男だつたと思ひます。

野間口君を偲ぶ（野間口ユキ子様宛） 湯通堂 義弘

私にとつて野間口君は弟のやうな存在であつた。学生時代は社研

の会合にて、大して思慮深くもない私が「これはかうだ」と言へば大いに共鳴し即座に行動に移さうとする。恥づかしい話ですが、あまりの率直さに私が当惑して引き止めることも再三でした。

兎に角彼は飾ることを知らず、思ひのままに率直に話し、例へそれを人にあしらはれても、笑つてすませる大らかさがありました。

左翼学生を相手にして、国を愛すること、皇室を尊ぶべきことの大切さをとつとつと話す姿を何度か見ました。実にこだはりなく。

故郷を誇り、友を大切に、家族思ひの彼を偲ぶ時、死に際しての惜別の思ひは如何ばかりであつたらう、と胸つまりくるのをどうしやうもありません。近くにゐたのもう少し頻繁に会つておけばよかつたのと思つてゐます。

野間口君を偲ぶ（野間口ユキ子様宛）

岩下 方成

お手紙を頂きながら返事が遅くなりましたのはいまだに行正君の死が信じられないからであります。奥様のお悲しみが深いだけに、どう書いたら良いかわからなかつたからです。伊集院高校で関根先生のお教へを一緒に受けましたが、行正君や銚之原君は素直に勉強してをりました。江口海でリンカーンのゲティスバーグの演説を大声で朗読したこともあります。

私が鹿児島高校に勤めてゐることもあり修学旅行で東京に行くことがあると、必ず旅館まで来てくれて徹底して飲みました。仙台で一晩世話になつたことがあります。行正君の手料理で夕食をご馳走になつたあと、カラオケに行きました。幸正君は真面目な男でカラオケなどはやるまいと思つてゐましたので意外であると思つたこ

とを覚えてをります。その時、彼が最近独り言を言ふやうになつたといつたことが印象に残つてをります。ご家族の事を思つての独り言だつたと思ひます。家族を想ひ、友人を想ひ、先輩、恩師を想ひ国家を想ふこと人一倍強い信の日本男児でした。今は関根先生の下で勉強してゐることと思ひます。

行正君は私の心に生きてをります。

お元氣でお過ごしください。

合掌

（編集註）黒木林太郎様のお便りに同封されてゐました野間口行正兄に就いての川井修治先生の思ひ出のお歌、湯通堂義弘様、野間口俊行様、黒木林太郎様夫々のお便りに添へられてゐたお歌は追悼歌に掲載させて頂き、又、俊行（弟）さんの文章は冒頭ではなくここに掲載させて頂きました。

御霊前に

東京・宮田良将

胸せまりいたましき思ひつきるなし年盛んなるに逝きし惜しまれ
たへがたき痛みをいやすてだてなく苦しき病床に臥し来しならむか
天何ぞ才を奪ふの早きかと君を憶ひてただにかなしき

野間口兄を偲ぶ

大宮・上村和男

思はざるまがごと続くこの年の憂はしきなかに君逝きましぬ
会ふごとに笑み浮かべつつ声かけし君し思へば悲しみあらた
いつになく虫の鳴く音の少なくて淋しき夕べよ君をしぬべ
御先祖らのみたまをまつる齋庭場に君とつらなり祈りしものを
ありし日の君のみ姿思ひつつ太子の御文読めば悲しき
輪読せし御文をひとり読みゆけば悲しさつのり涙あふれ来
いつの日か病も癒えて盃をくみ交さむと思ひをりしに
酔ふほどに鹿兒島弁をまるだしに語りし君の今はいままさず

野間口行正先輩を偲びて(四土会の案内に添へて) 浦和・飯島隆史

三月前見舞ひしときは潑刺と病みたる人とは思はざりしを
見舞ひしとき次は蘇峰の近世日本国民史を読むとのたまひし友
通夜の夜哀しみ耐へます奥様のみ姿ただに尊かりけり

野間口兄の御逝去を悼む

越谷・星野 貢

遠出して帰るさ友ゆ御逝去のみ知らせを聞き絶句す我は
真直ぐの道ただひたすらに辿りたる友にてましぬ薩摩の隼人
聖王のみ教へ學ぶ四土会支へ給ひし友にてましぬ
奥様の看取りかひなく黄泉路ゆくみたまをはるかをろがみまつる

家内の柱とたのむ背の君の神去り給ひて慟哭の極み

現し世の悲しみ深く思はざるまがごと起り涙して耐ふ

八月二十日 御通夜に参列して

同信の友らのあまた亡き友を惜む語らひ果てなくつづく

御遺体のおだやかな面親はしくあふるる念ひに合掌しまつる

古賀兄の二十年ぶりと言ひつつも列席なさるる同じ思ひに

高校の同期の方々さばにして集ひ給ひぬ君を悼みて

現身の別れかなしき我が身には逆縁の如く口惜し縁

野間口行正兄の通夜に参列して

横浜・柴田悌輔

若き日に歎異抄の素晴らしさを吾に語りし君を偲びぬ

親鸞の教へに帰依せし君の佛に「善人」の二文字大きくだぶりぬ

君ならばなにびとらにもさきがけて阿弥陀の佛は救ひまつらむ

我もまたいつの日かゆく道なれど悔しき年齢ぞ五十六歳は

野間口行正大兄の葬儀

神奈川・福田忠之

余りにも早く逝くとて君を知る妻も娘も涙流しぬ

うつし世の君の勲を述べむとて別れの文を書き上げにけり

泣き声になるなどの吾娘のいましめを思へどつまる文読み行けば

妻もまた君を悼みて奥様を慰めむとて連れ立ちて来ぬ

柩の中の野間口兄

眼鏡かけ柩の中に納まれる君の姿は穏やかにして

生前はこの顔見つつ酒汲みて笑ひなごみつ語りしものを

今ははや息も途絶えて眼閉づはかなきものようつしみの世は

今生のこれが別れと思はれて花振りかくれば涙溢れ来

野間口行正兄を偲びて

大阪・薬丸保樹

社研にて正しき道を主張する君の姿を思ひ出したり
例会後仲間と一緒に酌み交し君と歌ひし同期の桜
いつか会ふ日を楽しみにしてゐしに君はや逝くとは夢の如しも

野間口行正君に捧ぐ

鹿児島・岩下方成

闘病のこと一言ももらさざりし君の氣くばり淋しく思ふ
入院してをらるることも知らざりしうかつさみ靈にただわびまつる

献詠

熊本・北島照明

ああ先輩薩摩隼人さながらに神去りまししはうつと思へず
つたなかる我を導き励まさるる先輩のことは常にやさしも
最愛の人を失はれし奥様のみ心を思へば言ふすべなしも

野間口行正大兄逝き給ふ

東京・東中野修道

思はざる悲しき知らせに驚きつ聞きにけるかな君逝き給ふと
お元氣な二十日程前のその声が耳にひびくも信じがたくして
突然に五十路なかばに先立たれし友の心を思へば悲し
病癒え太子研究に生きなむと夢抱きけむ友は帰らず
たゆまずも牛のごとくに歩まれしその御姿を偲びてやまず

献詠

下関・寶邊正久

力ある憲法論議時をりに寄せし君なりをろがみまつる

御霊前に

福岡・小柳陽太郎

思はざるしらせ悲しもかくも早く君逝きまししとふこのしらせはや
四土会をあとに譲りてしばらくを病やまひやしなふといふ便りきけども
さはあれどかかみみ病と知るすべもあらですぎこし月日悔しも
親つばめ餌を求めて子らにあたふかなしみうたの胸にのこれり
広瀬中佐の歌高らかに歌ひてはほとばしるおもひ語りませし君
君がユーモアに我を忘れてうち興じすごしし時の今はなつかし
ユーモアの底ひに輝く玲瓏の君がみこころひたにこほしも

御逝去の二日前、澤部君病床を訪れし由

いかばかりうれしかりけむ病床によき友の姿見たまひしとき
胸底にふかく刻みてよき友の姿に別れつげましにけむ
よき友に別れまししより安らかにいのちのともし火消ゆと逝きにき
はてしなくくだちゆく世を亡きみたま守りたまへとただに祈るも

野間口先輩のお通夜に参りて

東京・磯貝保博

ありし日の好みならむか将棋盤ひそと置かれし祭壇の前に
将棋さすみ姿想へばありし日の人柄しのばれ悲しきましぬ

野間口さんの急逝をお聞きして

広島・岡棟 猛

語り合ふえにしなかりしも野間口さん君の面わは今もうつつに
ほがらかにゑまひて和む面わはも合宿に会ひしみ姿忘れじ
うつし世はかなしきものよもるともにみ國に仕へむと思ひをりしに

野間口先輩のご逝去を悼みて

富山・中田一義

暖かく御声をかけて下さりしあの立ち居振る舞ひにもう会へざるや

野間口兄の容態悪化を聞く（八月十八日）

東京・今林賢郁

ただならぬ容態なりと告げ給ふ友の言葉に驚く我は
モルヒネを打ちてしばしの安らぎを与ふる他に術なしといふ
意識はもすでに消え失せ語らひもすべてかなはずと聞けば痛まし
ああ友よ永らへ給へとひたぶるに祈るのみなり電話聞きつつ

心騒ぐままに稲津兄、奥富岡兄と見舞ひに向ふ途中、訃報に接す

とにかくに友に会はむと馳せ来たるわれらを待たずに友逝き給ふ

既に御自宅と聞き病院よりそのまま御自宅に伺ふ

野間口さんと呼べど声なくぬくもりの残る御顔にままひかへらず
来む春を期してしばらく職を辞し身体癒すと聞きてをりにしに
ああ悲し暑ささびしき真夏日に友逝き給ふわれら残して

献詠

横浜・関 正臣

夢にだに思ふことなしたのみてし君逝きつとふ今の電話は
うつし世のここだのつとめ友どちにまかせましけむと思ふかしこさ
このごろはつかれはてたるみなれどたまのふゆをさきはへたまへ

野間口行正兄を偲びて

東京・田口讓二

朴訥な鹿兒島弁に憂国の思ひをこめて君は語りし
国文研の世代交代の時迎へいかなる思ひに君逝きまししか
関西への出張のをり奈良の寺に僧侶を訪ねしを語りし君は
集ひの後我に声かけ会合を共にやらうと言ひし君はも

政治の腐敗、世相の歪み改めむと励む我らに力貸し給へ

野間口行正學兄のご逝去を悼みまつりて

福岡・合原俊光

三十年を過ぐる歲月諸共に学びこし先輩のみまかりぬとふ
歌便り讀み終へむとせしそのときに胸はつまりぬこれのみ知らせ
遺されし文み歌に今は亡き先輩のみ心偲びまつりぬ
まなかひに先輩立ちたまひとつとつと思ひのたけを語りますがに

十五年程昔、国文研の会合後、野間口先輩と同じ線にて帰る

川越・奥富修一

友どちと別れて帰る駅頭にワンカップ酒をもとめ来たりぬ
ワンカップを酌み交しつただならぬみ國のさまを嘆き給ひぬ
北本の駅に着くまで時のまを惜しむが如く語り給ひき
幾度も「奥富君ね……」と語りましし先輩の御顔は今もうつつに

野間口行正大人の御魂に

小平・山根 清

國のため命捧げしつはものを稱へ歌ひし大人逝きませり
乱れたる御國のさまを嘆きては歌よみ給ひし大人逝きませり

献詠

相模原・鏗 信弘

かく早く先輩のみまかりたまふとは思ひもかけぬことにてありき
大湊の我にも四土会の御案内をいただきしことありがたかりし
横浜の勤めとなりて四土会でふたたび会ひ得て嬉しかりけり
思はざる病にかかられしひととせのことを奥様にうかがひまつりぬ
具合よきときは遅くまで御仕事に努められしとふそのお人柄よ

この世のものとおもへぬといふ痛みにいかに耐へつつ過しましけむ
逝きませどみ霊はつねに共にあり導きたまふと信じて生きむ

先輩の心受け継ぎひたすらに學びの道に力つくさむ

明治天皇御集研究と太子の御本を共に誦しまつりしことは忘れじ

献詠

福岡・小野吉宣

悲しくも君去りましたし最愛の奥様と御子を後に残して

野間口先輩を偲びて

東京・青山直幸

己が思ひ伝へむとして身ぶり手ぶり尽くし語らるる姿浮かびく

友達と心通へば幾度もうなづきたまふしぐさなつかし

友達と酒酌み交はし楽しげに語らるる面の忘れえぬかも

祭壇の遺影を見ればにこやかに語りかけくるごとく思はる

八月十七日・野間口行正兄を見舞ふ

神奈川・国武忠彦

床に臥し呼吸器を吸ふわが友の息づかひ荒き走ることくに

わが問ひに応へぬ君とは知りつつも声かけてみるが哀しかりけり

本を読み酒を酌みては語りあひし若かりし日々を忘れ難きに

君のことを歌にて詠めといくたびも電話をくるる友ありがたき

謹んで野間口先輩の御霊に捧ぐ

神奈川・山内健生

三十年の昔の葉月の合宿で会ひまつりしがきのふのごとしも

三十年の月日の中にあまたありひたむきの先輩に魅かれしことが

合宿や研究会の折節に先輩のいまして心強しも

聖徳の太子の御書読む研究会はこそぞの師走がさいごととなりぬ

ひとすぢに道を求めて逝きましし先輩の面輪はとはに忘れじ

野間口先輩の御霊を偲びて

横須賀・古川 修

若き日に語りし先輩の顔容とみ声偲びて涙流るる

逢ふ度に「元氣ですか」と問ひ給ふ先輩今亡くて祭り迎へむ

大翔るみ霊よ安かれ残されしわれら努めむ命つくるまで

野間口兄の御霊を偲びて

大阪・坂東一男

稲穂稔る季節になりて届きたるみ魂祭りの案内の刷り文

この夏も慰霊の命に加へたり野間口大人の尊き御名を

忙がしき日々の続くも世の乱れ糾しゆかなむ大人いまさずとも

野間口行正兄を憶ひて

千葉・山本博資

去年のこの集ひに「参加したかりし」と電話をくれし兄を偲びぬ

ただ軽き腰の痛みにひとときを休み給ふと我ら聞きしに

思はざるやまひに倒れ逝きましてこれの集ひに友はいまさず

野間口先輩を偲びて

埼玉・藤井 貢

三月前友と見舞ひし先輩の逝きませるとはただに悲しも

病院の案内をされて送り給ふみ姿今も忘れえぬかも

野間口行正大兄の訃報に接して

筑波・大岡 弘

今既にましまさずとふ大兄のしらせを読みぬ澤部通信に

批判せよと他人の書送りよこされしこともありけり有難き先輩は

大兄の笑みつついつもかけくれしそのなつかしき御声恋ほしも

はかなしと嘆けど今は先輩のご遺志をつぎて我ら進まむ

野間口行正大兄の御霊前に捧ぐる歌

東京・小柳志乃夫

たちまちに逝きたまひたる先輩のみ姿しのお寝覚めの床に
国の行末うれひましつつまつすぐに強く明るく生きませし君

野間口行正兄のみ霊に(十月三日)

福岡・小林國男

み友らの歌をしよめばよむまに病に逝き給ふ君を悼むも
去年の夏合宿終りて阿蘇線の汽車に乗り合ひ言葉交せしに
飾るなき薩摩隼人の人柄は多くの友の心に迫りしか
国文研の道につながりみ友らと学ぶ姿勢を貫き給ひし
奥様も妹君も和歌づくり君が面影を録し給へり
夫と仰がれ兄と慕はれし現し世の君がひと世はうましかりけむ
激痛の痛襲へども片言の愚痴漏さずといふ君は益良夫

澤部氏の野間口氏の死を悼む連作短歌を読みて

益良夫の討ち死さながらの痛ましく悲しき最後の友との別れは

八月の十六日朝ゆ十九日夕刻までの君の歌はも

刀折れ矢尽きし如き闘病の最後の時期を迎へしか友は

急変のしらせを受けて駆けつけし君知らされぬ不治の病と

かくまでに深き病魔に侵されし友話器の声は元氣なりしと

奥様の夫に仕へし看取りはも病名み胸に秘めしままにと

目の覚めし友との語らひ悲しけれ生命の灯火消えなんとして

ま夏日は闇の如しと病院を辞して街ゆく君涙にくもり

友思ふ心はかくも痛哭のはた鎮魂の歌綴り給ふ

友思ふ君が真心はとばしりこの連作に波打つ悲し

野間口行正さんを偲ぶ会にて詠まれし歌

(一月二十六日、黒木林太郎さんの首頭にて鹿兒島にて開催)

【出席者川井修治、湯通堂義弘、岩下方正、野間口俊行、黒木林太郎】

川井修治

亡き人を知る辺の友垣あひつどひありし日がこと語る今日かも
もろ共に学び合ひたる若き日の思ひ出めぐり語らひつきず
類ひなく直なる性のこの人の今は亡しとは思はざりしな
足らはざる我を師としてねもごろに仕へくれにし人は今亡し
七十路を過ぎたる我はまだ生きて若き人の死今送るとは
國のため世のためひたに努め来し丈夫の姿今も忘れず
益良雄の猛き思ひは失するとも天駆けりてぞみ國守らむ
柱とも頼みし人を失ひてさびしく生くる夫人に幸あれ

湯通堂義弘

新宿の駅のホームにふり返りふり返りつつ別れし君よ

國のこと世のことのみを語らひし酒好きの君と焼酎酌みつつ

新妻を幼なじみの浜田君の妹なりと紹介せし君よ

他人様の悪口一度も言はざりますらを君を偲びやまずも

黒木林太郎

想ひ出すカバン小脇に足早に校庭歩みし君の姿を

野間口行正兄

澤部壽孫

八月十六日(水)

朝早くまどろみをれば奥様ゆ電話のありて胸騒ぎする

「合宿の報告記ししわが文をよみて澤部に会はまほしき」と

わが文を自ら読めぬわが友の病の急変信じられぬも

上尾なる友の病院目指しつ歩む電車の進み遅きも

枕べに立てどわが友ねむりゐて奥様とともに廊下に出づる

我知りぬ友の病はわが聞きし骨の病にはあらず不治の病と

一年余前の検査の時すでに病を治す術なかりしと

恐ろしや前立腺の癌友の身体を冒し骨むしばみしと

突然に奈落の底に落さるる思ひに聞きぬ悲しき知らせを

純にしてやさしき友になにゆゑにかかる病の襲ひくるらむ

枕辺にわが文を持ち奥様の伏せます夫に寄り添ひ給ふ

耐へまさむ奥様ならむに笑み浮かべわが来しことを語りかけます

妹君と弟君も兄上の看取りに來ましぬ九州の地ゆ

野間口さん眠りより覚める

やつれたる友のかすかに眼を開けてかほそき声に我に呼びかく

かすかにも後ろを向けとの声聞え言はるるままに後ろを向きぬ

時おかず回れ右とし語りますわが友今に何思ふらむ

前後ろ分わらぬ程に日焼けせし顔なれどこれが前なりと告ぐ

我が言ひし冗談を笑む力なく友は見つめぬ我がすがたを

元氣にてうらやましいよとのわが友の言葉にこもる深き思ひの

迫り来る死を予感してこの我を目に焼きつくのごと見つめます友は

師と友の念ひとどきて天翔けるみおやのみたま救ひませ友を

かなふならこのわれ友にかはらばや奇跡おこりて友よみがへれ
飯島君の便りいづこと奥様に聞きつつ再び昏睡るわが友

意識なき友の手を取りいま一度語らむとすれどかなはざりけり
友の顔やつれてませど握る手はふくよかなりき昔のままに

奥様・妹様・弟様と野間口さんのことを語り合ふ

苦しみを一人背負ひて健気なり夫にも友にも癌を知らせず

痛みゆゑに二十余時間座したまま眠らざりし友と聞けば痛まし

この痛みこの世のものとは思へぬと友奥様に語りまししと

元氣なる友の電話にえも云えぬほどの痛みと思はざりしと

「絶対に助かりません」と言ひ放つ医師の言葉の何と冷たき

御娘様も椅子に座りて祈るらむ父君の病はやく癒えよと

妹君も癌の病に夫なくし給ひしと聞く一年前に

一回り若き年齢の弟君のやさしき御顔よ兄君に似て

帰り路

友の痛み分つあたはず力なき我許しませとただ詫びまつる

帰り路を行けど涙にくもりけり今日ま夏日は闇のごとくに

昼、乃木神社の近くの中華料理店にて小田村先生に馳走になる

真夏日の蟬しぐれ鳴くみ社に友蘇れと祈りまつりぬ

今一度友蘇れと師の君とひたに祈りぬ神守りませと

八月十七日夜 国武忠彦先輩より電話を受く

我れ会ひし時ゆ病は急変し昏睡りしままに友は覚めずと

先輩の話聞ききつつただ祈る友今一度よみがへりませと

八月十八日朝 自宅にて弟君と電話にて話をする

血圧の異常に低く下がりがりたる友の容態いよよ憂はし

同午後二時半頃 奥様より会社に電話あり

今し方みまかりまししと奥様の声の聞えて絶句す我は

回想（八月十八日）

おととひの会ひが最期の別れとは君逝き給ふを信じがたきに

己が不幸をつひに言はざりしわが友のやさしき心を今にして知る

縁得て会ひまつりし日は三十五年まへに集ひし雲仙合宿の日

感想文の編集しつつ事務所にて徹夜をせしと思ひ出さるる

合宿に行きて友らと酌むことを楽しみにしてともに生き来し

八年前仙台にゐし君訪ね酌みつつ語りし日を忘れぬや

「聖徳の太子の御本の輪読会」と「四士会」のことを語りしことを

語らずも会へばたちまちおたがひの心通へる友にありしに

「四士会」をたゆまず長き年月に続け来し友みまかりましぬ

君のあと継ぐ若き友見つけたる喜びの声はいまもうつつに

一人して我にも言へぬことを今為しつつありと語りし友はも

歌詠むはまれにあれども通信の歌々愛でてやまざりし君

めづらしく奥様の歌添へ通信に寄せましし絶唱・最後の歌々

生涯の友みまかりてうつろなる心を何になくさめ生きむ

師と友の思ひに連なりひとすぢの信に生きましますらを友は

遺されし奥様・御娘の行く末を見守り給へ友のみ霊よ

君の心偲びて生きむいたらざる我らが行く手を見守り給へ

八月十九日 夕刻に野間口家を訪問す

蠟燭の灯に照されて在りし日の笑顔のままに友眠ります

今にしも目覚め言葉をかけくるごとくに見ゆる友の寝顔は

奥様と妹・弟君・御娘に見守られ友眠ります夕べ静けき

慰むる言の葉もなく過ぎし日の思ひ出語るとりとめもなく

作りてはすぐに消したるわが友の歌作りの苦勞話を面白く聞く

狂歌なりと夫は言ひしとあまひつつ楽しき思ひ出を語り給ひぬ

涙ぐみ喜びましぬ師と友の歌編み終へし通信を見て

折々に送られて来る通信の歌をよむのが楽しみなりと

かくり世に旅立つ夫へ何よりの土産と言ひて涙ぐまるる

七澤の合宿にての師と友の歌あまた載る八十三号

師と友のあまたの歌をともにして旅立つ友も喜びまさむ

九月二十九日、野間口行正兄のご自宅を訪問す

師と友の君を悼みて詠みまししあまたの歌を供へまつりぬ

刷り文を供ふる時にうつしゑの君の笑まふが見ゆる心地す

奥様と文子ちゃんも妹君の夕べ静かに君悼みます

父君を夢にて見しと文子ちゃんの語るを聞けば涙ぐまるる

「うれしかつた」と語る言葉に今は亡き父君慕ふ心あふるる

誰よりも愛せし御娘の枕辺に出て来て立ちし君にあるらむ

時々夢に出で来て淋しさに耐ふる文子ちゃんをなくさめ給へ

父君に連れられ行きしレストランに母君案内せし文子ちゃんとふ

同じ席に座して同じ食物を食みて父君を偲びし御娘よ

追憶の歌

野間口ユキ子

主人がみまかりまして一年がたちました。この度、職場、友人、国文研の方々のご好意とお骨折りで遺稿集を出して頂く運びとなりましたことを感謝申し上げます。主人にとりまして何よりの、何よりのはなむけとなりますことを嬉しく思います。

数え年・五十五歳という短い生涯ではありますが、良き師友、良き職場の方々に恵まれて、ほんとうに幸せな人であったと思います。家庭では病を得てからというものは、お互いに生を見つめ合うだけのものでした。最期の時期、かなり厳しい時でさえ、荒れることもなく、不思議なほど一貫して静かな闘病姿勢でありましたことが印象深く残っております。

親との別れもつらいものでしたが、伴侶との別れのつらさは格別なものです。途方にくれて、因幡の白兔ながらに陥ってしまった時に、歌の道に出会い、導かれ、拙いながらも、三十一文字に懸命に詠むことよって心が癒される思いでした。

歌は、私にとりまして、正に蒲の穂綿であったと言えます。

折々の歌や、主人の最後の年の思い出を反すうし、偲びながら、これからを生きてゆけるような心境となつてまいりました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。お世話になりました方々のご健康を祈念して、御礼を申し上げますと存じます。

静養中の「仏像の見方の講座」の申込み受領書届く（九月五日）
逝きまして十日余経ちて返信の自筆のハガキの配達さるる
ありし日の夫の念願を引継ぎて講座を受けむと心に決めぬ

葬儀終りて（九月六日）

身にあまる別れの言の葉いだきて黄泉のくにへと旅立ちましぬ
おとうさんとよびては座して灯をともしみ姿偲ぶ娘と二人にて

七七忌の法要終りて（九月三十日）

亡き夫の法要終りし庭べに茗荷の白き一輪の咲く
のみさしの焼酎のびん今もなほうすき埃に立つが悲しき
ありし日の父偲ぶがに口ぶりと身ぶり真似する娘かなしき

門の側の朝顔（十月十五日）

秋深み日々過ぎゆけどあさがほはあの真夏日のままに咲きをり

二度めの月命日に（十月十八日）

暑かりし夏のごとき日布団干す夕べには夫の帰る気にして
稲実る秋めぐりきて亡き夫と去年に行きたる佐渡思ひ出す
たわわなるおけさの柿を見やりつつバスにゆられて鳥巡りしを
是非佐渡へと夫の決めたる旅なれど終の旅とは思はざりしに
大まかな気質にませどもこまやかな心づかひを今にして知る

育ちたる南の地とは違ひたる歴史風土の旅情胸に満つ
いつまでも北本の地に居たまへと言ひくるる友の心うれしき
二十余年北本の地に過みごし来て知り合ひ増して第二の故郷ふるさと

中国残留孤児六十七名来日（十月三十日）

二歳にて母に背負はれ満州ゆいのちからがら帰り来し我
手がかりをひたに求めて祖国へと帰り来にけり六十四名の
幼き日に教へしとほりに弟は紙飛行機を折りて見せしと
甘き煮豆ともに食みたる幼き日の記憶に姪と判明せしとふ
大陸に残せし家族の無事なるを願ひし父君今いませずと
いばかり親はらからに会ひたきと念ひましけむと胸つまり来る
母親に歌つてもらひし「浜千鳥」声やはらかにうたふ孤児あり

体調くづし胸痛が続く（十一月一日）

かずかずのつらき思ひの重なりて痛みとなりて胸に棲みつく
亡つぎき夫と同じおもひに浸らむやと芋焼酎のソーダ割飲む
吃どもり音まして器用ならざる夫なれどただひたむきに生き給ひけり
あの人の遺せし文字をなぞり書く若き頃よりかはらぬ字形を

仏像の講座・五日目の日（十一月四日）

息きらし五階へ向ふこの我に男子生徒の挨拶くるる
大きなる十六夜の月出でにけり高く凍てつく夕べの空に

立冬の日に菜園にて（十一月八日）

小春日の陽を背に浴びて耕せる土の匂ひに心やすらぐ

立冬のわが菜園に植ゑ込みしキャベツの苗のかほそき茎よ
長き冬耐へて来む春丸き玉結べとねがひ土をほぐしぬ

十一月十五日

音立てて冷たき風の吹きすさびヒョウ降るごとく落つる銀杏
人々に実りを分ち疲れしかこの老木の実は瘦せにけり

十一月十八日・月命日

夫つぎ病みて詠みはじめたる歌なれど思ひのままを詠めば楽しき
悲しみを歌にて詠めばわづかにも胸の痛みのやはらぐ心地す
夫逝きて日々過ぎゆけど折々のお歌のたよりはたゆることなし
娘と二人漂ふごときこの日々にはげまし給ふ亡夫のみ友は
温かくゆかしき人柄そのままに受話器の中ゆ声の聞ゆる

友（十一月三日）

亡つぎき夫と同じ病の夫をもつ友と語りぬ励ますのみにて

フルムーンの友（十一月三日）

長崎と宮崎鹿児島めぐり来し友の面輪は幸せに満つ

九州場所始まる（十一月五日）

つらいとき夫とテレビの相撲見て慰められしを思ひ出にけり
初場所と春・夏場所を楽しみし夫は遺影に微笑み給ふ
おのづからお國の力士ひいきして力を入れて応援しましたし

脚走に入りて（十二月六日）

かたくなに車持たざるわがあゆみゆくりたるかな蝸虫のごと
荒々しく車行き交ふ道なれば我が自転車は端に追はるる
銀杏を入れて作りし茶碗蒸し三個並ぶるならひ悲しも
勤めより帰り来にけるわが友に蒸したる碗を持ちて行くなり
薄皮をむきし銀杏銀色の宝石みたいと指にあてがふ

十二月十二日

霜落ちて物皆色の失せし今はこべの緑の力強さよ
名のごとくうつむきて咲く侘助のうす桃色のはかなげに見ゆ

保育室の赤ちゃん達が家に立ち寄る（十二月二十一日）

北風さけて庭にて遊ぶ陽だまりの児らの頬には笑みの浮かべり
愛らしき赤子を抱けばやはらかき手ごたへありていつくしきかな

愛犬「ごろう」（十二月二十三日）

四年前わがつとめたる保育園にたどりつきたる野良犬なりし
心なき人の捨てしかあはれにも首輪のあとのしるく残れば
飼ふならば子犬を飼はむと思ひしに成犬の君あらはれにけり
慕ふ眼に吾につきままとふ可愛さにはだされ家に連れ帰りけり
連れて来しその日のうちに幾年も住みたる顔せし君のをかしき
名は何と悩むはいらず先代も先々代も「ごろう」なりせば
休日の夕べの散歩は亡き夫と必ず行きし荒川あたりに
愛らしき君にありせばいつしかに家族のなかに住みつきにけり
主逝き残る二人を護らむと日夜守する蒼き眼をして

朝まだき眠さこらへて行く散歩肌刺すごとく冷たき中を

十二月二十二日

亡き夫と昨夏に頂上まで登りし富士山を望みて
二階よりはるかに望む白き峰しばしながむる去年思ひつつ

十二月三十日

ゆく日々を止めるあたはず三十日なり悲しき年の一日残して
耐へがたき慟哭のこの一年を思へば埃とて捨てがたきかな
大晦日の常のならひにしめ縄を求め来つれど飾る人なし
「通信」のみまかりましし人の名に胸のいたみぬ我がことのごと

平成八年元旦、御仏前に

おだやかに年の明くれば娘と二人強く生きむとあらたに誓ふ

一月二日

陽は落ちて荒川土手ゆ望みたる武甲に連なる秩父の山々
いつの日かまた山歩きするわがのぞみかなふ日待たむ思ひつらせ
山々の連なる南に清らけく美しき富士の山影の見ゆ

一月三日

たひらかな世にあれかしと護摩焚きの炎見つめて我は祈りぬ
にぎやかな祭り日暮れて後しまふ店に居ならぶだるまを選ぶ

一月十四日（栃木の太平山神社に詣でる）

二十三の春詠へし朱のコート捨て去り難く持ちつづけをり
今もなほ着れるとの思ひ捨て難く直しに出したるコートなりけり
手直しの技見事にてよみがへり五十路なれども着てみむと思ふ
小春日に心かよへる友どちと笑ひさざめき階上る

一月二十四日

思ひ立ち黄ばみ破れしままにある障子の紙を張り替へにけり
たつぷりと糊をふくませ紙ひけばきりりと仕上がり清々しかり
ま白なる障子を透かして部屋ぬちに春間近きか光やはらぐ

一月二十日

亡夫に代はり学びし講座の最終日は宇宙船帰還の記念の日なり
かずかずのみ仏たちにまみえつついにしへの日に思ひを馳する
修了の栄えある証書をいただきぬ太き文字なる亡夫の名前の

二月二日

暁の枕辺に夫立ちましぬ背広姿に何言はずして

二月六日

故郷にいます母君讃へます友の面輪はしあはせに充つ
母君を気づかひ慕ひ語ります友羨まし我母いままさずて

二月九日

風すさぶこの真冬日に何処ゆか出で来し蠅の歩みの鈍き

飛びもせで畳の上をよろよろと季節間違へしあはれなる蠅

空に三つ星凍てつく

幼き日兄弟星と思ひるしあの三つの星の空に凍てつく

二月十日

しきしまの名だたる山々たのしみて飽かず見入りし頃を思ひぬ

二月十一日

先逝くはどちらなるかと冗談を言ひて遊びし三年前には
二十七年添ひたる我はおろかにも別れしのち知る亡夫の志を

二月二十一日

門の辺におのづと根づく野のすみれ明るき日射しに蓄増しつつ

北海道地滑りトンネル事故（二月二十一日）

北の地に悲しき事故の知らせありなす術もなく苛立ちつつのる

二月二十四日

去年の今日病癒えしとわが夫の帰り来ませしを思ひ出にけり
二日ほど休みしのちにすぐさまに職場へ戻りし夫にまします

二月二十八日

楽しげに娘の遊べるワープロに我も加はりいちりてぞみる
ワープロは面白きかな昨日まで不得手なものと思ひをりしに

三月十六日

ふるさとの川辺に立ちしネコヤナギ幼な心にかへり見に行く
湯の町を隣に育ちし我なれど若き頃には馴染まざりしに
湧き出づる湯に浸りぬてふるさとを心ゆくまで味はひにけり

三月二十日

メキシコのかぼちやを買ひて地図ひらき遙かな国を確かめて見る
手ざはりと色つやも良く国産と変はらぬ味にまたおどろきぬ

彼岸に亡夫の納骨に鹿児島に行く(三月十六日)

夜半よりの春嵐はゆきて晴れし日に亡夫のお骨とふるさと目指す
寄るべなき夫のお骨を引き受くる義弟の心ひたにうれしき
納骨に行く我と娘を心より待ちぬてくる嫁と子らはも
韓国の頂の上へに立ちたるは二十歳のときの夏の日なりき
街をゆく電車に乗れば次々になつかしき名の停車場の見ゆ
久々に桜島山がむれば応ふるごとくに大きく噴けり
をちこちに三年前なる水害の爪痕今も残りけるかな
ふるさとの亡夫のみ友ら集ひ来て納骨の場を見守り給ふ
亡夫いたむ読経の声の胸に沁み納骨の儀は無事に終れり

故郷を去る折に(三月十九日)

ふるさとの山に抱かれとこしへに夫の御霊は眠り給ひぬ
ふるさとを離るまなかひ高千穂と韓国・えびの峰々聳ゆ

三月二十二日、納骨をすませて三日後に

ふるさとの眠りまほしと言ひませし亡夫の願ひを叶へ安堵す
つつがなく納骨の儀をふるさとに終へ三日後は我が誕生日
我が生も五十路半ばに近づきて今日穏やかに暮れてよしとす
何もかも運命なるらむ何事も今あるまます受け止め生きむ

三月二十六日

花絶えて久しき庭に黄色なる水仙の花の咲きて彩る
いよいよに仕事に出づる日近づけば落ち着かずして溜息多し
我が娘叱りしときにはかにも悲しみ湧きて胸ふたがりぬ

三月三十日

嬉しくも仕事の話をいただきぬ亡夫の職場のはからひにより
外へ出て心新たに働かむ見守りくるる亡夫を信じて

四月一日、初出勤(川口にある「新技術協会」に勤務)

初出勤に亡夫の職場へ向ふ我ただ緊張にうちふるへつつ
亡夫の元上司、同僚の方々の情け身に沁みあたたかきかな
保母として幼き童らとあそびたる勤めを最後に今に至りぬ
今日よりは高きビルなる一室にこもりて机で仕事するなり

亡夫の同僚なりし女性に案内される

「あれなるが野間口さんの机なりし」と広き机を指さし給ふ
思はざる病に倒るるまきはまで力の限りつとめましけむ
意外にも電車は混まず沿線の桜愛でつつ帰り路を行く

わが留守を見守りくるる両隣おとなりの友らの励まし嬉しかりけり
我が娘先に帰りて米研ぎと犬の散歩を終へて待つなり

四月六日

亡き夫と愛でにし日より一年のめぐり来たりて桜咲く今

鹿児島実業高校野球優勝

ふるさとの鹿児島実業はれがまし初優勝を遂げにけるかも

出勤(四月十二日)

名にし負ふ高崎線のすさまじき混み様に会ひたぢろぎにけり
やうやくに電車に乗れど人混みに本読む隙間もあらざりにけり
初めてのさや豌豆の五つ六つ彩り飾る我が弁当は
楽しいきは娘のごとき乙女らと語り会ひつつ昼げ取るとき

休日(四月二十一日)

日の本の唱歌や短歌の選評のラジオ聞きつつ家事こなす我

四月十七日

はやも今日初給料をいただきぬ人の情けのただ有り難く
朝ごとに浦和の駅に「ふるさと」のしらべ流れて胸を打つなり
こころざしをはたしてとの詩を口ずさむ今亡き夫を思ひ出しつつ

ふたたび亡夫を思ふ(四月二十日)

烈しくもみ心ひろくにこらずに短きひと世を駆け抜け給ひし

四月二十七日

我がビルの部屋の外にはたえまなく外国のしらべ流れをるなり
母と娘のそれぞれ鍵持ち外へ出る暮しにはやもひとつきを経ぬ

門辺(五月四日)

冬堪へて春の陽を浴びスイトピー七色八色に可憐に咲きぬ

失敗(五月十六日)

浦和から急ぎ乗りたるわが電車反対の方へと走りゆくなり
一駅を過ぎてはじめて気づきたる吾を笑ひつつひきかへすなり

添削されし歌を澤部さんより頂く(五月十六日)

わづかづつ添削のうへタイプして送り給ひきわが歌々を
折々の我が歌よみて味はへば疲れ癒えゆく心地するなり

友の家を訪ふ(五月二十二日)

新しき家につばめの巣を作りひな孵りたる玄関かの上に
夕べには日を消しひなをいづくしむ友の心は優しさに満つ

川口駅で中国の楽器の演奏を聞く(五月二十八日)

家路へと急ぐ我が足止りけり心惹かるる中国の曲に

休憩時に(五月二十七日)

川口の街の通りに軒低く古き店々居並びにけり
北の魚並びし店にみんなみの活き良ききびなご見えて嬉しき

五月二十八日

早朝に新聞届くる青年の礼儀正しくさはやかにして
いくたびも配達の人代はれども礼儀の良さは変はらざりけり

六月四日、上尾駅にて

列車着きにはかに聞ゆ学童の声にぎやかにホームの上に
若き日に四十五名を引率し春のひと日に行きし遠足
かの童らもすでに四十路の坂を越え今それぞれに暮らしをるらむ

六月九日、おだんこの葉（さるとりいはら）を見つける

埼玉に久しく住めどこの丸き葉を見つくるははじめてなりき
幼き日母のもとにて粉こねてこの葉につつま節句を祝ぎし
葉のかほりほのかにみちてなつかしき幼き遠き日々蘇る

六月十九日

ラッシュ時をもものともせず白き杖持ち歩み行く男性の見ゆ
白き杖を見て道あくる人々のあひだにしばしぬくもり通ふ



あとがきに代へて

生涯の友・野間口行正兄のこと「書読む集ひは楽し」

(日商岩井(株)ガス・石炭本部・副本部長)

澤部 壽 孫

縁得て会ひまつりし日は三十五年まへに集ひし雲仙合宿の日

入院中の野間口行正兄が、五十六歳の若さで亡くなられたのは、蟬しぐれするま夏の暑き八月十八日の午後であった。青天の霹靂であった。月日は矢のごとく過ぎて行くが、野間口兄の面影はいよいよ鮮明にして忘れ難い。兄は僕にとつて生涯の友であった。生涯の友にめぐり会ふ機縁を与へてくれたのは、昭和三十五年の夏に雲仙で国文研「第五回・全国学生青年合宿教室」に初めて参加したときであった。日米安保条約が岸内閣により自動延長されて、世情は騒然としてゐて、日教組が猛威をふるひ、共産主義が謳歌され、進歩的文化人が幅をきかせてゐた時代であつた。二人とも人生の転機を迎へたといふ意味で、雲仙合宿は、二人にとつての人生の重要な出発点となつた。野間口兄は鹿児島大学二年生、僕は長崎大学一年生であつた。

感想文を編集しつつ事務所にて徹夜せしと思ひ出さるる

昭和三十八年に東京の新技术開発事業団に就職されてゐた兄と僕との親交が始まつたのは、大阪から東京へ僕が転動してきた昭和四十二年であり当時東京では上村和男先輩を中心に、「八日会」といふ輪読会が行はれてゐて、「合宿教室」を体験した僕らの世代の仲間や学生が多く参加してゐてにぎやかであつた。吉田松陰先生の「講孟余話」を輪読する「八日会」や、折々の国文研の会合で、祖先の生き方にふれながらの語ひは、社会人として間もない野間口兄と僕にとつて、時代の風潮に自分を見失はずに生きる上で、又職場で生き活きと仕事をすゝる為にも大切なものであつた。

当時は小田村理事長、長内事務局長はじめ先輩方がまだお若くて、厳しいご指導を頂いたのも懐かしい思ひ出である。

合宿教室の「感想文集」の編集の為に、上村先輩の御自宅や小生の家に、泊りがけで集つて、貸し布団にござこ寝した時も、野間口兄と僕も友らの中にゐた。国文研の事務所に合宿教室の「感想文集」の校正の仕事を徹夜して行ひ、そのまま会社に行つたこともある。

己が不幸をつひに言はざりしわが友のやさしき心を今にして知る

校正に限らず何かの作業があるときは、いつも一緒であつた。黙々と作業をして止むことのなかつた野間口兄、愚痴のひとつもこぼさなかつた兄のお姿が目につかんでくる。在京の若手会員の活動が盛んになり、全国の若手会員に呼びかけ、それに応じた九州・大阪・富山の友らも加はり、坂東一男先輩のはからひで、葉山の「朝日ビル寮」で合宿をした時、野間口兄は、東京裁判についての気迫のこもつたお話をしてくれた。当時から野間口兄は東京裁判を熱心に研究してゐて、在京の若手の研究会「国の息吹」の会合で、野間口兄が研究の成果を発表されてゐることを、ニューヨークで聞いた。

語らずも会へばたちまちおたがひの心通へる友にありしに

昭和四十六年から昭和五十一年迄の海外勤務を終へ東京に戻つて来た時、僕を迎へてくれた野間口兄の笑顔は忘れられない。

八年前やとせまえ仙台にゐし君訪ね酌みつつ語りし日を忘れぬや

聖徳の太子の御本の輪読会と「四土会」のことを語りしことを

今から八年ほど前に当時仙台に単身赴任してゐた兄と、仙台の駅前の居酒屋で飲んだ。

当時東京の私達は二つの問題に直面してゐた。一つは「四土会」のお世話役（藤井貢君が四年程やつてくれてゐた）の後任者を見つけること、二つ目は長年に互り先輩方が続けられた「太子研究会（聖徳太子の維摩經の輪読会）」に若手で誰か参加する人がゐないかといふことであつた。

話を聞いた野間口兄は、即座に太子の研究会には是非参加したい、「四土会」の幹事役をやつてもよいと言はれた。並々ならぬ兄の決意であつた。

兄が東京に戻られたのと前後して、僕は大阪に転勤になり「四土会」には参加出来なくなつたが、大阪の寮にも「四土会」の案内の葉書が毎月途絶えることなく送られて来た。

「四土会」を長き年月たゆまずに続けて来し友みまかりましぬ

常日頃、口数少なく笑みを絶やさぬ野間口兄であつたが、「太子研究会」には必ず出席され、黒上正一郎先生の御著書『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業』を輪読する「四土会」を、長年に互り病に倒れる直前まで、楽しく続けられたのである。野間口兄は本当に得がたい友であつた。

合宿に行きて友らと酌むことを楽しみにしてともに生き来し

六年間の大阪勤務の間は、合宿教室に参加して、兄をはじめ友達・先輩と会ふのが楽しみであつた。合宿教室では慰霊祭の齋庭作りに兄も僕も参加するのが常であつた。二年前の阿蘇合宿では関正臣先輩に代り野間口兄の指揮の下で齋庭作りが行はれた。一日の日程が終ると「澤部！そろそろ行かうか」との兄の合図で先輩のお部屋にお邪魔して先輩方のおはなしを聴いたものである。

君のあと継ぐ若き友見つけたる喜びの声はいまもうつつに

飯島隆史兄が「四土会」の幹事役を引き受けてくれたとの病床から電話をくれた野間口兄の喜びの声は今でも耳に残つてゐる。

めづらしく奥様の歌添へ通信に寄せましし絶唱・最後の歌々（澤部通信八十二号）

昨年七月に頂いた野間口兄のお便りは忘れられない。歌は詠めないとほほあきらめてゐるやに見えた野間口兄のお便りに歌が添へられ、澤部通信に載せてもらひたいと記されてゐた。

その時、御本人が余命いくばきもないと予知されてゐたことに僕は気づかなかつた。死を間近に感知して、生の記念として歌を残さうと歌作りに奮闘なさつた野間口兄であつたと、歌の持つ力をしみじみと思はしめられるのである。

闘病中に兄が読んだ本の一冊は「正岡子規について」であつた。亡くなる一カ月前のお便りに添へられた左記のお歌（師友の歌に混じり、「澤部通信・八十二号」に掲載）が通信の最初にして最後のお歌となつた。

かへしの便りに添へて（七月十日・澤部宛）

埼玉・野間口行正

うつし世に生くるみ教へ仰がむと太子の書読む集ひは楽し

病む我にかはりて会を続けむと言ひくれし友の言葉嬉しも（飯島隆史さんのことを）

み書読みかつ語らひて友ら今心ゆくまで酌みますらむか

大人たちの力かたむけ編みましし書を読みむなり今日一人して

今は亡き師のみ名見えてなつかしくみ言葉直に聞く心地する

子燕に餌を与ふる親鳥の姿を見て

降りしきる梅雨の朝に子燕の餌を求めて賑々しく鳴く

空遠くをちこち餌を求め来て与へ終へるやすぐに翔びゆく

（妻の歌 一首）

かるやかに飛び交ひ餌を探し得て子らの口へと親鳥与ふ

合宿教室に参加したことにより、お互ひの人生の転機を迎へたこともさることながら、風光明媚にして、人情豊かな田舎に生まれ育つたことにより、素直なところに恵まれたことと、更には、満州からの引揚げを体験し、農家の長男でありながら戦後の厳しい経済事情の中で両親のお陰で大学を卒業させて貰つたといふ、よく似た境遇が二人を、より強く結びつけてくれたやうに思ふ。

兄との話しは時事問題と、国文研の先輩や友らの消息が主であつた。お互ひの家庭のことはほとんど話すことがなかつたが、親孝行にして妹弟思ひであり、家庭ではおやさしい奥様、お嬢様と美しい家庭をいとなまれてゐたことを兄のご逝去後に知つた。御宅にお伺ひしてもつといろいろな話を聞けば良かったのに、と今にして悔やまれる。

次のお歌は野間口兄が亡くなられてからの奥様と妹様から頂いたお歌である。

入院中に帰宅す

野間口ユキ子（奥様）

病む床に五十五歳を迎へ給ひ許可をもらひて家にて祝ふ

ひとまづの薬のききめか五十五の誕生祝ひ日痛みやはらぐ

病む夫は何をいちばん喜びまさむとおもひのたけを手紙にして贈る

兄を偲ぶ歌

飛田妙子（妹様）

我が家にてあとこれだけとコップ挙げ焼酎せがみし兄なつかしき

就職に上京しましたし兄上を見送りし日の思ひ出さるる（昭和三十八年）

見送りしそのとき末の弟はまだ小学の一年なりき（同右）

父母は野良、夕飯は兄、風呂炊きは私の仕事の幼き日々よ

師と友の思ひに連なりひとすぢの信に生きましますらを友は

遺されし奥様・御娘の行く末を見守り給へ友のみ霊よ

天翔ける君のみたまよいたらざる我らが行手を見守り給へ

野間口兄の御逝去を悼み四十人余りの師友の歌が寄せられた。皆に慕はれてゐた兄であつた。今更に兄が恋しく思はれる日々である。

戦後教育の弊害は日本の根幹を揺るがし、國が果て知らず乱れて行く中で、愈々これからと云ふ時の兄の死は余りにも突然で、惜しみても惜しき足りない。心に大きな穴が空いたやうな、うつろな気持ちに襲はれる。

戦争で友と別れるといふ痛切な体験は僕らにはなかつた。けれども、三十余年、職場は違つても、世代の断層を埋めんとして、合宿教室を営み続けて来られた師と先輩の生き方を信じて、師友の末端に兄と連つて生きてゐるうちに、多くの友に恵まれて、自然に固い友情の絆が出来上がったやうに思ふ。兄との仲はさういふ仲であつた。

病床の激痛の中に、厚木合宿を毎日偲び、日本の将来を信じ、聖徳太子のみ教へを讃仰して止まれなかつた野間口さんの御遺志を支へにして友らと力を協せて生きようと思ふ。

み國いまだならぬとき逝きましし君偲びつつ旅行く我は（平成七年八月二十一日・葬儀の日にウィーン行き機上にて）

【編集後記】

「遺稿集」を編集しつつ、あらためて感じられましたのは、野間口兄の人生に取り組む心持ちの美しさと、誤れるものに対しては断固としてたたかふ生き方でありました。誤れるマルクス・レーニン主義と占領政策・東京裁判史観の只中にあつて、世代の断層を埋め同胞感を蘇らせんとして、昭和三十一年に開始された合宿教室に参加し、連綿たる日本の歴史を守らうとの先輩方のお心にふれて、人生の転機を迎へられた野間口兄がひとすぢの信に連なり、マルクス・レーニン主義および敗戦思想と戦ひつつ、家族・師友と心を通はせて、常に日本を思ひながら、一途にその生涯を捧げられたといふことであります。そのことは、この遺稿集のいたるところによく表れてあります。多くの人達に、是非読んで頂きたいものです。

野間口正兄の遺稿集を出さうと思ひ立ち、兄の遺稿を集めようと思ひ出したのが、今年の初めであります。最初は兄の遺稿がどのくらゐあるのかも分らぬままに、小冊子でも良いといふ気持ちで、折々の会合等で、遺稿探しを先輩・友らに願ひすることから始めました。

昭和四十二年の若手国文研（合宿教室卒業生）の「葉山合宿」の記録、「国の息吹」の論集記録、月刊「国民同胞」の掲載文、勤務先・「新技術事業団」の会報等の記事、それに学生時代の論文等を、本格的に集め出したのが今年の四月頃であつたやうに思ひます。有志でささやかに発行しようと思ひましたが、五月に行はれた、国民文化研究会の総会の席上で、小田村理事長より「野間口さんの遺稿集発行を聞いたが会として発行したらどうか」との有難いお話がありました。遺稿集が会から発行されるといふ喜びと同時にさらなる責任を感じました。

遺稿集を編集するにあたり、飛田妙子様（妹君）、野間口俊行様（弟君）、野間口利文様（弟君）、濱田康助氏（義弟）、川井修治先生、香川亮二先輩、福田忠之氏、国武忠彦氏、葉丸保樹氏、奥富修一氏、東中野修道氏、岩越豊雄氏、飯島隆史氏、井上邦弘様、伊藤千代治様、本田寛様、銚之原善章様、関根八重子様および野間口ユキ子様の皆様に、ご協力を賜りました。また、病氣療養中にもかかわらず小田村寅二郎先生には「序に代へて」をこころよく書きいただきました。編集者一同に代り、ここに厚く御礼申し上げます。ソ連が崩壊し進歩主義的考へ方の誤りが明々白々となつた今、あひもかはらず、日本は敗戦思想から脱却できずに、諸外国の言ふがままの内政干渉を許し、真の独立国と言へない状況にあります。

本遺稿集は、はからずも国文研の若い世代の戦後昭和史の一頁とも云へるものともなりました。なほ、本書の題名は、野間口兄の最後のお歌の一首「うつし世に生くるみ教へ仰がむと太子の書読む集ひは樂し」からいただきました。（澤部壽孫記）

平成八年十一月二十日

頒価 一、〇〇〇円

送料 三一〇円

『書^ホ読む集ひは楽し』

——野間口行正遺稿集——

編者 上村和男・山本博資・澤部壽孫・磯貝保博

藤井 貢

発行人 社団法人 国民文化研究会

理事長 小田村寅二郎

東京都中央区銀座七―一〇―一八（柳瀬ビル三階）

電話 〇三―五七二―一五二六

FAX 〇三―五七二―一五二七

印刷所 (株)松井ビ・テ・オ・印刷

